

令和3年3月26日  
山口県報号外第11号  
監査公表第5号別冊

# 令和2年度 包括外部監査の結果報告書

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

令和3年3月  
山口県包括外部監査人  
森 永 晃 仁

## 目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 出先機関	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
(1) 監査要点	2
(2) 主な監査手続	3
8. 包括外部監査人及び監査補助者	3
9. 利害関係	3
第2 外部監査対象の概要	4
1. 山口県における災害の概要	4
(1) 本県の地域特性	4
(2) リスク対象とする自然災害	5
2. 山口県における防災の概要	9
(1) 災害対策基本法の概要	9
(2) 防災計画の概要	11
(3) 山口県防災会議	12
(4) 山口県地域防災計画	13
(5) 山口県国土強靱化地域計画	13
(6) 山口県国土強靱化地域計画と山口県地域防災計画の関係	16
(7) その他の防災体制構築への取り組み	17
(8) 山口県における防災関係事務または業務の大綱	19
第3 山口県における防災事業	23
1. やまぐち維新プラン（総合計画）での取り組み	23
(1) やまぐち維新プランの性格と役割	23
(2) 計画期間	23
(3) 防災事業の位置付け	23
(4) これまでの主な取り組みと成果	24
(5) 現状と課題並びに今後の重点施策	25
(6) 成果指標	27

2.	令和元年度の防災事業とその概要	28
	(1) 令和元年度に実施した防災事業の一覧	28
3.	監査対象事業	30
	(1) 監査対象部署の選定	30
	(2) 監査対象部署・所管課の概要	31
	(3) 事前ヒアリング	35
	(4) 監査対象事業の一覧（全46事業：但し、No.25及び26は同一事業）	36
	(5) 監査対象箇所及び出先機関	38
第4	外部監査の結果及び意見（概要）	41
1.	各事業別の結果（指摘事項）及び意見の件数	41
	(1) 指摘事項及び意見の根拠と判断基準	41
	(2) 指摘事項及び意見の件数	41
2.	監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見	43
	(1) 【指摘事項】建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効率性）	43
	(2) 【指摘事項】営業所等の所在地要件設定の客観化について（合規性、有効性）	43
	(3) 【指摘事項】入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）	44
	(4) 【指摘事項】総合評価審査委員会の意見聴取について（合規性、有効性）	45
3.	指摘事項及び意見の一覧（概要）	45
	(1) 農林水産部 漁港漁場整備課	46
	(2) 農林水産部 森林整備課	46
	(3) 農林水産部 農村整備課	47
	(4) 土木建築部 砂防課	48
	(5) 土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課はNo.22のみ）	51
	(6) 土木建築部 港湾課	52
	(7) 土木建築部 道路整備課	54
	(8) 土木建築部 道路建設課	54
	(9) 土木建築部 河川課	55
	(10) その他	58
第5	外部監査の結果及び意見（各事業別）	60
1.	農林水産部 漁港漁場整備課 県営漁港海岸保全施設整備事業	60
2.	農林水産部 森林整備課 災害対策治山事業	64
3.	農林水産部 森林整備課 山地治山事業	69
4.	農林水産部 森林整備課 水源地域整備事業	76

5.	農林水産部	森林整備課	保安林整備事業	81
6.	農林水産部	森林整備課	防災林造成事業	85
7.	農林水産部	森林整備課	水土保持治山事業	91
8.	農林水産部	森林整備課	流木災害防止緊急対策事業	95
9.	農林水産部	農村整備課	県営老朽ため池整備事業	99
10.	農林水産部	農村整備課	団体営農地防災事業	104
11.	農林水産部	農村整備課	地すべり対策事業	108
12.	農林水産部	農村整備課	県営海岸保全施設整備事業	115
13.	農林水産部	農村整備課	湛水防除事業	122
14.	土木建築部	砂防課	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	127
15.	土木建築部	砂防課	通常砂防事業 (54)	132
16.	土木建築部	砂防課	地すべり対策事業 (54)	137
17.	土木建築部	砂防課	急傾斜地崩壊対策事業 (54)	143
18.	土木建築部	砂防課	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	149
19.	土木建築部	砂防課	通常砂防事業 (55)	152
20.	土木建築部	砂防課	地すべり対策事業 (55)	156
21.	土木建築部	砂防課	急傾斜地崩壊対策事業 (55)	160
22.	土木建築部	建築指導課・住宅課	民間建築物耐震改修等推進事業	166
23.	土木建築部	建築指導課	応急危険度判定体制整備事業	169
24.	土木建築部	建築指導課	土砂災害対策総合支援事業	173
25.	土木建築部	港湾課	海岸防災事業 (ハード事業) (54)	177
26.	土木建築部	港湾課	海岸防災事業 (ソフト事業) (54)	181
27.	土木建築部	港湾課	海岸防災事業 (55)	185
28.	土木建築部	港湾課	港湾環境整備事業	191
29.	土木建築部	港湾課	港湾改修事業	196
30.	土木建築部	港湾課	港湾既存施設有効活用促進事業	200
31.	土木建築部	道路整備課	道路災害防除事業 (54)	205
32.	土木建築部	道路整備課	交通安全施設整備事業	209
33.	土木建築部	道路整備課	道路災害防除事業 (55)	214
34.	土木建築部	道路整備課	橋りょう補修事業	217
35.	土木建築部	道路建設課	道路改良事業	222
36.	土木建築部	道路建設課	防衛施設周辺整備事業	227
37.	土木建築部	河川課	河川整備基本方針調査事業	231
38.	土木建築部	河川課	河川情報基盤緊急整備事業	237
39.	土木建築部	河川課	広域河川改修事業	244
40.	土木建築部	河川課	都市基盤河川改修事業	250

41.	土木建築部	河川課	河川工作物関連応急対策事業	252
42.	土木建築部	河川課	周防高潮対策事業	258
43.	土木建築部	河川課	高潮対策事業（54）	264
44.	土木建築部	河川課	高潮対策事業（55）	271
45.	土木建築部	河川課	侵食対策事業	277
46.	土木建築部	河川課	総合開発事業	284
47.	その他Ⅰ		条件付一般競争入札の契約手続について	292
48.	その他Ⅱ		平瀬ダムに係る事業再評価について	297
49.	その他Ⅲ		平瀬ダム建設現場の視察について	301

1. 報告書中の同一事業名は、県の重点施策番号（54）または（55）を付記して区分した。
2. 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

山口県における過去の災害を振り返ってみると大規模な地震や津波といった災害は他の都道府県と比較して少ないものの、風水害や土砂災害の発生は多く、近年では毎年のようにその発生が危惧される状況になっている。風水害では、平成3年の台風19号は県域で広範囲に被害をもたらし、平成17年の台風14号では県東部の岩国市を中心とした地域で家屋の損壊等の被害に見舞われた。また、土砂災害では平成21年7月の中国・九州北部豪雨で防府市の特別養護老人ホームが土石流の被害を受け、平成25年には萩市や山口市、阿武町が豪雨に遭った。直近では平成30年7月豪雨の影響を受け山口県全域で多くの被害が発生し、家屋の浸水のみならず公共交通網への影響も長期化した経緯がある。さらには、上記のとおり、震災被害は少ないとは言え、将来的には南海トラフ地震が発生した際の影響が懸念されており、本県でも南海トラフ地震防災対策推進地域として15市町が指定されている。

これらの災害リスクに備えるために、本県では県の総合計画である「やまぐち維新プラン」において災害に強い県づくり推進プロジェクトを掲げて大規模自然災害等の発生に備えた防災・減災対策や危機管理体制の充実、社会インフラの老朽化対策や公共施設等の耐震化など、ハード・ソフト両面から各種施策を推進するよう取り組んでいる。また、我が国の法律である災害対策基本法第40条の規定に基づき、「山口県地域防災計画」が山口県防災会議の下で作成されている。これは災害予防、応急対策から復旧・復興に至るまでの県民を含む関係機関が処理すべき事務や業務の大綱を定めたものであり、本県ならびに県民の命、身体や財産を災害から保護することを目的とした方針が表明されている。さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「山口県国土強靱化地域計画」が作成されており、平時より大規模な自然災害によるリスクを想定した最悪の事態を回避するための施策を講じることが示し、当該計画は国土強靱化に関する部分で山口県地域防災計画の指針とされている。このように本県の行政にとって災害を未然に防ぐ防災（発災時において被害を最小限に抑える減災を含む）施策の重要性は高く位置付けられており、住民個人の安心・安全な生活を守ることに直結する事業展開として、県民の関心は非常に高いといえる。さらには、自然災害のみならず、令和2年に入り県内でも感染者が確認されたCOVID-19（新型コロナ

ナウイルス感染症) への対応等、今後は日常の生活環境に密接に関わる災害への備えについても県民の意識の裾野は広がりを見せることが予想される。

以上のような状況に鑑みて、合規性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、防災に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査対象期間

令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### 5. 外部監査対象機関

##### (1) 部署及び所管課

部	課
農林水産部	漁港漁場整備課、森林整備課、農村整備課
土木建築部	砂防課、建築指導課、住宅課、港湾課、道路整備課、道路建設課、河川課

##### (2) 出先機関

部	出先機関
農林水産部	岩国農林水産事務所、周南農林水産事務所、長門農林水産事務所、美祢農林水産事務所、下関農林事務所
土木建築部	岩国土木建築事務所、柳井土木建築事務所、周南土木建築事務所、防府土木建築事務所、宇部土木建築事務所、下関土木建築事務所、周南港湾管理事務所、宇部港湾管理事務所、錦川総合開発事務所

#### 6. 外部監査の実施期間

令和 2 年 7 月 14 日から令和 3 年 2 月 26 日まで

#### 7. 外部監査の方法

##### (1) 監査要点

###### ① 防災に関する施策に係る財務事務の執行についての合規性

防災に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

###### ② 防災に関する施策に係る財務事務の執行についての有効性・経済性・効率性

防災に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合しており有効な

ものであるか、また、経済性や効率性に配慮して執行されているか。

## (2) 主な監査手続

- ① 防災に関する施策に係る財務事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連法令、条例・規則等の閲覧を実施した。
- ② 防災に関する施策に係る財務事務の執行（事務処理及び承認）が適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。
- ③ 防災に関する施策に係る財務事務の執行（各種計画）が適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。
- ④ 防災関連施設の整備（工事）が適切に実施されていることを確認するための現場視察及びヒアリング並びに関連資料の閲覧を実施した。
- ⑤ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

## 8. 包括外部監査人及び監査補助者

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士	森 永 晃 仁
監査補助者	公認会計士	品 川 充 洋
監査補助者	公認会計士	村 田 治 子
監査補助者	公認会計士	水 谷 公 威
監査補助者	公認会計士	花 井 宏 行
監査補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
監査補助者	公認会計士	上 條 玲
監査補助者	公認会計士	蘭 顕 紹

## 9. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。



## 第2 外部監査対象の概要

### 1. 山口県における災害の概要

本県では、山口県国土強靱化地域計画第2章「想定するリスク」において、地域特性及びリスク対象とする自然災害を以下のように示している（一部抜粋要約した箇所あり）。

#### (1) 本県の地域特性

##### ① 地理的・地形的特性

本県は本州の最西端に位置し、面積は6,112.53km<sup>2</sup>である。本県の地勢を形づくる中国山地は1,337mの寂地山を最高峰とし、山地が西に延びるにしたがって、数脈に分岐し、この脊梁から丘陵の山地又は台地が瀬戸内海と日本海に向かって広がり、山陽と山陰に区分されており、平地が乏しく、地形が錯綜し急傾斜地が多くなっている。また、一級河川は佐波川と小瀬川のみで、概して急流の中小河川が多く、三方を海に囲まれているため、海岸線の延長は約1,580kmと非常に長くなっている。

地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約4億3千万年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。また、土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発する、まさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層がある。

##### ② 気候的特性

三方を海に囲まれ暖流の影響を受けているため、比較的温暖な気候である。日本海側、瀬戸内海側及び響灘側とそれぞれ海洋や山地による影響が異なるため、気象等の特性に地域差が見られる。年の平均気温は平野部では15℃～16℃、盆地や山間部では13℃～15℃であり、年の降水量は平野部や盆地では1,800mm～2,000mm、山岳部では2,000mm～2,400mmで日本においての平均的な値となっている（瀬戸内海側の一部の沿岸部では、約1,600mmの所がある）。

##### ③ 社会経済特性

本県の総人口は昭和60年の、160万人台を境に減少が続き、平成27年には140万5千人まで減少した。人口減少率はさらに拡大し、令和27年には104万人になると推計されている。産業構造としては、瀬戸内海沿岸では、大正時代より造船、化学、機械、金属などの工場が次々に進出し、第二次大戦後は石油コンビナートが形成され、全国有数の工業県に発展した。瀬戸内コンビナートは高い技術力を誇る基礎素材型産業が集積し、本県の中心的な製造拠点での製造品出荷額の7割を占め、雇用の大きな受け皿となり本県産業の屋台骨となっている。県内の交通は、主要な幹線道路としては、中国縦貫自動車道と山陽自動車道を主軸に、山陽側に国道2号、山陰側に国道191号、山口市

を経てこれらを連絡する国道9号がある。主要な鉄道は、JR山陽新幹線を主軸として、JR山陽本線、JR山陰本線が走り、空港については、山口宇部空港、岩国錦帯橋空港がある。さらに、港湾については、2つの国際拠点港湾（下関港、徳山下松港）、4つの重要港湾（岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）を有している。

## （２）リスク対象とする自然災害

上記（１）で述べたような本県の特長や過去の災害発生状況等を踏まえ、県民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして本県では以下のように主要な大規模自然災害を想定している。はじめに、本県において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、また、近年は温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」である。なお、大雨、台風、地震のほか、積雪による停電や交通障害の発生など、県民生活に影響を及ぼす大雪についても配慮が必要であるとしている。

### ① 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されている。また、本県の河川は、一般的に川幅が狭く、勾配が急なものが多く、地質的にも風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯が多いことから、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高くなっている。

#### 【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成21年7月21日 豪雨災害	防府市で、大規模な土石流が住宅や老人福祉施設を直撃	22人	全壊33棟 半壊77棟	696棟
平成22年7月15日 大雨災害	県西部で局地的な集中豪雨となり、厚狭川、木屋川が氾濫及びJR美祢線の橋梁流出	—	全壊3棟 半壊35棟	608棟
平成25年7月28日 大雨災害	阿武川、田万川、須佐川が氾濫及びJR山口線、山陰本線で橋梁流出、橋脚沈下	3人	全壊32棟 半壊508棟	153棟
平成26年8月6日	県東部を中心に猛烈	2人	全壊10棟	11棟

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方 不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
大雨災害	な雨となり複数箇所 で土砂災害が発生		半壊 190 棟	
平成 30 年 7 月豪雨災害	県東部を中心に記録 的な大雨となり島田 川等が氾濫し、複数箇 所で土砂災害が発生	3 人	全壊 23 棟 半壊 522 棟	143 棟

(出典：山口県「山口県国土強靱化地域計画」)

## ② 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されている。勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後、北東に進んだ場合には本県でも大きな被害が発生している。昭和 17 年（1942 年）の周防灘台風や平成 3 年（1991 年）の台風 19 号、平成 11 年（1999 年）の台風 18 号などがそれに該当する。台風がこのようなコースをとれば、猛烈な風になり瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなる。特に、本県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっている。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

### 【過去の災害事例】

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方 不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成 3 年台風第 19 号	強風と塩害、瀬戸 内海沿岸では高潮 による被害が多く 発生	6 人	全壊 35 棟 半壊 650 棟	520 棟
平成 11 年台風 18 号	宇部市に上陸（山 口県を縦断）し、上 陸が大潮期の満潮	3 人	全壊 80 棟	2,468 棟

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
	時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮が発生		半壊 1,284 棟	
平成 17 年台風 14 号	活発な雨雲が長時間覆い続けた影響を受け、県東部を中心に記録的な豪雨となり錦川が氾濫	3 人	全壊 6 棟	745 棟
			半壊 332 棟	

(出典：山口県「山口県国土強靱化地域計画」)

### ③ 南海トラフ地震等による地震・津波災害

#### イ 南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に 100 年～150 年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に 3 地震が個別に又は 2 地震あるいは 3 地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。国の地震調査研究推進本部によれば、平成 31 年 1 月 1 日を基準日として南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード (M) 8～9 クラスとされている。

#### 【南海トラフ地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位 T. P. m	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊焼失	半壊	
南海トラフ巨大地震 (M 9 クラス)	6 強	3.8m	614 人	1,477 人	5,926 棟	43,021 棟	1.2 兆円

(出典：山口県「山口県国土強靱化地域計画」)

#### ロ 安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐりこむフィリピン海プレート先端部の地下約 50 km 以深で発生するスラブ内 (プレート内) 地震と考えられており、これまで 50 年～100 年の周期で M7 クラスの地震が発生している。平成 13 年芸予地震 (M6.7)

もこの地域で発生した地震である。

【安芸灘～伊予灘の地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊焼失	半壊	
安芸灘～伊予灘の地震	M7.25	6弱	31人	339人	902棟	4,540棟	0.4兆円

(出典：山口県「山口県国土強靱化地域計画」)

ハ 県内活断層による地震

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層であり、本県には10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされているが、発生時期の推定は困難である。これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ（最大震度6弱～7）が想定される。

【県内の主要な活断層による地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊焼失	半壊	
大竹断層	M7.2	7	1,507人	4,789人	21,454棟	41,568棟	3.5兆円
菊川断層	M7.0	7	245人	2,076人	4,620棟	16,705棟	1.6兆円
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	M6.6	6強	506人	2,543人	6,545棟	18,091棟	1.2兆円
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	M7.0	7	1,000人	6,557人	15,303棟	42,305棟	2.6兆円
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	M8.0	6強	97人	922人	2,470棟	12,116棟	1.3兆円

(出典：山口県「山口県国土強靱化地域計画」)

## 二 日本海側の地震

本県の日本海側で想定される地震は活断層型の地震である。海溝型の南海トラフ地震とはその切迫性は大きく異なるものの、これらの地震がいつ発生するか分からないものとして備えることは重要である。

### 【日本海側の地震の被害想定結果】

想定地震	最大震度	最高津波水位 T. P. m	被害想定				
			人的被害		建物被害		経済被害
			死者	負傷者	全壊焼失	半壊	
見島付近西部断層	6弱	3.0m	29人	23人	69棟	1,576棟	297億円
見島北方沖西部断層	4	2.4m	14人	11人	26棟	876棟	148億円
F60断層 (西山断層及び北方延長部の断層)	5強	3.7m	81人	14人	352棟	3,379棟	766億円

1. 最高津波水位 (T. P. m) は、各港湾・漁港区域内の代表地点における最高津波水位 (出典：山口県「山口県国土強靱化地域計画」)

## 2. 山口県における防災の概要

### (1) 災害対策基本法の概要

我が国では、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として昭和36年に災害対策基本法が制定された(災害対策基本法第1条)。また、当該災害対策基本法をはじめとする日本の災害対策法制では、予防、応急、復旧・復興という災害のあらゆる局面に応じ、国や地方公共団体等の権限と責任が明確化されており、官民の関係主体が連携して対策を講じることとされている。このことは、同法第3条において国の責務として、国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有し、そのために地方公共団体等が処理する防災に関する事務又は業務の実

施の推進とその総合調整を行い、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならないと規定している。さらに、同法第4条では都道府県の責務として、都道府県は当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行うこととされている。

なお、同法第2条第2項において防災を以下のように定義している。すなわち、防災とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう」と明記し、発災前における災害の未然防止に限らず、いわゆる発災時における減災まで包括した概念として取り扱われている。

#### 災害対策基本法の概要

<b>1 防災に関する理念・責務の明確化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害対策の基本理念-「減災」の考え方等、災害対策の基本明確化</li> <li>➤ 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務-防災に関する計画理念の作成・実施、相互協力等</li> <li>➤ 住民の責務-自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等</li> </ul>
<b>2 防災に関する組織 -総合的防災行政の整備・推進-</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部</li> <li>➤ 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部</li> </ul>
<b>3 防災計画 -計画的防災対策の整備・推進-</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中央防災会議：防災基本計画</li> <li>➤ 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画</li> <li>➤ 都道府県・市町村：地域防災計画</li> <li>➤ 市町村の居住者等：地区防災計画</li> </ul>
<b>4 災害対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任者主体の果たすべき役割や権限を規定</li> <li>➤ 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行</li> </ul>
<b>5 被災者保護対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要支援者名簿の事前作成</li> <li>➤ 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化</li> <li>➤ 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充</li> <li>➤ 広域避難・物資輸送の枠組の法定化</li> </ul>



<b>6 財政金融措置</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法の実施に係る費用は実施責任者負担</li> <li>➤ 激甚な災害に関する、国による財政上の措置</li> </ul>
<b>7 災害緊急事態</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害緊急事態の布告⇒政府の方針（対処基本方針）の閣議決定</li> <li>➤ 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）</li> </ul>

（出典：内閣府「災害法体系について」より監査人が作成）

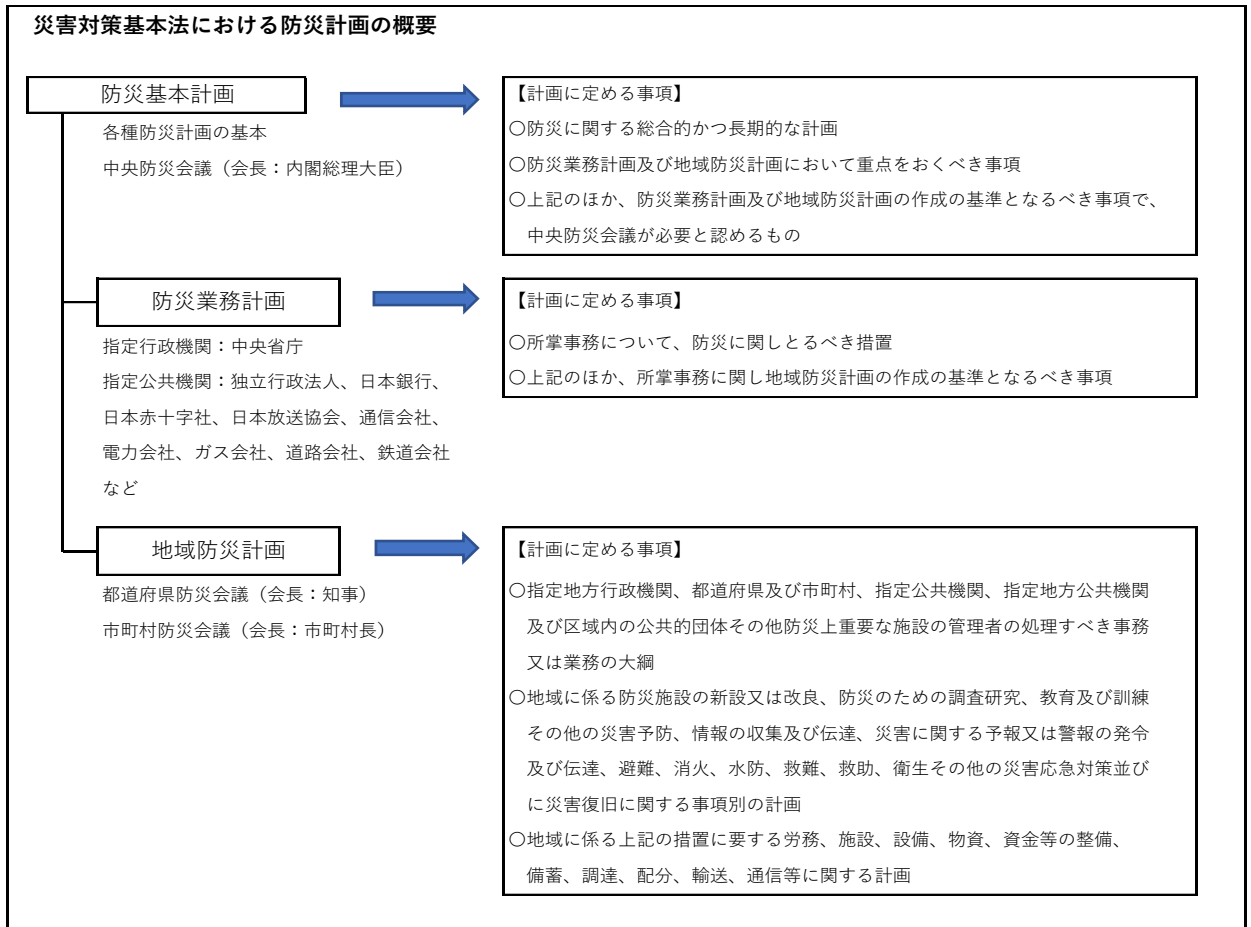
## （2）防災計画の概要

上表のとおり、災害対策基本法では防災計画として中央防災会議による防災基本計画の立案策定を求めており、これは防災業務計画や地域防災計画の基本となるものである。また防災基本計画と矛盾することのないように、指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議・市町村防災会議は地域防災計画を作成することとなっており（同法第39条、第40条、第41条、第42条）、山口県を含めたすべての都道府県における防災対策は災害対策基本法に則して地域防災計画を起点に行われることになっている。

また、防災基本計画の第1編総則第2章において、防災の基本理念及び施策の概要が列挙されているが、「防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である」とし、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『減災』の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない」としている（出典：内閣府「防災基本計画 令和2年5月」）。この基本理念は、上記の災害対策基本法における防災の定義に整合し、防災の基本方針として減災に重きを置いていることから、各都道府県単位で作成される地域防災計画においても減災の考え方を採り入れて各種施策に反映することを要求している。

なお、災害対策基本法における防災計画の概要は以下のように図示される。





（出典：内閣府「災害法体系について」より監査人が作成）

### （3）山口県防災会議

山口県では災害対策基本法第14条に基づき、山口県防災会議を設置している。当該防災会議は、県知事を会長として、防災関係機関（指定地方行政機関や指定公共機関等）、学識経験者などの委員で構成される。防災会議では、山口県地域防災計画の修正等を行い、その実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事項の審議や関係機関相互の連絡調整を行っている。

なお、参考までに令和元年度に開催された山口県防災会議の概要（防災危機管理課がホームページ内にて公表）を以下にて要約する。

<b>開催日</b>	令和元年5月30日
<b>議題</b>	山口県地域防災計画の修正 （1）平成30年7月豪雨の検証結果を踏まえた修正 （2）被災者生活再建支援システムの導入に伴う修正

報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難促進体制の構築について</li> <li>(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供について</li> <li>(3) 土砂災害警戒情報の発表基準の見直しについて</li> <li>(4) 国土強靱化地域計画の進捗状況等について</li> <li>(5) 各種訓練の実施について</li> </ul>
------	--

#### (4) 山口県地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、2(3)の山口県防災会議が山口県地域防災計画を作成し、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、県、市町、防災関係機関及び県民が行うべき業務の大綱を定めており(県の各機関における事務又は業務の大綱については(8)にて後述する)、以下の内容で構成されている。

なお、例えば(1)本編の第2編災害予防計画の第1章防災思想の普及啓発における基本的な考え方の中で「災害による被害を最小限に止めるためには」と明記し、災害の発生を前提とした減災の考え方も示すことで防災・減災を反映した防災基本計画の基本理念との整合性が図られている。

##### 山口県地域防災計画の構成

(I) 本編	風水害や大規模な火災・重大事故などへの対策を規定
	第1編 総則
	第2編 災害予防計画
	第3編 災害応急対策計画
	第4編 復旧・復興計画
(II) 震災対策編	地震災害への対策を規定
	第1編 総則
	第2編 災害予防計画
	第3編 災害応急対策計画
	第4編 復旧・復興計画
(III) 原子力災害対策編	原子力災害への対策を規定
	第1編 総則
	第2編 原子力災害事前対策
	第3編 緊急事態応急対策
	第4編 原子力災害中長期対策

#### (5) 山口県国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「国土強靱化基本法」という)第13条に基づき、本県における国土強靱化に関する

る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていくことを趣旨として策定されている。

また、本県においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要との考えから4つの基本目標を定めている。すなわち、①人命の保護が最大限図られること、②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興であり、これら4つの基本目標は国の基本計画と同一の目標としており国土強靱化の取組を推進することとしている。

なお、当該計画の特徴として脆弱性評価の採用が挙げられる。これは、同法第17条第3項より、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされており、県では国の基本計画を踏まえて、8つの事前に備えるべき目標と37の起きてはならない最悪の事態を下表のとおり設定し、各分野の施策に反映している。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
			の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

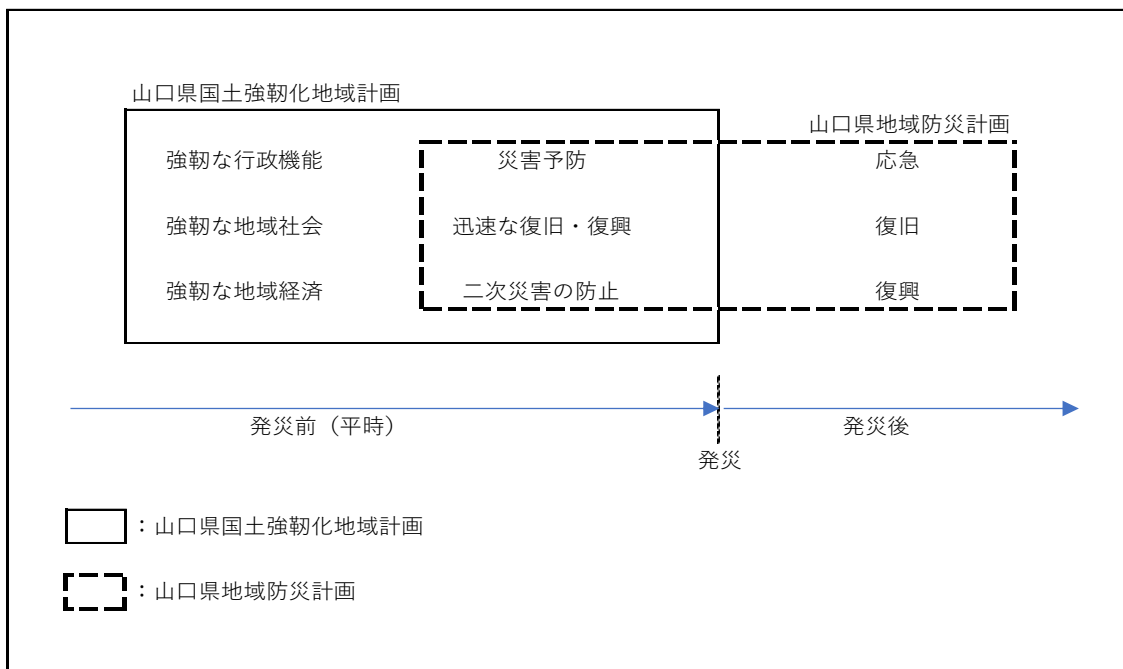
#### (6) 山口県国土強靱化地域計画と山口県地域防災計画の関係

防災も国土強靱化も災害への対策という点では共通するが、防災は風水害や地震などのリスクを特定し、その特定したリスクに対する対応をとりまとめるものである。上述した山口県地域防災計画では風水害等を捉えた本編、震災対策編、原子力災害対策編とリスクに応じて計画を立案している。一方の国土強靱化は個別にリスクを捉えるのではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、いかなる大規模自然災害が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものである。そして、山口県地域防災計画では計画の性格において「この計画の国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本法第13条の規定により、山口県国土強靱化地域計画を指針とし、必要があると認めるときはこれを補完し修正する」として国土強靱化に係る部分は防災計画に優先するものとなっている。

#### 国土強靱化地域計画と地域防災計画の主な比較（監査人による要約）

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の対象	あらゆるリスク	特定の災害リスク
主な計画対象段階	発災前（平時）	発災時以降
施策の設定方法	脆弱性評価	—
施策の重点・優先順位化	重点化・優先順位化する	—
根拠法令	国土強靱化基本法第13条	災害対策基本法第40条
計画の相互関係	国土強靱化部分は地域防災計画の指針となる概念	同左
総合計画（やまぐち維新プラン）との関係	国土強靱化部分は総合計画の指針となる関係	防災部分は総合計画と相互に整合しあう関係

## 山口県国土強靱化地域計画と山口県地域防災計画の関係



(参考：「国土強靱化地域計画策定ガイドライン (第5版) 基本編」)

### (7) その他の防災体制構築への取り組み

以下、「やまぐち防災ガイドブック II 山口県の防災対策」を参考に記載した。

#### ① 防災・災害情報体制の整備・運用

##### イ 山口県総合防災情報ネットワークシステム

災害発生時に的確な情報収集・関係機関との連絡等を図るため、県の出先機関、防災関係機関、市町を大容量の光ネットワーク (やまぐち情報スーパーネットワーク) と、衛星系・地上系の防災行政無線回線で結ぶ「山口県総合防災情報ネットワークシステム」を構築している。

##### ロ 土木防災情報システム

山口県が設置している観測局の情報や、県と気象台が発表する洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を発信する。

##### ハ 市町ハザードマップの整備

災害による被害を予測し、被害範囲、被害の程度、避難場所や避難経路等の防災情報を図示したもので、各市町による作成を山口県が支援し、洪水、高潮、土砂災害、ため池、津波の種類別にハザードマップが作成され、該当する市町のホームページでも公開している。

## ② 救助・救急対策

人命救助を最優先として、各防災関係機関との連携を図りながら、救助・救急活動を実施するために知事を本部長とする災害対策本部を設置する。また、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣、災害派遣医療チーム等の関係機関への派遣も必要に応じて迅速に要請する体制を構築している。さらに、平成12年5月には山口県消防防災ヘリ「きらら」が運航開始され、救急活動や林野火災の消火活動等の緊急運航をはじめとして、災害予防活動、防災訓練への参加等で活動している。また、平成22年2月に現行機に更新された山口県警航空隊ヘリ「あきよし」も、パトロールや犯人捜査以外に、救難・救助、急病人や重傷者の緊急搬送で広く活用されている。さらに、救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医・看護師が搭乗して、救急現場等において直ちに患者に救命医療を開始し、患者を医療機関へ搬送するための救急医療専用のドクターヘリも平成23年1月に運航開始している。

## ③ 家庭や地域での防災対策の推進

発災時の被害を最小限に止めるためには、公助として県などの地方公共団体等の災害対策推進のみならず、県民一人一人が家庭や地域社会において自助または共助の心構えで行動することが重要となる。これらの自助・共助・公助の取り組みの一環として、日頃からの備えにおける居住地域の危険箇所の確認、備蓄品や非常持出品の準備、住まいの耐震化や家具の固定、自主防災組織活動への参加、地域の消防団活動の設置・協力を啓発している。

## ④ 建物等の耐震化の推進

震災時における避難、救護など応急対策活動の拠点となる公共建築物などの耐震化を進めるべく、多数の者が利用する特定建築物（学校、病院等）の所有者に対して耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、一般建築物についても耐震化の普及啓発に努めている。

## ⑤ 自主防災組織の育成強化

災害に対処するために防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防・応急活動を行うことが重要となる。自主防災組織は、災害発生時には初期消火活動・避難誘導・救出・救護活動を行い、平常時には防災啓発活動・防災訓練への参加・地域の安全点検等を行っている。



## (8) 山口県における防災関係事務または業務の大綱

山口県の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱については、おおむね以下のように取りまとめられている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災会議及び災害対策本部に関すること。</li> <li>2. 防災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>3. 県民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。</li> <li>4. 災害対策の連絡調整に関すること。</li> <li>5. 自衛隊、他県消防の応援要請、防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>6. 市町の災害対策事務の指導連絡に関すること。</li> <li>7. 職員の非常動員、他県等への職員派遣要請に関すること。</li> <li>8. 庁舎等の防災及び復旧に関すること。</li> <li>9. 県税の減免及び徴収猶予等の措置に関すること。</li> <li>10. 防災情報の収集、伝達に関すること。</li> <li>11. 被害状況の全体把握及び国、関係機関への伝達・報告に関すること。</li> <li>12. 災害対策関係予算その他の財務に関すること。</li> </ol>
総合企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政府、国会等への要望に関すること。</li> <li>2. 放送要請、その他報道機関に関すること。</li> <li>3. 災害に関する広報及び広聴に関すること。</li> <li>4. 災害時の被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。</li> <li>5. やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。</li> <li>6. 庁内情報システムの保全管理に関すること。</li> </ol>
産業戦略部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部の災害対策関連事務の処理に関すること。</li> </ol>
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活関連物資等の需給状況及び価格動向の把握に関すること。</li> <li>2. 飲料水の確保に関すること。</li> <li>3. 災害廃棄物等の処理に関すること。</li> <li>4. 被災地における食品衛生、生活衛生に関すること。</li> <li>5. 応急対策実施に関連して発生する特定粉じん（アスベスト）、特定物質、騒音・振動等による公害防止対策に関すること。</li> <li>6. 県民活動（ボランティア活動、NPO 活動等）に関すること。</li> </ol>
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助実施関係課との連絡調整に関すること。</li> <li>2. 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>3. 義援金品の受入れ・配分に関すること。</li> <li>4. 日赤救護班等救助活動に関係する防災関係機関との連絡に関する</li> </ol>



機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>こと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 市町の救助事務の指導、支援及び連絡調整に関すること。</li> <li>6. 社会福祉施設の応急復旧に関すること。</li> <li>7. 災害救助基金に関すること。(生活必需品等の備蓄を含む。)</li> <li>8. 医療施設の保全に関すること。</li> <li>9. 医療、助産及び救護に関すること。</li> <li>10. 医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む)の確保措置に関すること。</li> <li>11. 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会への医療救護の実施要請に関すること。</li> <li>12. 健康管理に関すること。</li> <li>13. 医薬品、衛生材料の確保、配分に関すること。</li> <li>14. 毒物、劇物の保安対策に関すること。</li> <li>15. 防疫に関すること。</li> <li>16. 死体の検案及びこれに必要な措置に関すること。</li> </ol>
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工業、鉱業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2. 火薬類の保安対策に関すること。</li> <li>3. 中小企業の被害調査、応急復旧及び金融対策に関すること。</li> <li>4. 生活物資の確保、復興復旧資材の安定供給の要請に関すること。</li> <li>5. 失業者の就職支援に関すること。</li> <li>6. 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。</li> <li>7. 電力の安定供給についての要請に関すること。</li> </ol>
観光スポーツ文化部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観光客・外国人の安全確保等の情報提供に関すること。</li> <li>2. 鉄道輸送確保等についての要請に関すること。</li> </ol>
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林水産業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関すること。</li> <li>2. 災害用主食の調達に関すること。</li> <li>3. 農業用施設の水防、応急復旧に関すること。</li> <li>4. 農地・農業用施設の整備及び災害防止対策に関すること。</li> <li>5. 家畜の管理、防疫に関すること。</li> <li>6. 金融対策に関すること。</li> <li>7. 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。</li> <li>8. 治山施設の整備及び災害防止対策に関すること。</li> <li>9. 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>10. 災害対策用船舶(取締船・調査船・漁船)の確保及び確保のあっせ</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>んに関する事。</p> <p>11. 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>12. 漁港関係施設の応急復旧に関する事。</p>
土木建築部	<p>1. 公共土木施設（国土交通省所管）の被害状況の取りまとめに関する事。</p> <p>2. 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>3. 港湾、空港施設の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>4. 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>5. 被災公共土木施設の応急復旧に関する事。</p> <p>6. 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事。</p> <p>7. 応急仮設住宅の建設に関する事。</p> <p>8. 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興住宅融資に関する事。</p> <p>9. 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>10. 宅地開発に伴う防災に関する事。</p> <p>11. 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関する事。</p> <p>12. 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関する事。</p>
企業局	<p>1. 県営電力施設の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>2. 工業用水道施設の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>3. 被災施設の応急復旧に関する事。</p>
会計管理局	<p>1. 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品を除く生活物資の調達に関する事。</p> <p>2. 応急復旧に必要な輸送車両の調達及び緊急通行車両確認証明書の発行に関する事。</p> <p>3. 応急救助に要する経費、義援金及び災害救助基金の出納に関する事。</p>
教育庁	<p>1. 文教施設の被害状況の取りまとめに関する事。</p> <p>2. 文教施設の整備及び災害防止対策に関する事。</p> <p>3. 被災文教施設の応急復旧に関する事。</p> <p>4. 児童生徒の避難措置、応急救護に関する事。</p> <p>5. 応急教育の実施に関する事。</p> <p>6. 被災児童生徒に対する学用品の供与等援護措置に関する事。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	7. 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 8. 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関すること。 9. 文化財の防災対策及び復旧に関すること。
各種委員会事務局 監査委員事務局 県議会事務局	1. 各事務局の災害対策関連事務の処理に関すること。 2. 他部の応援に関すること。
警察本部	1. 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2. 被災者の救出救護に関すること。 3. 避難の指示及び誘導に関すること。 4. 緊急交通路の確保に関すること。 5. 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6. 遺体の検視に関すること。 7. 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8. 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。

(出典：山口県「山口県地域防災計画 本編第1編 総則」)

### 第3 山口県における防災事業

#### 1. やまぐち維新プラン（総合計画）での取り組み

##### (1) やまぐち維新プランの性格と役割

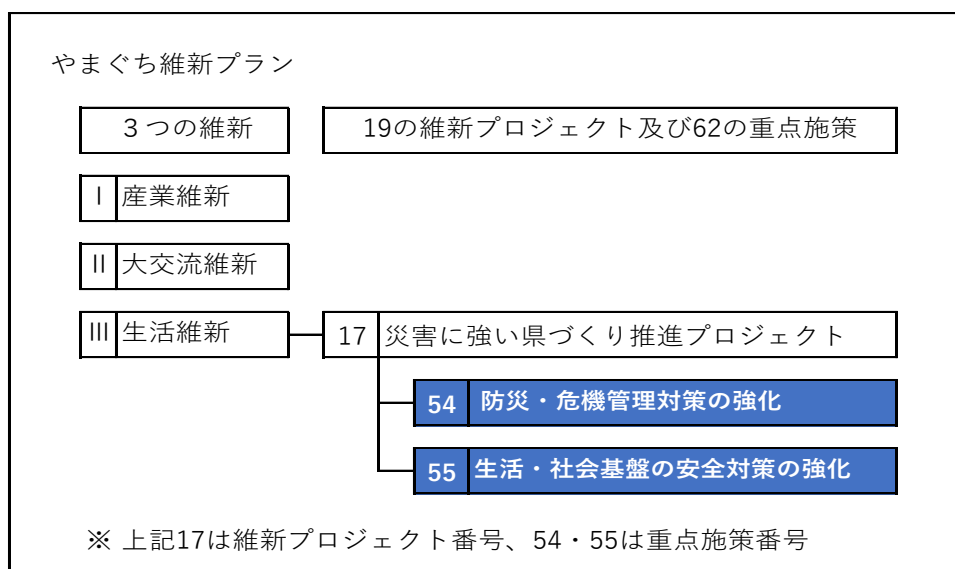
維新プランは、新たな県政運営の指針として、今後、山口県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画となっている。また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針となるものである。

##### (2) 計画期間

平成30年（2018年）度から令和4年（2022年）度までの5年間

##### (3) 防災事業の位置付け

やまぐち維新プランは「3つの維新」を掲げ、それらを着実に進めるために本県の強みと潜在力を活かし、重点的に政策を進める19の「維新プロジェクト」及び62の「重点施策」を設定している。この維新プランの中における防災事業の関係は下図のとおりであり、生活維新の中における維新プロジェクト番号17「災害に強い県づくり推進プロジェクト」の重点施策項目54「防災・危機管理対策の強化」及び55「生活・社会基盤の安全対策の強化」として位置付けられている。



(出典：山口県「やまぐち維新プラン」より監査人が作成)

(4) これまでの主な取り組みと成果

項目	主な取り組みと成果
災害への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害等に備えた国土強靱化の取組を推進した。</li> <li>2. JAXA（宇宙航空研究開発機構）、県及び山口大学で「衛星データ利用・研究の推進に係る連携協力に関する基本協定」を締結し、衛星データの防災利用を推進した。</li> <li>3. 防災行政無線設備の整備、災害情報共有システム（Lアラート）の導入や JAXA の衛星データの活用等による防災情報システムの機能強化など、防災情報基盤を整備した。</li> <li>4. 平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、県の災害時広域受援計画を策定し、避難者に物資を迅速かつ確実に届けるための救援物資管理システムを整備するなど、県の防災対策を強化した。</li> <li>5. 大規模災害発生時などにおける災害廃棄物の処理について計画を策定し、広域的な処理体制を整備した。</li> <li>6. 災害拠点病院や災害派遣医療チームの整備など、大規模災害時において必要な医療を提供する体制を構築した。</li> <li>7. 危険ため池、治山ダム、緊急輸送道路、河川、海岸保全施設、土砂災害防止施設などのハード整備や、津波・高潮・洪水ハザードマップの作成支援、土砂災害特別警戒区域の指定などのソフト対策を推進した。</li> <li>8. 平成 25 年 7 月 28 日大雨災害対策を推進し、災害復旧工事や砂防堰堤などの対策工事を完成するとともに、浸水被害が発生した阿武川、須佐川、田万川水系の河川の抜本的な改修を推進した。</li> </ol>
地域の防災体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町と連携して自主防災組織の育成・強化を進めた。</li> <li>2. 平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、地域住民による自主的な避難所運営を推進するため、避難所運営ガイドラインを作成した。</li> <li>3. 大規模災害を想定した児童生徒の保護者への引渡し</li> </ol>

項目	主な取り組みと成果
	訓練の実施など、学校安全の取組を推進した。
社会インフラの老朽化対策	1. 県が保有する公共施設について、点検・診断などの結果を踏まえ、施設ごとに具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定し、計画的な点検・修繕などを実施した。
生活・社会基盤の耐震化	1. 防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進し、県有施設の耐震化率は全国平均を上回る実績を上げた。 2. 県立学校施設の耐震化を完了するとともに、市町立小中学校・幼稚園や私立学校の耐震化などを促進した。 3. 橋梁、河川堤防、岸壁などの耐震化を推進するとともに、不特定多数の者等が利用する大規模建築物や民間住宅の耐震化を促進した。

(出典：山口県「やまぐち維新プラン」)

#### (5) 現状と課題並びに今後の重点施策

本県では下記のような現状把握と課題認識を持ち、防災力を高めるため、市町と連携した大規模災害に対応する体制の強化や、危険個所の補強・点検、公共建築物などの老朽化対策や耐震化を一層推進するとともに、自主防災組織を中心とした住民や地域の自発的な取組を推進することを今後の展開として重点施策としても掲げている。

現状と課題	重点施策の項目	今後の重点施策の概要
<p>◆大規模災害への対応</p> <p>南海トラフ地震などの大規模災害等の発生に備え、応援職員を効率的に活用するための体制整備や計画的な施設整備など、ソフト・ハード両面での防災・危機管理体制の充実強化が必要</p>	54 防災・危機管理対策の強化	<p>◆災害等への対応力の強化</p> <p>(1) 災害等の発生に備えた防災・危機管理体制の整備、減災の取組の推進</p> <p>(2) 災害発生時に適切な対応を取ることができる体制の構築</p> <p>◆大規模な自然災害対策の強化</p> <p>(1) 危険ため池、治山ダム等の整備の推進</p> <p>(2) 緊急輸送道路等の耐震補強等、道路・橋梁の防災対策の推進</p>

現状と課題	重点施策の項目	今後の重点施策の概要
		<p>(3) 河川改修やダム建設等の洪水対策、海岸保全施設の整備等、高潮・津波対策の推進</p> <p>(4) 想定最大規模の高潮・洪水に対応した浸水想定区域の指定の推進</p> <p>(5) 土砂災害防止施設の整備の推進</p> <p>(6) 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備の推進</p>
<p>◆地域の防災体制の整備</p> <p>県民の防災意識の向上を通じた、災害時に自分を守る「自助」とともに、自主的な防災活動や住民による避難所運営など、災害時に地域で支える「共助」の取組の促進が必要</p>	<p>54 防災・危機管理対策の強化</p>	<p>◆地域防災力の充実強化</p> <p>(1) 県民の防災意識の向上を図る取組の推進</p> <p>(2) 地域住民による自主的な避難所運営の推進</p> <p>(3) 自主防災組織の活性化に向けた取組の推進</p> <p>(4) 大規模災害対応訓練等による学校防災の充実・強化</p>
<p>◆社会的インフラの老朽化対策費用の縮減や平準化など効率的な維持管理を進めるため、「個別施設計画」の策定の推進及び計画に基づく予防保全的な維持管理の実行が必要</p>	<p>55 生活・社会基盤の安全対策の強化</p>	<p>◆社会インフラの老朽化対策の推進</p> <p>(1) 県が保有する公共建築物・都市基盤施設に係る「個別施設計画」の早期策定</p> <p>(2) 個別施設計画に基づく各施設の修繕・更新等の着実な推進</p> <p>(3) 適切な維持管理・更新等を持続するための体制</p>

現状と課題	重点施策の項目	今後の重点施策の概要
		整備の推進 ◆生活・社会基盤の耐震化の推進 (1) 防災拠点となる県有公共施設等の耐震化の完了 (2) 橋梁、河川堤防、岸壁等の耐震化、海岸保全施設の液状化対策等の推進 (3) 住宅、多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 (4) 宅地の耐震化に向けた大規模盛土造成地マップの整備の促進 (5) 市町の防災拠点施設や学校施設、私立学校施設の耐震化の促進

(出典：山口県「やまぐち維新プラン」)

## (6) 成果指標

やまぐち維新プランでは重点施策に応じた令和4年度における目標値としての成果指標を下記のように設定しており、各施策の進捗管理を行っている。

指標項目	初期値	目標値
指定避難所における「避難所運営の手引き」作成数	平成29年(2017年) 0箇所	令和4年(2022年) 200箇所以上
危険ため池の整備箇所数	平成29年(2017年) 1,583箇所	令和4年(2022年) 1,683箇所
洪水浸水想定区域の指定河川数	平成29年(2017年) 0河川	令和4年(2022年) 50河川
高潮浸水想定区域に指定された市町数	平成29年(2017年) 0市町	令和4年(2022年) 15市町
国道・県道の整備完了延長	—	平成30年～令和4年 (2018年～2022年) 50km
橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実	平成29年(2017年)	令和4年(2022年)



指標項目	初期値	目標値
施数	272 橋	500 橋
橋梁の耐震補強実施数	平成 29 年 (2017 年) 110 橋	令和 4 年 (2022 年) 140 橋
大規模盛土造成地マップ公表市町数	平成 29 年 (2017 年) 0 市町	令和 4 年 (2022 年) 18 市町

(出典：山口県「やまぐち維新プラン」)

## 2. 令和元年度の防災事業とその概要

### (1) 令和元年度に実施した防災事業の一覧

「平成 31 年度当初予算 主な事業の概要」の「1 総括表 (3) 生活維新 ⑩災害に強い県づくり推進プロジェクト」によれば令和元年度の防災に関する事業は以下のとおりである。

(単位：百万円)

事業名	部署	概要	当初予算額
消防防災ヘリコプター更新事業	総務部	消防防災ヘリコプターの更新	1,250
災害時避難行動等促進事業	総務部	平成 30 年 7 月豪雨災害を教訓として、住民の避難行動が自主的に行われるための体制づくりと防災意識の底上げ	15
私立学校耐震化促進事業	総務部	私立学校の耐震化を促進するため、校舎等の耐震補強・改築工事等に要する経費を助成	383
私立学校耐震化促進利子補給事業	総務部	耐震化工事に係る借入資金の支払利子相当額に対する助成	21
流木災害防止緊急対策事業	農林水産部	平成 29 年 7 月の九州北部豪雨災害を受けた国の流木被害対策強化に対応し、大径木人工林周辺の避難経路の少ない高齢化集落を通る溪流上流地区の危険度調査	36
公共事業	農林水産部	災害に強い農山漁村づくりに向けた防災機能の強化を図るため、ため池や排水機場等の整備、治山ダムの整備や森林	5,833

事業名	部署	概要	当初予算額
		の造成、海岸整備（護岸、胸壁等）など	
住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	土木建築部	住民が迅速かつ的確に避難できるよう、自治会等地域単位の土砂災害ハザードマップ作成を支援	10
応急危険度判定体制整備事業	土木建築部	災害時の被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定体制の整備・強化を図るため、判定士等の養成講習等を充実	1
河川整備基本方針調査事業	土木建築部	河川整備の基本となるべき方針を定める河川整備基本方針や、具体的な河川整備の内容を定める河川整備計画の策定等を行い、河川整備の効果的な実施を促進	26
土砂災害対策総合支援事業	土木建築部	がけ地の崩壊から県民を守るため、市町と協力し、土砂災害特別警戒区域内等に存する危険住宅等の除却や改修費用等に対して補助	2
公共事業	土木建築部	大規模な自然災害等の発生に備え、災害に強い県づくりを進めるため、道路・橋りょうの防災対策、河川改修やダム建設等の洪水対策、土砂災害防止施設の整備等を推進	22,008
民間建築物耐震改修等推進事業	土木建築部	地震による民間建築物の倒壊被害から県民を守るため、市町と協力し、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断・補強設計・耐震改修費用や危険なブロック塀等の除却費用に対して補助	55

事業名	部署	概要	当初予算額
公共事業	土木建築部	費用の縮減や平準化など効率的な維持管理を進めるため、個別施設計画に基づく各施設の修繕・更新等を着実に推進するとともに、大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送を可能とするため、橋りょうや岸壁等の耐震化等を推進	12,579
県立学校施設等整備関連事業	教育委員会	安全で質の高い教育環境の向上を図るため、施設の老朽化対策や空調設備整備など、県立学校の施設・設備の整備を推進	1,393
合計			43,738

1. 上表の網掛部分については、下記3. 監査対象事業（3）事前ヒアリングのヒアリング対象事業である。
2. 「平成31年度当初予算 主な事業の概要」では合計43,738百万円に対応するすべての事業は公表されておらず上表の事業別当初予算額の集計と合計は一致しない。

### 3. 監査対象事業

#### （1）監査対象部署の選定

上記の第2外部監査対象の概要2.（8）で記載したとおり、本県の防災関係事務または業務の大綱によると横断的に各部署が関係していることが見てとれる。その中でも令和元年度の防災に関する事業を実施した所管部署は上記「2.（1）令和元年度に実施した防災事業の一覧」に示したとおりである。このうち、予算規模の量的な重要性、及び本県の令和元年度（平成31年度）当初予算のポイントに掲げられた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策関連事業」、並びに、先述した「やまぐち維新プラン重点施策54及び55」の質的重要性に鑑みて、これらに該当する事業を所管する農林水産部及び土木建築部を監査対象部署として選定した。なお、監査対象とした部署及び監査対象事業所管課の概要は下記（2）監査対象部署・所管課の概要に示したとおりである。

(2) 監査対象部署・所管課の概要

部署	所管課	分掌事務
農林水産部	漁港漁場整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漁港及び漁港管理者の指定等に関する事。</li> <li>2. 漁港の整備及び維持管理に関する事。</li> <li>3. 漁場の整備に関する事。</li> <li>4. 漁港の津波、高潮及び浸食対策に関する事。</li> <li>5. 漁港関連道整備事業に関する事。</li> <li>6. 漁村の振興及び整備に関する事。</li> <li>7. 漁港の災害の防止及び復旧に関する事。</li> <li>8. 漁港の区域に係る農林水産省所管の国有財産の管理及び処分に関する事。</li> <li>9. 漁業構造改善事業に関する事。</li> </ol>
	森林整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 森林保全管理に関する事。</li> <li>2. 林地開発許可に関する事。</li> <li>3. 保安林及び保安施設地区に関する事。</li> <li>4. 治山事業に関する事。</li> <li>5. 林地荒廃防止施設の災害の防止及び復旧に関する事。</li> <li>6. 林道の開設及び改良に関する事。</li> <li>7. 林道の災害の防止及び復旧に関する事。</li> <li>8. 大規模林業圏の開発に関する事。</li> <li>9. 造林の推進に関する事。</li> <li>10. 林業種苗に関する事。</li> <li>11. 森林病虫害の防除に関する事。</li> <li>12. 森林保険及び林野の火災予防に関する事。</li> </ol>
	農村整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地改良事業に関する事。</li> <li>2. 土地改良財産の維持管理に関する事。</li> <li>3. 農地集団化に関する事。</li> <li>4. 土地改良区に関する事。</li> <li>5. 土地改良事業の融資に関する事。</li> <li>6. 山口県土地改良事業団体連合会に関する事。</li> <li>7. 県営ほ場整備事業に関する事。</li> <li>8. 農村総合整備事業に関する事。</li> <li>9. 農業集落排水事業に関する事。</li> <li>10. 農道整備事業に関する事。</li> <li>11. かんがい排水事業に関する事。</li> </ol>

部署	所管課	分掌事務
		12. 農地防災事業に関すること。 13. 農地及び農業用施設の災害の防止及び復旧に関すること。 14. 農業用ため池の管理及び保全に関すること。 15. 農業土木及び森林土木に係る設計及び検査に関すること。 16. 土地改良長期計画の策定及び推進に関すること。 17. 国営土地改良事業に関すること。 18. 農業水利に関すること。 19. 日本型直接支払制度（多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に係るものに限る。）に関すること。 20. 棚田地域の振興に関すること。
土木建築部	砂防課	1. 砂防指定地の編入、解除及び取締りに関すること。 2. 砂防工事の調査、計画及び実施に関すること。 3. 砂防設備の維持管理に関すること。 4. 砂防設備の災害の防止及び復旧に関すること。 5. 地すべりの防止に関すること。 6. 地すべり災害の復旧に関すること。 7. 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び管理に関すること。 8. 急傾斜地崩壊対策事業の調査、計画及び実施に関すること。 9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関すること。 10. 公共土木施設災害復旧事業（土木建築部の主管に属するものに限る。第12号及び第13号において同じ。）の総合調整に関すること。 11. 公共土木施設災害復旧事業費の負担率の算定に関すること。 12. 市町に対して交付する公共土木施設災害復旧事業の国庫負担金に関すること。 13. 市町の公共土木災害復旧事業の指導及び監督に

部署	所管課	分掌事務
		関すること。
	建築指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の確認及び検査に関すること。</li> <li>2. 建築物の許可に関すること。</li> <li>3. 違反建築物の措置に関すること。</li> <li>4. 建築士に関すること。</li> <li>5. 建築物の災害に対する安全性の評価又は改善に関すること。</li> <li>6. 高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関すること。</li> <li>7. 低炭素建築物に係る計画の認定等に関すること。</li> <li>8. 建築物の省エネ基準の判定に関すること。</li> <li>9. 宅地造成等の規制に関すること。</li> <li>10. 優良宅地造成の認定等に関すること。</li> <li>11. 開発行為の規制に関すること。</li> <li>12. 庁舎等の営繕に係る受託工事に関すること。</li> </ol>
	住宅課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅についての建築計画の策定並びに住宅事情の調査及び統計に関すること。</li> <li>2. 県営住宅の整備及び管理に関すること。</li> <li>3. 市町営住宅の整備及び管理に係る指導及び監督に関すること。</li> <li>4. 独立行政法人住宅金融支援機構法第 16 条の規定による受託業務に関すること。</li> <li>5. 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の建設及び管理についての指導に関すること。</li> <li>6. 市街地再開発事業（国土交通省住宅局が所管するものに限る。）及び住宅地区の改良の促進に関すること。</li> <li>7. 民間自力建設住宅の建設の促進に関すること。</li> <li>8. 宅地建物取引業に関すること。</li> <li>9. 住宅組合の指導及び監督に関すること。</li> <li>10. 農地所有者等に対する賃貸住宅建設の融資に係る報告の徴収及び立入検査に関すること。</li> <li>11. 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の整備に係る指導及び監督に関すること。</li> </ol>

部署	所管課	分掌事務
		12. 長期優良住宅に関する事 13. サービス付き高齢者向け住宅に関する事 14. マンション敷地売却組合の設立認可に関する事
	港湾課	1. 港湾計画に関する事 2. 港湾（港湾区域内の運河及び海岸を含む。以下この項において同じ。）の整備及び管理に関する事 3. 公有水面の埋立て及び使用に関する事 4. 港湾の高潮、津波及び侵食対策に関する事 5. 港湾の災害の防止及び復旧に関する事 6. 空港に関する事 7. 山口宇部空港事務所に関する事
	道路整備課	1. 路線の認定、廃止及び変更に関する事 2. 道路の維持、修繕その他の管理に関する事 3. 道路の舗装に関する事 4. 道路台帳の調製及び保管に関する事 5. 道路の占用に関する事 6. 道路環境の整備に関する事 7. 道路の災害の防止及び復旧に関する事 8. 併用軌道及び索道に関する事 9. 交通安全施設等（道路建設課の主管に属するものを除く。）の整備に関する事 10. 市町道の整備に関する事
	道路建設課	1. 道路の企画及び調整に関する事 2. 道路及び橋りょうの新設及び改築に関する事 3. 道路の交通環境対策に関する事 4. 歩道、自転車道その他の交通安全施設の整備に関する事 5. 有料道路の計画に関する事 6. 地域高規格道路の計画に関する事
	河川課	1. 河川及び海岸（漁港区域及び港湾区域内の海岸を除く。以下この項において同じ。）の改良及び維持管理に関する事

部署	所管課	分掌事務
		2. 一般海域の管理に関する事 3. 河川及び海岸並びに一般海域の占用及び使用に関する事 4. 水利使用に関する事 5. 河川区域及び河川保全区域並びに一般海域に係る砂利の採取計画の認可等に関する事 6. 河川及び海岸の地盤変動及び高潮災害に関する事 7. 河川及び海岸の災害の防止及び復旧に関する事 8. 水防に関する事 9. 河川及び海岸の現況調査に関する事 10. 河川の総合開発に関する事 11. ダム管理事務所に関する事

(出典：山口県「山口県職員録」)

### (3) 事前ヒアリング

監査対象部署とした農林水産部及び土木建築部の各事業の所管課において、令和元年度に実施した防災事業（2.（1）「令和元年度に実施した防災事業の一覧」）について、以下の観点から事前ヒアリングを実施した。

事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
事業の所管部課	監査担当窓口となる部課の確認
事業名及び構成する主な事業内容	事業の概要及びテーマとの関連性の把握
対象年度	継続事業または新規事業の確認
予算額及び決算額	事業規模による監査対象箇所の選定
事業費の節別内訳	主な支出内容の把握
やまぐち維新プランとの関連性	左記本県総合計画との関連性の有無を確認
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策関連事業との関連性	予算上のポイントである左記事業との関連性の有無を確認
山口県地域防災計画との関連性	左記計画との関連性の有無を確認
山口県国土強靱化地域計画との関連性	左記計画との関連性の有無を確認



(4) 監査対象事業の一覧（全 46 事業：但し、No. 25 及び 26 は同一事業）

事前ヒアリングの結果、監査テーマとの関連性の程度や令和元年度の事業実績の有無等を踏まえ、最終的に監査対象とする事業単位を下記のとおり選定した。

（単位：千円）

部署及び所管課			
No.	事業名	当初予算額	重点施策
<b>I 農林水産部 漁港漁場整備課</b>			
1	県営漁港海岸保全施設整備事業	137,550	54
<b>II 農林水産部 森林整備課</b>			
2	災害対策治山事業	39,735	54
3	山地治山事業	1,630,052	54
4	水源地域整備事業	230,239	54
5	保安林整備事業	71,549	54
6	防災林造成事業	10,918	54
7	水土保持治山事業	227,314	54
8	流木災害防止緊急対策事業	36,500	54
<b>III 農林水産部 農村整備課</b>			
9	県営老朽ため池整備事業	2,679,750	54
10	団体営農地防災事業	232,198	54
11	地すべり対策事業	240,405	54
12	県営海岸保全施設整備事業	283,910	54
13	湛水防除事業	1,081	54
<b>IV 土木建築部 砂防課</b>			
14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	10,840	54
15	通常砂防事業	3,107,900	54
16	地すべり対策事業	708,750	54
17	急傾斜地崩壊対策事業	2,322,662	54
18	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	93,691	54
19	通常砂防事業	No. 15 に含む	55
20	地すべり対策事業	No. 16 に含む	55
21	急傾斜地崩壊対策事業	No. 17 に含む	55
<b>V 土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課は No. 22 のみ）</b>			
22	民間建築物耐震改修等推進事業	55,629	55
23	応急危険度判定体制整備事業	587	54

部署及び所管課			
No.	事業名	当初予算額	重点施策
24	土砂災害対策総合支援事業	2,321	54
<b>VI 土木建築部 港湾課</b>			
25	海岸防災事業（ハード事業）	774,900	54
26	海岸防災事業（ソフト事業）		
27	海岸防災事業	663,600	55
28	港湾環境整備事業	70,980	54
29	港湾改修事業	569,940	55
30	港湾既存施設有効活用促進事業	515,235	55
<b>VII 土木建築部 道路整備課</b>			
31	道路災害防除事業	444,412	54
32	交通安全施設整備事業	40,462	54
33	道路災害防除事業	1,146,240	55
34	橋りょう補修事業	6,590,087	55
<b>VIII 土木建築部 道路建設課</b>			
35	道路改良事業	6,377,463	54
36	防衛施設周辺整備事業	202,594	54
<b>IX 土木建築部 河川課</b>			
37	河川整備基本方針調査事業	26,720	54
38	河川情報基盤緊急整備事業	484,800	54
39	広域河川改修事業	3,456,600	54
40	都市基盤河川改修事業	19,000	54
41	河川工作物関連応急対策事業	357,000	55
42	周防高潮対策事業	735,000	54
43	高潮対策事業	397,133	54
44	高潮対策事業		55
45	侵食対策事業	115,500	54
46	総合開発事業	5,500,000	54
	監査対象事業の合計	40,611,236	

(5) 監査対象箇所及び出先機関

上記 46 事業はその大部分が 1 事業単位で複数の県内箇所（地域）別に予算が細分化されており、箇所ごとに契約事務を執行する出先機関が異なっている。そのため、事前ヒアリングにおいて各事業の中から、さらに実地監査の対象とする箇所を選定しており、事務手続を執行する出先機関ごと（本庁所管課の場合を含む）に実地監査対象箇所を集約すると以下ようになる。なお、実地監査は下表の執行機関を対象に往査した。

(単位：千円)

執行機関	No.	事業名	箇所	当初予算
<b>農林水産部</b>				
漁港漁場整備課（本庁）	1	県営漁港海岸保全施設整備事業	徳山漁港	48,300
岩国農林水産事務所	2	災害対策治山事業	—	39,735
	3	山地治山事業	平前	137,570
	8	流木災害防止緊急対策事業	—	34,951
周南農林水産事務所	4	水源地域整備事業	巢山	87,344
	5	保安林整備事業	先山	4,148
	7	水土保全治山事業	孕岩	32,754
	11	地すべり対策事業	中須北 2 期	21,620
長門農林水産事務所	6	防災林造成事業	和田	9,281
美祢農林水産事務所	9	県営老朽ため池整備事業	洗川	43,242
	12	県営海岸保全施設整備事業	黒崎開作	38,043
農村整備課（本庁）	10	団体営農地防災事業	大蔵東	37,200
下関農林事務所	13	湛水防除事業	清末	1,081
<b>土木建築部</b>				
砂防課（本庁）	14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	—	10,840
	18	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	—	93,691
岩国土木建築事務所	15	通常砂防事業（54）	須通東川	136,500
	36	防衛施設周辺整備事業	蜂ヶ峯公園	62,000

執行機関	No.	事業名	箇所	当初予算
宇部土木建築事務所	16	地すべり対策事業 (54)	川上	52,500
	21	急傾斜地崩壊対策事業 (55)	藤ヶ浴	63,000
周南土木建築事務所	17	急傾斜地崩壊対策事業 (54)	時宗	84,000
	20	地すべり対策事業 (55)	佐波川圏域 坂根	33,600
	31	道路災害防除事業 (54)	笠戸島	21,000
	33	道路災害防除事業 (55)	315号	72,161
	35	道路改良事業	434号	157,500
	37	河川整備基本方針調査事業	—	8,211
	39	広域河川改修事業	島田川	1,138,497
	41	河川工作物関連応急対策事業	玉鶴川	9,898
防府土木建築事務所	43	高潮対策事業 (54)	本浦海岸	50,200
	19	通常砂防事業 (55)	佐波川圏域 二宮	323,400
建築指導課 (本庁)・住宅課 (本庁)	28	港湾環境整備事業	三田尻中関港	70,980
	22	民間建築物耐震改修等推進事業	—	55,629
建築指導課 (本庁)	23	応急危険度判定体制整備事業	—	587
	24	土砂災害対策総合支援事業	—	2,321
周南港湾管理事務所	25	海岸防災事業 (ハード事業) (54)	徳山下松港	52,500
	27	海岸防災事業 (55)	徳山下松港	95,550
	29	港湾改修事業	徳山下松港	73,500
	30	港湾既存施設有効活用促進事業	徳山下松港	300,090
宇部港湾管理事務所	26	海岸防災事業 (ソフト事業) (54)	宇部港	10,500
下関土木建築事務所	32	交通安全施設整備事業	新下関 (停) 稗田	15,750
	45	侵食対策事業	松谷海岸	116,743
柳井土木建築事務所	34	橋りょう補修事業	光上関	63,000

執行機関	No.	事業名	箇所	当初予算
	42	周防高潮対策事業	田布施川	45,026
	44	高潮対策事業(55)	麻郷海岸	61,277
河川課(本庁)	38	河川情報基盤緊急整備事業	—	92,094
	40	都市基盤河川改修事業	—	19,000
	48	平瀬ダムに係る事業再評価について	平瀬ダム	5,500,000
錦川総合開発事務所	46	総合開発事業		
	49	平瀬ダム建設現場の視察について		

1. 上表は事業番号順に記載している(同一執行機関の事業は順不同で集約)。
2. 当初予算額は令和元年度決算額等調書から箇所別の事業費予算額を転記した。
3. 上表 No. 48 及び No. 49 は No. 46 の事業に関連して実施した補足手続である。
4. 上表は No. 47 の記載を省略している(特定の執行機関を対象とした事業ではない)。

#### 第4 外部監査の結果及び意見（概要）

##### 1. 各事業別の結果（指摘事項）及び意見の件数

###### （1）指摘事項及び意見の根拠と判断基準

外部監査の結果（指摘事項）及び意見として、指摘事項と意見の根拠並びに判断基準を示すと以下のとおりである。

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	・法令、条例、規則等の違法・違反 ・違反ではないが妥当性を欠き不当
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	指摘以外で監査対象の合理化のために是正改善や問題提議するべきと判断した事項

###### （2）指摘事項及び意見の件数

指摘事項（19件）及び意見（42件）の各事業別件数は下表のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

部署及び所管課			
No.	事業名	指摘事項	意見
<b>I 農林水産部 漁港漁場整備課</b>			
1	県営漁港海岸保全施設整備事業	1	—
<b>II 農林水産部 森林整備課</b>			
3	山地治山事業	—	1
5	保安林整備事業	—	2
6	防災林造成事業	—	2
<b>III 農林水産部 農村整備課</b>			
9	県営老朽ため池整備事業	1	2
11	地すべり対策事業	—	1
12	県営海岸保全施設整備事業	—	1
<b>IV 土木建築部 砂防課</b>			
14	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業	—	3
16	地すべり対策事業（54）	2	—
17	急傾斜地崩壊対策事業（54）	2	1
19	通常砂防事業（55）	—	1
20	地すべり対策事業（55）	—	1
21	急傾斜地崩壊対策事業（55）	—	3
<b>V 土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課はNo.22のみ）</b>			

部署及び所管課			
No.	事業名	指摘事項	意見
22	民間建築物耐震改修等推進事業	—	1
23	応急危険度判定体制整備事業	1	—
24	土砂災害対策総合支援事業	—	1
<b>VI 土木建築部 港湾課</b>			
25	海岸防災事業（ハード事業）（54）	—	1
26	海岸防災事業（ソフト事業）（54）	1	—
27	海岸防災事業（55）	—	2
28	港湾環境整備事業	1	—
30	港湾既存施設有効活用促進事業	1	—
<b>VII 土木建築部 道路整備課</b>			
31	道路災害防除事業（54）	—	1
<b>VIII 土木建築部 道路建設課</b>			
35	道路改良事業	—	1
36	防衛施設周辺整備事業	—	1
<b>IX 土木建築部 河川課</b>			
37	河川整備基本方針調査事業	—	3
38	河川情報基盤緊急整備事業	2	1
39	広域河川改修事業	—	2
41	河川工作物関連応急対策事業	1	3
42	周防高潮対策事業	—	1
43	高潮対策事業（54）	1	2
44	高潮対策事業（55）	1	1
45	侵食対策事業	—	2
46	総合開発事業	1	—
<b>X その他</b>			
47	条件付一般競争入札の契約手続について	3	—
48	平瀬ダムに係る事業再評価について	—	1
	監査対象事業の合計	19	42

## 2. 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見

下記（１）から（４）に示す指摘事項は、特定の部署（所管課）における個別の事業に対するものではなく、全県的な対応が必要であり特に重要性が高いと判断した。また、（２）から（４）は地方自治体の内部統制制度に鑑みても重要と考える。

### （１）【指摘事項】建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効率性）

県では、建設工事に係る業務委託（設計・調査・測量業務等）について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている（地方自治法施行令第167条第1項）。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである（同令第167条第1項第1号）。

一方で、地方自治法第234条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年10月18日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」（以下、「品確法基本方針」という）によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質（技術的能力）が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている（品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる）。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、（条件付）一般競争入札（総合評価方式含む）を導入しているケースも見受けられる（その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している）。

以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものである。

[参照箇所] 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

- No. 9 県営老朽ため池整備事業
- No. 26 海岸防災事業（ソフト事業）（54）

### （２）【指摘事項】営業所等の所在地要件設定の客観化について（合规性、有効性）

県では入札参加資格に係る営業所等の所在地要件を設定している（第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）No. 47（1）参照）。ここで、営業所の所在地要件を設定すること自体は地方自治法施行令第167条の5の2の趣旨を満たす限りにおいては認められてお



り、多くの地方公共団体が採用しているところでもある。

しかし、そもそも入札参加資格要件を規定した同令の構成は第 167 条の 5 第 1 項で、「必要があるときは契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、従業員数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。また、先に述べた同令第 167 条の 5 の 2 では、「特に必要があると認めるときは、更に入札参加者の事業所の所在地または工事の経験や技術的適性の有無を定めること」を可能としている。そして、同令同条のいう、「特に必要があるとき」とは同令第 167 条の 5 第 1 項の資格要件よりも更に厳格にその必要性を要求しており、当該制限を設定する際にはより積極的な理由が必要であると考えられる。すなわち、入札参加の機会均等や価格の競争性（経済性）を犠牲にしてもなお所在地要件によって制限を受ける当該一般競争入札に積極的かつ高い効果を見出せなければならぬとされる。また、「特に必要があるとき」は契約ごとにその判断過程が客観的に示される必要があると考える。

以上より、「特に必要」として営業所等の所在地要件を設定した過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

[参照箇所] 第 5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

・ No. 47 その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

### (3) 【指摘事項】入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）

県では建設工事について、災害応急対策など地域社会の維持を担う建設業者の受注機会を確保し、地域の安心・安全の確保や活力の向上を図ることを目的とした指名競争入札として、地域活力型指名競争入札（以下、「地域活力型」という）を制度化している。そして、地域活力型指名競争入札実施要領（以下、「要領」という）において、対象工事の選定要件を規定している。具体的には要領第 2 条において、(i) 土木一式工事、(ii) 請負対象設計金額 6 千万円未満、(iii) 工事内容が地域に密着した工事で高度な技術を要しないものとされている。

監査対象事業のうち、事業 No. 3、13、15、29 については土木一式工事で請負金額 6 千万円未満に該当する。そして、地域に密着した工事で高度な技術を要しないものであれば選定要件を具備することとなる。しかし、これらの事業における工事請負契約は上記 (iii) の要件に該当せず地域活力型ではなく条件付一般競争入札を適用しており、その適用に至る入札方法の決定過程が必ずしも十分に客観化されているとは言えない状況である。

一つの契約事象に対して複数の入札方法（本件で言えば条件付一般競争入札及び地域活力型）を検討し得る場合には、恣意性を排除し、契約過程の公正性や透明性が担保されなければならない。また、地方自治法第 234 条が求める原則的な契約方法である一般競争入札に対して特例的な制度として地域活力型を県が制定したことに鑑みると、その要件を充足する限りにおいては極力その適用が優先されるべきとも考えられる。

以上より、複数の入札方法があり、そこに判断の余地が生じ得る発注契約については、

選択・決定過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

[参照箇所] 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

・No. 47 その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

#### （４）【指摘事項】総合評価審査委員会の意見聴取について（合規性、有効性）

県では建設工事に係る総合評価競争入札を実施する場合には、山口県建設工事総合評価競争入札実施要領（以下、「要領」という）に従うこととしている。そして、契約一覧（第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）No. 47（1）参照）によれば、監査対象事業の契約は特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用し、入札方法は条件付一般競争入札によっている。

ここで、要領第3条（1）より一般競争入札により発注する工事は当該要領の適用対象であり、また、同第4条第2項より、総合評価の型式及び落札者決定基準は競争入札審査会へ諮ることとされている。さらに、同第5条において、総合評価の実施に際しては学識経験者からなる総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）の意見を聴かなければならない旨規定している。

契約一覧の各契約について見ると、一般競争入札であり、入札参加資格及び特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用すること並びに落札者決定基準を所定の競争入札審査会に諮問していることは確認できた。一方、審査委員会の意見を聴取した証跡は確認できなかった。この点、県によれば特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式については、評価項目が定型化されており年に一度、包括的に審査委員会に当該内容を諮っているとのことであった。しかしながら、地方自治法施行令第167条の10の2では、落札者決定基準の決定時点に加えて、実際の落札者決定時点においても、改めて意見を聴く必要があるとされた場合には意見聴取をしなければならない旨規定されており、原則的には入札案件ごとに意見聴取を行うこととなっている。また、現行の要領においても審査委員会への意見聴取を一括で行う等の例外（容認）規定は明示されておらず、規定を過度に拡大解釈した運用になっていると見られかねない。なお、例外的に意見聴取の運用に大きな事務コストが生じる場合には効率的な事務手続の方策を検討する余地はあるが、その場合でも中立性や公正性に配慮し、県民目線で客観的かつ合理的な規定として整備され運用の根拠とされなければならない。

以上より、同令及び要領第5条を踏まえ審査委員会の関わり方について事務手続の改善を図るべきである。

[参照箇所] 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

・No. 47 その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

### 3. 指摘事項及び意見の一覧（概要）

監査対象事業別の指摘事項及び意見の概要を一覧にすると以下のとおりである。なお、

同一趣旨の指摘事項及び意見については先に記載した事業番号を参照する記載方法としている（所管部署・課で表現が異なるものの、同一趣旨については参照表記とした）。

(1) 農林水産部 漁港漁場整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
1	県営漁港海岸保全施設整備事業	指摘事項	<p>【下請業者の未届けについて（合规性）】</p> <p>工事における入場者記録では2次下請業者の入場記録があったものの、当該下請業者は受注業者から県への報告（届出）がなされておらず、工事請負契約書第7条を逸脱するものであり、受注業者に対する適切な指導が必要である。</p>

(2) 農林水産部 森林整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
2	災害対策治山事業	—	該当なし
3	山地治山事業	意見	<p>【工事請負契約の変更について（合规性、経済性・効率性）】</p> <p>請負代金の30%以内（設計変更の範囲）という量的基準を前提とした変更契約は、やむを得ない状況による場合を除き、不確定な諸条件を前提とする変更契約の本質から乖離し、当初予算を形骸化させかねない。そのため、変更契約の適否は十分な検討や慎重な判断が必要である。</p>
4	水源地域整備事業	—	該当なし
5	保安林整備事業	意見	<p>【森林整備工事に係る入札参加資格者数の拡充について（経済性・効率性）】</p> <p>森林整備工事の入札参加資格者数は令和2年8月1日時点で全体（県域）数は16者にとどまっており、競争性の観点から将来的に事業者数を拡充</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
			させる対策の検討が望まれる。
		意見	【保安林指定面積の拡充について（有効性）】 市町との連携を強化し、所有者不明の山林を解消することで保安林指定面積の拡充を促進するべきである。
6	防災林造成事業	意見	【業務委託契約の変更について（合規性）】 本件業務委託契約は当初 637,200 円から 1,183,680 円に変更されており、変更割合は 85.8%の増加である。工事請負契約については 30%という変更範囲の制限がある一方で、業務委託においては当該制限が存在しておらず、別途設計（契約）とはなっていないが、工事請負契約に準じる制限規定の整備が望まれる。
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 現行制度下では、委託業務成績の評定結果は山口県業務委託成績評定要領に基づき通知しているものの、執行機関の行う評定内容は形式的なものとなっており、評定作業の効果が十分に検証されていない。そのため、評定結果が今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。
7	水土保持山事業	—	該当なし
8	流木災害防止緊急対策事業	—	該当なし

### （3）農林水産部 農村整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
9	県営老朽ため池整備事業	指摘事項	【建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効

No.	事業名	区分	項目（概要）
			率性)】 全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続から、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。
		意見	【業務委託契約における評価事項について（有効性）】 委託業者の選定について、県の標準雛型による評価事項のみならず各出先機関ごとに地域性をより一層考慮した評価事項の設定が望まれる。
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
10	団体営農地防災事業	—	該当なし
11	地すべり対策事業	意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
12	県営海岸保全施設整備事業	意見	【工期延長の適正性について（合规性）】 年度末近くの契約締結（年度末を工期設定）は、変更ありきの契約と見られかねず、変更理由もやむを得ない理由であるか疑問であり、適正な工期設定等の事務手続を検討すべきである。
13	湛水防除事業	—	該当なし

#### （４）土木建築部 砂防課

No.	事業名	区分	項目（概要）
14	住民参加型土砂災害ハザード	意見	【改正消費税率に伴う契約変更等の

No.	事業名	区分	項目（概要）
	マップ作成支援事業		<p><b>【適時化について（新規性）】</b> 令和元年10月1日以降の成果品引渡しとなる契約について、消費税率8%で契約していた場合、改正後の消費税率10%へ速やかに変更契約するか、業務打合せ簿による協議がなされるべきであった。</p>
		意見	<p><b>【指名業者選定基準について（新規性、有効性）】</b> 指名業者選定基準として「土木コンサル総合点数が一定点数以上である者」について、本件新規事業における当該点数の設定根拠が不明瞭であり、合理的かつ客観性のある指名基準を設定する必要がある。</p>
		意見	<p><b>【住民懇談会不参加住民への防災意識啓発について（有効性）】</b> 今後の展開としては、市町が行う住民懇談会へ不参加の住民を含む、自治会単位（全住民）での自助・共助の防災意識向上に対する県の助言等が望まれる。</p>
15	通常砂防事業（54）	—	該当なし
16	地すべり対策事業（54）	指摘事項	<p><b>【起案書の決裁日の漏れについて（新規性）】</b> 当該事業の起案書において、全ての文書における決裁日の記載が漏れていた。決裁とは起案を確定させる最終的な意思決定であり、決裁日における責任の所在を明確にするものであることから、決裁年月日を正確に記載する必要がある。</p>
		指摘事項	<p><b>【起案書の起案日の漏れについて（新規性）】</b> 「予定価格の決定について」におい</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
			て、起案日の記載が漏れていた。起案とは県の意思を決定するため、その基礎となる案文を作成することをいい、文書事務において基本的かつ重要な意味を持つものであるから、正確に起案日付を記載する必要がある。
17	急傾斜地崩壊対策事業（54）	指摘事項	【工期延長の適正性について（合规性、有効性）】 本件「令和元年度 時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区」について、やむを得ない理由による工期変更とは認め難く、合理的な説明が必要である。
		指摘事項	【見積書の不備（有効期限）について（合规性）】 一部の設計単価を業者見積により入手する場合、その見積書には有効期限の記載がなかったため、契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。
		意見	【委託業務成績評価結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
18	災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業	—	該当なし
19	通常砂防事業（55）	意見	【前払金支払請求書の日付について（有効性）】 受注業者から提出された前払金支払請求書の日付が記載されていない場合、財務会計マニュアルに沿って県の受領印で代替しているが、期間帰属の観点で一義的には受注者による記入漏れが起きないように指導・周知の徹底を図る必要がある。

No.	事業名	区分	項目（概要）
20	地すべり対策事業（55）	意見	<p>【契約変更内容について（経済性・効率性）】</p> <p>契約変更理由にある「孔内洗浄工の追加」については、平成25年の調査業務で判明しており、当初契約時に織り込まれるべきであった。</p>
21	急傾斜地崩壊対策事業（55）	意見	<p>【工期延長の適正性について（合规性）】</p> <p>《No. 12 参照》</p>
		意見	<p>【中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について（経済性・効率性）】</p> <p>工事補償金の支払いについて、一方通行的に発行される請求金額の検証として、工事補償金見積書に対する実績額の報告を求め、予算実績比較による分析等を通して経済性を担保することが必要である。</p>
		意見	<p>【西日本電信電話(株)への工事補償金の金額の妥当性について（経済性・効率性）】</p> <p>《上記（中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について）参照》</p>

（5）土木建築部 建築指導課・住宅課（住宅課はNo. 22のみ）

No.	事業名	区分	項目（概要）
22	民間建築物耐震改修等推進事業	意見	<p>【山口県事務決裁規程の適用について（合规性）】</p> <p>課長決裁で足りる補助金交付（3,000千円未満）について、部長決裁がなされており、規程遵守または、実態に応じて規程の改訂を視野に入れることも望まれる。</p>
23	応急危険度判定体制整備事業	指摘事項	<p>【請求書等日付について（合规性）】</p> <p>一般需用費の支出処理に係る証憑書</p>



No.	事業名	区分	項目（概要）
			類である請求書及び納品書の日付が空欄となっており、業者の納品・請求日が客観的に確認できなかった。予算執行との兼ね合いから、期間の恣意的な変更を防止する観点及び説明責任を果たす意味でも適切な証憑書類の要件を具備する必要がある。
24	土砂災害対策総合支援事業	意見	<p>【補助制度の周知・浸透の徹底について（有効性）】</p> <p>高齢化の進んだ土砂災害特別警戒区域住民に対してはウェブ等による情報収集は困難を伴うため、HP 上での公表や関連資料の配布のみならず、市町との連携を強化し、対象区域住民への的確な制度の周知を図るべきである。</p>

(6) 土木建築部 港湾課

No.	事業名	区分	項目（概要）
25	海岸防災事業（ハード事業） (54)	意見	<p>【海岸防災事業期間について（有効性）】</p> <p>平成 25 年事業再評価において、事業終了年度は平成 34 年度(令和 4 年度)とされていたが、直近の平成 30 年事業再評価では事業終了年度は平成 39 年度(令和 9 年度)とさらに期間延長となっている。防災上の観点では今後、これ以上の期間延長は望ましくなく、一層重点的な予算配分（投入）を検討すべきである。</p>
26	海外防災事業（ソフト事業） (54)	指摘事項	<p>【建設工事に係る業務委託契約の入札制度について（有効性、経済性・効率性）】</p> <p>《No. 9 参照》</p>
27	海岸防災事業 (55)	意見	【目標達成指標について（有効性）】

No.	事業名	区分	項目（概要）
			海岸防災要対策延長 14 km という目標指標はあるものの、出先機関（執行機関）において要対策延長（距離）の把握ができておらず、本庁と常に情報を共有することが望まれる。
		意見	<p>【要対策箇所の進捗について（有効性）】</p> <p>平成 28 年度に示された要対策延長 14 km に対して平成 30 年度末で対策完了延長 1 km（進捗率 7%）と数字上では進捗度合が低い。また、進捗管理の前提として、長寿命化計画内で要対策箇所の完了目標時期を事業実施者として一義的に定めることが望まれる。</p>
28	港湾環境整備事業	指摘事項	<p>【見積書の不備（日付・有効期限）について（合規性）】</p> <p>一部の設計単価を業者見積により入手する場合、その見積書には、見積年月日や有効期限の記載がないブランクのものが散見された。その時点での有効な見積価格の証明としても見積年月日が明示され、かつ、契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。</p>
29	港湾改修事業	—	該当なし
30	港湾既存施設有効活用促進事業	指摘事項	<p>【工事設計時の添付書類の不備について（経済性・効率性）】</p> <p>建設コスト縮減計画表の作成及び添付を要する規定となっているが、縮減率が明らかにゼロであることから当該計画表は未作成であった。しかし、公金を投下する前提としてコスト意識を保持して業務に臨む必要がある。</p>

(7) 土木建築部 道路整備課

No.	事業名	区分	項目（概要）
31	道路災害防除事業（54）	意見	【工事打合せ簿の記載様式について（合規性、経済性・効率性）】 工事打合せ簿には確認者（査閲者）の押印欄が存在するが、重複する欄もあり事務手続の効率化に向けた改善が望まれる。
32	交通安全施設整備事業	—	該当なし
33	道路災害防除事業（55）	—	該当なし
34	橋りょう補修事業	—	該当なし

(8) 土木建築部 道路建設課

No.	事業名	区分	項目（概要）
35	道路改良事業	意見	【特記仕様書の記載項目について（有効性）】 特記仕様書に一般的な注意事項が含まれること自体は問題ないが、主には設計図書に関わる重要事項で構成され、契約義務の履行状況の検査において運用されることが望まれる。
36	防衛施設周辺整備事業	意見	【委託期間延長の適正性について（合規性）】 本件「トンネル詳細設計業務委託第2工区」における期間延長について、「地元との調整に不測の日数を要したため」との業者からの延長申請書が残されているのみで具体的な状況が不明なため、詳細な検討（検討項目の明確化）が望まれる。

(9) 土木建築部 河川課

No.	事業名	区分	項目 (概要)
37	河川整備基本方針調査事業	意見	【河川整備基本方針及び河川整備計画について (経済性・効率性)】 河川整備基本方針及び河川整備計画が全て策定され、さらに整備工事が完了することを現時点で想像することは困難であり、防災上の観点からも緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。
		意見	【工期延長の適正性について (合规性)】 《No. 12 参照》
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について (有効性、経済性・効率性)】 《No. 6 参照》
38	河川情報基盤緊急整備事業	指摘事項	【予算の流用について (合规性)】 河川情報基盤緊急整備事業予算の中に土木防災情報システム保守点検事業予算を含めており、予算統一の原則が曖昧となるため、結果を正しく把握するためにも予算変更等の手続をとるべきである。
		指摘事項	【契約に係る情報の公表について (合规性)】 予定価格が 100 万円を超える業務委託 (工事関係) については、公表されなければならない。
		意見	【1 者応札・1 者応募の改善について (経済性・効率性)】 以前より 1 者応札・1 者応募が継続しており、「会計検査院における『1 者応札・1 者応募に係る改善方策』について」を参考に経済的・効率的な契約方法の検討が望まれる。
39	広域河川改修事業	意見	【工期延長の適正性について (合规

No.	事業名	区分	項目（概要）
			性)】 本件「島田川広域河川改修工事 第1工区及び第2工区」における工期延長について、「関係機関との調整のため」との理由書が残されているのみであり、理由の相当性や当時の具体的な状況について客観性に乏しいため、それらが適正かつ客観的な裏付け事実とともに記録されるべきである。
		意見	【目標達成指標について（有効性）】 本件「島田川広域河川改修事業」について、事業再評価は数年に一度行われる予定であるが、島田川河川整備計画の中で計画期間が30年と長期に及ぶことから、防災上の観点からも進捗状況を毎年度確認し、計画性をもって進めるべきである。
40	都市基盤河川改修事業	—	該当なし
41	河川工作物関連応急対策事業	指摘事項	【起案書の起案日の漏れについて（合規性）】 《No. 16 参照》
		意見	【業務委託契約における評価事項について（有効性）】 《No. 9 参照》
		意見	【契約期間の変更について（合規性）】 材料在庫欠品に伴い、入手に不測の日数を要することが変更理由となっているが、当初契約時点で在庫の有無を適切に確認し、契約期間に織り込むべきであった。
		意見	【山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）の見直しについて（有効性）】 当該計画は平成22年2月に作成されており、作成後10年が経過している。

No.	事業名	区分	項目（概要）
			昨今の想定を超える豪雨の発生による機能的老朽化の可能性も踏まえ、計画の十分性が維持されているか否か見直しの検討が望まれる。
42	周防高潮対策事業	意見	<p>【契約義務の履行状況の検証について（合規性）】</p> <p>特記仕様書どおりに、契約義務を履行したかどうかの確認は目視や口頭ではなく疎明資料として客観的に残すことを検討すべきである。</p>
43	高潮対策事業（54）	指摘事項	<p>【変更請負対象設計額計算誤りについて（合規性）】</p> <p>変更契約の追加工事における数量欄の入力ミスにより変更請負対象設計額が過小に算出されており、チェック体制の強化・改善が必要である。</p>
		意見	<p>【工事請負契約の変更について（合規性、経済性・効率性）】</p> <p>《No. 3 参照》</p>
		意見	<p>【海岸対策担当課について（経済性・効率性）】</p> <p>海岸対策は国所管の海岸に応じて県の所管課が分かっているが、一つの所管課で全体管理を行うことも検討する余地がある。</p>
44	高潮対策事業（55）	指摘事項	<p>【工事変更契約の内容について（有効性、経済性・効率性）】</p> <p>本来は当初設計に含めるべき工事内容を事務手続（引継ぎ）の不備から変更契約に包含しており、事務手続の改善が必要である。また、当該変更契約に係る設計単価の見積りに応じた業者数も2者のみ（うち、1者は工事請負業者である）となっているなど、経済性（競争性）を確保する点でも不十分である。</p>

No.	事業名	区分	項目（概要）
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
45	侵食対策事業	意見	【海岸保全計画について（経済性・効率性）】 海岸侵食対策工事は工事範囲が広く、多額の予算を要することから計画されている全ての工事完了を現時点で想像することは困難であり、防災上の観点からも緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。
		意見	【委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）】 《No. 6 参照》
46	総合開発事業	指摘事項	【契約に係る情報の公表について（合规性）】 《No. 38 参照》

(10) その他

No.	事業名	区分	項目（概要）
47	条件付一般競争入札の契約手続について	指摘事項	【営業所等の所在地要件設定の客観化について（合规性、有効性）】 一般競争入札の入札参加資格において、地方自治法施行令第167条の5の2では「特に必要があるとき」に営業所の所在地を制限することを可能としている。当該「特に必要があるとき」とは競争性を犠牲にしても高い効果が得られるものでなければならず、特に必要として営業所等の所在地要件を設定した過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。
		指摘事項	【入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）】

No.	事業名	区分	項目（概要）
			一つの契約事象に対して複数の入札方法を検討し得る場合（例えば条件付一般競争入札及び地域活力型指名競争入札）には、恣意性の排除等が求められ、選択・決定過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。
		指摘事項	<p>【総合評価審査委員会の意見聴取について（合規性、有効性）】</p> <p>特別簡易型・簡易型総合評価競争入札では、学識経験者からなる総合評価審査委員会の意見聴取を案件ごとに実施していない（年に一度包括的に実施）。地方自治法施行令第167条の10の2では原則として案件ごとの実施を要求しており、運用上の事務コストが過大となる場合は効率化を図ることも許容され得るが、中立性や公正性に配慮し、客観的かつ合理的な規定として整備・運用されなければならない。</p>
48	平瀬ダムに係る事業再評価について	意見	<p>【年平均被害軽減額（治水便益）の合理性について（有効性）】</p> <p>治水便益を算定するうえで利用した想定被害額について、再評価時点から遡及して比較可能な被害実績との比較分析を行う等、合理性のある数値であることを検証することが望まれる。</p>
49	平瀬ダム建設現場の視察について	—	該当なし



## 第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）

### 1. 農林水産部 漁港漁場整備課 県営漁港海岸保全施設整備事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
県営漁港海岸保全施設整備事業（徳山漁港）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>徳山漁港居守地区は、既存護岸の天端高不足により、台風等による異常気象時には、越波、浸水被害を受けており、浸水想定解析においても周辺地区に比べ早い段階での浸水が確認されている。背後の道路は、内陸への避難時には唯一の車両通行可能な道路となっており、異常時の避難道の確保と同時に背後集落を高潮による被害から防護し住民の生活の安全を確保するため、不足した天端高の確保を目的とした護岸、胸壁、水門の整備を行う。</p> <p>現行天端高 T. P. 2. 04m、計画天端高 T. P. 4. 14m</p> <p>（事業概要）</p> <p>護岸（改良）360m、胸壁 320m、水門 1 門</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み）</p> <p>徳山漁港海岸保全施設整備として第5工区及び第6工区の工事を行った。</p> <p>（成果）</p> <p>上記工事の完成により、工事対象箇所の天端高が計画通り確保された。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	徳山漁港周辺	天端高の確保による浸水被害の防止
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県地域防災計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-2、1-3、5-1、5-4、6-3、7-3、8-5（記載番号は脆弱性評価における「起きてはならない最悪の事態」の該当番号：以下同じ）</li> <li>・海岸保全基本計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
護岸と胸壁の整備を行い後背地の高潮等による浸水被害を解消する。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
海岸法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		

継続事業

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	136,950	132,716	137,550
補正予算額 (増減)	△21,082	75,549	519
継続費繰越額	61,201	46,882	105,467
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	177,069	255,147	243,536
決算額	130,186	149,680	165,780
翌年度繰越額	46,882	105,467	77,754
不用額	1	0	2

予算額及び決算額の著増減事項  
整備事業により増減する。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	109,368	海岸保全施設整備 (高潮) 工事
委託料	44,694	設計業務委託
補償費	4,279	工事に伴う建物補償
その他	7,439	事務費
合計	165,780	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	79,170	47.7%
その他	78,513	47.4%
一般財源	8,097	4.9%
合計	165,780	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (66,100 千円) 及び市町村負担金 (12,413 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	5,009	指名競争入札	東亜幸業(株)
平成 30 年度	4,933	指名競争入札	(株)ながの
令和元年度	40,000	指名競争入札	周南興産(株)

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	徳山漁港海岸 海岸保全施設整備 (高潮) 工事第 5 工区
契約期間	令和元年 10 月 10 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	護岸工 26.4m
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	周南興産 (株)
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	25,883,000 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	23,000,000 円 (税抜)
落札率 (%)	97.7%
最低制限価格 (円)	21,194,000 円 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	1 者入札/10 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 25,300,000 円 (税込) (変更後) 26,237,200 円 (税込)

(6) - 2

契約名	徳山漁港海岸 海岸保全施設整備 (高潮) 工事第 6 工区
契約期間	令和元年 10 月 10 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	護岸工 26.4m
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	周南興産 (株)
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	13,502,500 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき積算している。

予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	12,250,000円（税抜）
落札率（％）	99.8％
最低制限価格（円）	11,315,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	1者入札/21者指名
請負契約金額（円）	（当初）13,475,000円（税込） （変更後）13,763,200円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	9,942	指名競争入札	（株）三洋コンサルタント
令和元年度	3,856	指名競争入札	（株）センク 21 山口事務所

（8）令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	徳山漁港海岸 海岸保全施設整備（高潮）工事に伴う設計業務委託 第2工区
契約期間	令和元年7月27日から令和2年1月17日
業務内容	護岸実施設計一式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	（株）センク 21 山口事務所
業者選定理由	山口県の建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	5,156,800円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	18者入札/18者指名
落札率（％）	59.7％
委託金額（円）	（当初）3,080,000円（税込） （変更後）3,855,500円（税込）

（9）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	起工設計、指名業者選定、契約締結、変更起工	・起案書及び添付書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	設計、変更契約及び工事完了の検査が県の手続に従って実施されていることを質問及び一連の起案書等により確認した。	類
有効性	当初設計の天端高を確保することにより事業の有効性は確保された。	・ 工事完成検査調書
経済性・効率性	入札は適切になされており、経済性を妨げるような事象はないと判断した。	・ 入札に関連する起案書等

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 下請業者の未届けについて（合规性）

工事請負契約書の第7条においては、「受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない」となっている。

この点、3次下請業者までについては、所定の様式で報告を求めているとのことであるが、工事における入場者記録を閲覧したところ、2次下請業者の入場記録があったものの、当該2次下請業者は、受注業者から県に報告（届出）がなされていない者であった。県としては、契約条項から逸脱している状況及び、品質管理の観点からも、受注業者が使用する下請業者の報告を適切に行わせるように指導を徹底する必要がある。

## 2. 農林水産部 森林整備課 災害対策治山事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
災害対策治山事業
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>【地震等災害対策治山施設機能強化事業】</p> <p>治山施設を適切に管理・整備するための事業であり、県民の生命、財産を守る上で防災対策上必要である。</p> <p>【小規模治山事業】</p> <p>降雨等災害により荒廃した山地で、次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等によって生ずる被害を防止するものであり、県民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>（事業概要）</p> <p>【地震等災害対策治山施設機能強化事</p> <p>県が管理する治山施設に新たに工作物等を付加又は増設する機能強化、老朽化対策等</p>

を行う機能回復、又は防災対策上、特に必要と認められる施設整備を実施する事業。

**【小規模治山事業】**

国庫補助の対象とならない人家裏山など民有林地の崩壊他の復旧及び予防対策を、県が市町に補助を行い、市町が実施する事業。

令和元年度の主な取り組み及び成果

(取り組み及び成果)

**【地震等災害対策治山施設機能強化事業】**

崩壊した山腹の斜面保護や既設ダムの流木処理・浚渫等を行い、治山施設の機能回復を行った。

**【小規模治山事業】**

人家裏山など民有林地の斜面工事を実施し、崩壊地の復旧及び予防対策を行った。

誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
治山施設や民有林地の近くに住む地域住民	荒廃した山地の被害拡大の防止を目的とした事業	<b>【地震等災害対策治山施設機能強化事業】</b> 県が管理する既存の治山施設の機能強化及び機能回復を図ることを目的とする。 <b>【小規模治山事業】</b> 降雨等による災害で荒廃した山地で、次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等によって生ずる被害から、県民の生命、財産を守ることを目的とする。

関連する県の計画・施策等

- ・山口県地域防災計画

目的達成のための指標（KPI）等

山口県国土強靱化地域計画該当事業でないことから KPI の設定なし

遵守すべき（規制を受ける）法令等

**【地震等災害対策治山施設機能強化事業】**

- ・地震等災害対策治山施設機能強化事業実施要領

**【小規模治山事業】**

- ・山口県補助金等交付規則
- ・補助治山事業補助金交付要綱
- ・補助治山事業実施要領

事業区分（継続事業又は新規事業）

継続事業

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	50,504	40,055	39,735
補正予算額 (増減)	0	161,445	0
継続費繰越額	5,723	2,749	166,084
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	56,227	204,249	205,819
決算額	53,476	38,164	182,676
翌年度繰越額	2,749	166,084	23,143
不用額	2	1	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	30,239	法面保護工事等
委託費	0	
用地補償費	0	
その他	152,437	市町補助金、事務費
合計	182,676	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	0	0.0%
その他	180,200	98.6%
一般財源	2,476	1.4%
合計	182,676	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (180,200 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	4,027	随意契約及び指名競争入札	(株)ミヤベ 外1者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	地震等災害対策治山施設機能強化事業 大谷地区 平成 31 年度 地震等災害対策治山施設機能強化工事
契約期間	令和元年 5 月 10 日～令和元年 7 月 31 日
工事請負内容	大型土のう積工
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）
工事請負業者名	(株)ミヤベ
業者選定理由	災害の応急工事であり、安全対策等の技術力及び当該箇所での同種工事の施工実績を考慮して選定
予定価格（円）	2,374,920 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の森林土木関係設計積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率（%）	随意契約のため該当なし
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	1 者（随意契約）
請負契約金額（円）	（当初）2,365,200 円（税込） （変更後）2,626,560 円（税込）

(6) - 2

契約名	地震等災害対策治山施設機能強化事業 梅木谷地区 令和元年度 地震等災害対策治山施設機能強化工事 2 号
契約期間	令和 2 年 2 月 20 日～令和 2 年 6 月 12 日
工事請負内容	浚渫工
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
工事請負業者名	(有)金築興業



業者選定理由	岩国農林水産事務所の競争入札参加者等審査取扱方針に基づき、設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格（円）	4,061,200円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の森林土木関係設計積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率（％）	92.1％
最低制限価格（円）	3,315,000円
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	1者入札/13者指名
請負契約金額（円）	（当初）3,740,000円（税込） （変更後）4,246,000円（税込）

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【（6）-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 随意契約が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した</li> <li>・ 工事の完了、工事代金の支出手続きが適切に行われているか確認した</li> </ul> <p>【（6）-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び最低制限価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 指名競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われて</li> </ul>	<p>【（6）-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稟議書「随意契約に係る見積業者の選定について」、見積業者選定調書、随意契約理由及び見積業者選定理由</li> <li>・ 予定価格決定調書、稟議書「予定価格の決定について及び調査基準価格」</li> <li>・ 工事請負契約書、工程表、稟議書「工事請負契約の締結について」</li> <li>・ 稟議書「工事請負変更契約の締結について」、工事請負変更契約書、工程表</li> <li>・ 工事検査調書、完成検査確認通知書、工事引渡書、請負代金請求書</li> </ul> <p>【（6）-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目 入札参加者指名調書、稟議書「入札参加者の指名等について」</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>いるか確認した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の繰越が適切な手続のもと行われているか確認した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格決定調書、稟議書「予定価格の決定について」</li> <li>・入札参加者指名調書、稟議書「入札参加者の指名等について」</li> <li>・工事請負契約書、工程表、稟議書「工事請負契約の締結について」</li> <li>・稟議書「工事請負変更契約の締結について」、工事請負変更契約書、工程表</li> <li>・支出負担行為票、繰越に係る支出負担行為変更調書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧及び担当者への質問を通して事業の実施状況を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧及び担当者への質問を通しての予算額と決算額の推移とその支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

### 3. 農林水産部 森林整備課 山地治山事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
山地治山事業（平前地区）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>治山事業は、山地が原因となる災害から国民の生命財産を守り、森林の維持造成を通じて、水源のかん養、生活環境の保全形成を図り、豪雨等による山地災害から下流の人家、公共施設、農地等を保全する目的で実施する。</p> <p>（事業概要）</p> <p>山腹崩壊地や荒廃した溪流などの荒廃山地の復旧整備及び山腹崩壊や荒廃の兆しのある溪流等から発生する山地災害の未然防止を図るための予防整備を行う。</p>

令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>(取り組み及び成果)</p> <p>治山ダム等の整備を令和元年度に 20 地区整備完了した。</p> <p>令和元年度山地治山事業決算額中、工事請負は 23 地区で実施され、556,433 千円、委託は 18 地区、162,874 千円である（継続費・繰越額除く）。</p> <p>主な工事地区は以下のとおりである（単位：千円）。</p> <p>下宇津根地区 工事請負費 52,928 委託費 4,752</p> <p>平前地区 工事請負費 36,905 委託費 10,560</p> <p>山谷地区 工事請負費 35,006</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	ダム上流等の荒廃地	山地が原因となる災害から県民の生命財産を守る。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・やまぐち農林水産業成長産業化行動計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 7-4</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
<p>山口県国土強靱化地域計画において、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うための重要業績評価指標（KPI）が設定されている。</p> <p>山口県国土強靱化地域計画において設定された KPI は、</p> <p>No. 48 治山ダム等の整備地区数（累計） 現状値：1,471 地区（平成 30 年）  目標値：1,551 地区（令和 4 年）  令和元年度末整備完了数：40 地区</p> <p>治山事業実施までには、地元からの要望を市町が取りまとめ県に提出。その後、県が事業計画を作成する流れであり、地元や市町との連携が重要である。</p>		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法</li> <li>・地すべり等防止法</li> </ul>		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,552,969	1,532,474	1,630,052
補正予算額（増減）	△44,886	△1,960	5,178

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続費繰越額	378,921	669,382	999,510
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	1,887,004	2,199,896	2,634,740
決算額	1,217,622	1,200,386	1,832,144
翌年度繰越額	669,382	999,510	802,556
不用額	0	0	40

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	1,478,285	治山ダム工事
委託費	196,518	測量設計業務
用地補償費	3,932	用地補償
その他	153,409	事務費
合計	1,832,144	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	880,316	48.0%
その他	950,850	51.9%
一般財源	978	0.1%
合計	1,832,144	100.0%

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（950,850千円）によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	105,709	一般競争入札及び指名競争入札	西山建設(株) 外 3 者
平成 30 年度	194,828	一般競争入札、指名競争入札及び随意契約	西山建設(株) 外 4 者

	決算額	契約方法	工事請負業者名
令和元年度	176,118	一般競争入札及び指名競争入札	西山建設(株) 外1者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	山地治山総合対策事業 平前地区 令和元年度 復旧治山工事 第1工区2号
契約期間	令和元年11月5日～令和2年3月31日
工事請負内容	工事用道路工
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	西山建設（株）
業者選定理由	岩国農林水産事務所の競争入札参加者等審査取扱方針に基づき、設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格（円）	10,517,100円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の森林土木関係設計積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	9,558,000円（税抜）
落札率（%）	99.9%
最低制限価格（円）	8,537,000円（税抜）
入札参加者数	2者入札/11者指名
請負契約金額（円）	（当初）10,513,800円（税込） （変更後）13,604,800円（税込）

(6) - 2

契約名	山地治山総合対策事業 平前地区 令和元年度 復旧治山工事 第2工区
契約期間	令和元年12月12日～令和2年10月30日
工事請負内容	コンクリート谷止工 1基
契約方法	一般競争入札（地方自治法第234条）
工事請負業者名	西山建設（株）
予定価格（円）	59,604,600円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の森林土木関係設計積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表

落札価格（円）	53,080,000円（税抜）
落札率（％）	98.0％
調査基準価格（円）	49,200,000円（税抜）
入札参加者数	2者入札
請負契約金額（円）	（当初）58,388,000円（税込） （変更後）73,566,900円（税込）

（6）- 3

契約名	山地治山総合対策事業 平前地区 令和元年度 復旧治山工事 第3工区
契約期間	令和2年1月16日～令和2年5月29日
工事請負内容	法面保護工
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	（株）タツオカ
業者選定理由	岩国農林水産事務所の競争入札参加者等審査取扱方針に基づき、 設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格（円）	2,742,300円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の森林土木関係設計積算基準等に基づき、標準単価に設計 数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	2,235,000円（税抜）
落札率（％）	89.7％
最低制限価格（円）	2,235,000円（税抜）
入札参加者数	3者入札/8者指名
請負契約金額（円）	（当初）2,458,500円（税込） （変更後）2,800,600円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	10,560	指名競争入札	常盤地下工業(株)

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	復旧治山事業 岩国市地区 令和元年度 発注者支援業務
契約期間	令和元年7月1日～令和2年3月31日
業務内容	発注者の現場管理支援
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	常盤地下工業（株）
業者選定理由	岩国農林水産事務所の競争入札参加者等審査取扱方針に基づき、設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格（円）	11,069,300円（税込）
予定価格積算根拠	山口県設計標準歩掛表に基づき、歩掛に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	8,050,000円（税抜）
入札参加者数	15者入札/15者指名
落札率（％）	95.4％
委託金額（円）	10,560,000円（税込）

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・工事請負契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更について変更の手続を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書（見積集計表）</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開の状況を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・起案書、報告書他 成果品</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための指標として、治山ダムの整備状況、今後の整備計画の内容及びその達成度合について質問した。</li> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、整備箇所との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>・当初予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内整備計画図</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約及び業務委託契約について、仕様書、契約書、見積書、成果報告書、検査調書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>・工事請負変更契約について、工事変更設計書、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他 成果品</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 工事請負契約の変更について（合规性、経済性・効率性）

上記、工事請負契約（6）-2「山地治山総合対策事業 平前地区 令和元年度 復旧治山工事 第2工区」について、令和2年3月24日付の変更契約により、コンクリート本体工を1,194.5 m<sup>3</sup>から1,455.6 m<sup>3</sup>、型枠を498.9 m<sup>2</sup>から643.3 m<sup>2</sup>とし、工事請負額は58,388,000円から73,566,900円と26.0%増加している。

工事契約の変更理由書によれば、変更理由は以下の2点であった。

1. コンクリート谷止工について、早期完成を行うため数量を追加したい。
2. 年度内の完了が困難なため、工期を延長したい。（令和2年3月13日付平31森林整備第988号繰越承認）

一方で、平成28年5月27日付平28農村整備第426号、「工事請負契約に係る設計・変更契約ガイドライン」によれば、「変更見込金額が請負代金の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途契約することとしています。なお、30%以内の変更であっても、契約書に基づいて適正な契約変更を行



うことが必要です。」とある。

当初、コンクリートの打設量等を定めて一般競争入札により行った工事契約を、早期完成を行うため数量を追加し、工事の進捗を早めることは、上記、変更金額の 30%以内という基準には適合しているものの、不確定な諸条件を前提とした変更契約の本質から乖離すると見られかねず、やむを得ない状況での工事量増加を除き、当該変更契約は当初予算を形骸化させかねないことから、その適否について十分な検討を行い、慎重に判断すべきである。

最後に念のため申し添えると、同様の変更工事契約による工事量の増加は、他事業でも行われており、全県的に多くの工事が当該運用で進められていると見受けられるため、再度県域での運用の見直し、または実態に則した取扱いの改訂等を検討されたい。

#### 4. 農林水産部 森林整備課 水源地域整備事業

##### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
水源地域整備事業（周南市巢山地区）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>ダム上流等の森林の維持造成を通じて、水源の涵養機能を高めることで、下流域の水資源の確保及び県土を保全する。</p> <p>（事業概要）</p> <p>ダム上流等の水源地域において、水源涵養機能を高度に発揮させ、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>令和元年度に 20 地区の整備を完了した。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
下流域の住民、下流域にあるインフラ（道路等）を使用する県民等	ダム上流等の荒廃地	農地・森林等の荒廃による被害の拡大防止
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・やまぐち農林水産業成長産業化行動計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 7-4</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山ダム等の整備地区数 平成 30 年度末 1,471 地区 令和 4 年度末 1,551 地区</li> <li>・令和元年度までに 40 地区整備予定</li> </ul>		

遵守すべき（規制を受ける）法令等
森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	157,765	134,683	230,239
補正予算額（増減）	81,401	125,824	△54,461
継続費繰越額	0	121,251	124,489
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	239,166	381,758	300,267
決算額	239,166	257,269	282,812
翌年度繰越額	121,251	124,489	17,455
不用額	0	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	258,581	治山ダム工事
委託費	5,249	測量設計業務
用地補償費	1,267	用地補償
その他	17,715	事務費
合計	282,812	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	132,546	46.9%
その他	150,116	53.1%
一般財源	150	0.0%
合計	282,812	100.0%

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（150,116千円）によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	51,529	指名競争入札	(有)上野土木 外 2 者
平成 30 年度	68,592	指名競争入札	増野建設(株) 外 2 者
令和元年度	101,934	指名競争入札	(有)上野土木 外 4 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	水源地域等保安林整備事業 巢山地区 令和元年度 水源森林再生対策工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 8 月 14 日～令和 2 年 3 月 27 日
工事請負内容	治山ダム工
契約方法	地域活力型指名競争入札（地域活力型指名競争入札実施要領）
工事請負業者名	増野建設（株）
業者選定理由	指名競争入札参加者選定理由書のとおり
予定価格（円）	24,671,900 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の設計積算資料（森林土木関係）等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	22,300,000 円（税抜）
落札率（％）	99.4％
最低制限価格（円）	20,054,000 円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	2 者入札 / 7 者指名
請負契約金額（円）	（当初）24,530,000 円（税込） （変更後）24,718,100 円（税込）

(6) - 2

契約名	水源地域等保安林整備事業 巢山地区 令和元年度 水源森林再生対策工事 第 2 工区
契約期間	令和元年 7 月 11 日～令和 2 年 3 月 27 日
工事請負内容	治山ダム工
契約方法	地域活力型指名競争入札（地域活力型指名競争入札実施要項）

工事請負業者名	(有) 上野土木
業者選定理由	指名競争入札参加者選定理由書のとおり
予定価格 (円)	37,207,500 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の設計積算資料 (森林土木関係) 等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	33,500,000 円 (税抜)
落札率 (%)	99.0%
最低制限価格 (円)	30,427,000 円 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	2 者入札 / 4 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 36,850,000 円 (税込) (変更後) 37,997,300 円 (税込)

(6) - 3

契約名	水源地域等保安林整備事業 巢山地区 令和元年度 水源森林再生対策工事 第3工区
契約期間	令和元年10月5日～令和2年2月28日
工事請負内容	本数調整伐
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第167条第1項)
工事請負業者名	周南森林組合
業者選定理由	指名競争入札参加者選定理由書のとおり
予定価格 (円)	1,941,500 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の設計積算資料 (森林土木関係) 等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	1,699,000 円 (税抜)
落札率 (%)	96.3%
最低制限価格 (円)	1,576,000 円 (税抜)
調査基準価格 (円)	最低制限価格を採用
入札参加者数	4 者入札 / 8 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 1,868,900 円 (税込) (変更後) 1,994,300 円 (税込)

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	20,141	指名競争入札	(有) 泉土木コンサルタント 外 4 者
平成 30 年度	17,979	指名競争入札	(株) ソイル・プレーン外 4 者
令和元年度	2,453	指名競争入札	(株) はとコンサルタント

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	水源地域等保安林整備事業 巢山地区 令和元年度 水源森林再生対策工事（森林整備工事）測量業務
契約期間	令和元年 6 月 7 日～令和元年 7 月 31 日
業務内容	周囲測量
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
委託業者名	(株) はとコンサルタント
業者選定理由	指名競争入札参加者選定理由書のとおり
予定価格（円）	2,144,880 円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	7 者入札/12 者指名
落札率（%）	90.6%
委託金額（円）	(当初) 1,944,000 円（税込） (変更後) 2,452,680 円（税込）

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者に入札参加者の選定から、契約の締結までの手続について質問を行った。</li> <li>・右記資料等の閲覧を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書</li> <li>・森林整備工事入札・契約に関する取扱要領</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の写真、工事対象箇所の地図等の閲覧を行った。</li> <li>・担当者に、工事の種類、工事の効果等の質問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の写真</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	を行った。	
経済性・効率性	・担当者に、契約の変更が行われた経緯等について質問を行った。	・契約書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

## 5. 農林水産部 森林整備課 保安林整備事業

### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
保安林整備事業（周南市先山）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景） 植栽木の健全な成長を促す必要性がある。</p> <p>（事業概要） 下刈り、本数調整伐等の保育作業を行う。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果） 保育作業（本数調整伐及び枝落とし）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年度植栽0.79ha（スギ）のうち、0.75haの本数調整伐及び枝落とし</li> <li>・平成10年度植栽0.60ha（ヒノキ）のうち、0.44haの本数調整伐</li> <li>・平成11年度植栽0.73ha（ヒノキ）のうち、0.70haの本数調整伐及び枝落とし</li> </ul>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
保安林整備区域近隣住民等	指定保安林	保安林機能の強化（水源涵養及び土砂流出の防備）
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑩、重点施策54</li> <li>・山口県地域防災計画第4章第1節第1項</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画7-4</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
令和4年度末108,500haの保安林指定（平成30年度末104,561haの保安林指定済み）		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
森林法第25条第1項第1号から第7号		

事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	128,681	83,708	71,549
補正予算額（増減）	13,774	△9,709	△7,592
継続費繰越額	0	4,818	0
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	142,455	78,817	63,957
決算額	142,455	78,818	63,957
翌年度繰越額	4,818	0	0
不用額	0	0	0

予算額及び決算額の著増減事項

各地域の要望や現場調査等により事業を予算化しており、要整備面積の多寡により増減するが平成 29 年度の予算額（決算額）は事業全体として高くなっていた。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	58,597	保育工事
その他	5,360	事務費
合計	63,957	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	19,521	30.5％
その他	44,400	69.4％
一般財源	36	0.1％
合計	63,957	100.0％

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（44,400 千円）によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	1,309	指名競争入札	周南森林組合

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	水源地域等保安林整備事業 先山地区 令和元年度 保育事業 (森林整備工事)
契約期間	令和元年 10 月 5 日～令和 2 年 1 月 31 日
工事請負内容	本数調整伐
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	周南森林組合
業者選定理由	森林整備工事入札参加者選定基準により選定
予定価格 (円)	1,246,300 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の設計積算資料 (森林土木関係) 等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	1,090,000 円 (税抜)
落札率 (%)	96.2%
最低制限価格 (円)	1,012,000 円 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	4 者入札/8 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 1,199,000 円 (税込) (変更後) 1,309,000 円 (税込)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県森林土木設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・最低制限価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県森林土木設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> </ul>



監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>を質問した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・工事請負契約書の内容を閲覧した。</li> <li>・変更契約については変更理由及び変更に伴う設計価格を確認した。</li> <li>・工事の検査状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周南農林水産事務所指名審査資料</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・入札状況登録</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・工事完成通知書</li> <li>・工事検査調書</li> <li>・請負代金請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事が設計どおりに施工されているか否か確認した。</li> <li>・当該事業の工事がどのように防災に寄与するか質問した。</li> <li>・民有保安林の指定方法、進捗状況について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会写真</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札参加者数について指名基準を質問した。</li> <li>・入札参加資格者数（母集団）を確認した。</li> <li>・工事変更契約の内容を質問し、変更の妥当性を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備工事入札参加者選定基準の制定について（通知）</li> <li>・入札参加資格者名簿（令和2年8月1日～）</li> <li>・変更理由書</li> </ul>

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】森林整備工事に係る入札参加資格者数の拡充について（経済性・効率性）

本県における直近（令和2年8月1日時点）の森林整備工事競争入札参加資格者名簿によると全体（県域）での業者数は合計16者（A等級7者、B等級4者、C等級5者）である。平成18年5月に当該工事の入札が開始されて以降、業者数のピークは29者（適用日：平成22年9月30日及び平成24年8月31日）であり、近年は多少の増減はあるものの全体としては減少基調となっている。そして、地域性を踏まえ、かつ、原則5名以上とする森林整備工事入札参加者選定基準を踏まえた指名業者数の確保が難しくなりつつあるのが現状であ

る（特にA等級業者を対象とする工事については、工事実施管内で5名以上の業者を確保することが既に困難な地域もある）。

以上より、工事の適正な品質を確保する点との利益衡量を図りながら、競争性の原理をより一層機能させるためにも入札参加資格者数を拡充する対策の検討が望まれる。

**【意見】 保安林指定面積の拡充について（有効性）**

県では保安林指定面積を令和4年度までに108,500haまで拡充することを目標としている。当該目標値に対する経過を見ると、令和元年度末において目標105,481haに対して実績105,600haと順調な進捗状況である。

一方で、実地監査対象の周南農林水産事務所においては、下表のとおり、単純計算ではあるが進捗状況が良いとは言えない。この要因の一つに所有者不明の山林があり、保安林指定の必要性があるものの、所有者を特定出来ないことから指定に必要な承諾を得られないことが挙げられる。しかしながら、防災の観点から保安林指定の必要性があるにも関わらず当該指定が進まない事態は回避されなければならない。所有者情報の管理について、一義的には各市町が行うものであり、今後は市町への要請や連携を強めることで所有者不明の状態を可及的速やかに解消し、保安林指定面積の拡充を促進するべきである。

目標と実績（周南農林水産事務所 抜粋）

（単位：ha）

項目	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和4年度 （目標）
保安林指定面積	11,102	11,172	11,215	11,852

平成29年度実績から令和4年度目標までの指定面積が750haであり、単純に5年間で平均した場合、1年当たり150haの指定を行うこととなる（当該単純試算によると令和元年度の推定実績値は11,402haとなる）。

**6. 農林水産部 森林整備課 防災林造成事業**

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
防災林造成事業（和田）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
（事業実施の背景・概要） 風倒木、山火事等が発生し機能が失われた森林等で、森林の造成を緊急に行い、災害の発生を防止する。
令和元年度の主な取り組み及び成果

(取り組み及び成果) 和田地区防災林造成工事を実施し完了した。		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	機能の低下した森林等	森林を造成し、海岸や森林からの土砂流出等を抑制することで、下流の人家、公共施設、農地等を保全することを目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・山口県地域防災計画第 4 章第 1 節第 1 項</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 7-4</li> </ul>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
当該事業は、風倒木、山火事等の発生により緊急的に行ったものであるため、あらかじめ設定した目標指標や計画はない。		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
森林法第 25 条第 1 項第 1 号から 7 号		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	13,538	9,236	10,918
補正予算額 (増減)	0	1,682	9,281
継続費繰越額	0	0	0
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	13,538	10,918	20,199
決算額	13,538	10,918	20,199
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	0	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	17,317	和田地区防災林造成工事外
委託料	1,184	和田地区防災林造成工事測量業務
その他	1,698	事務費
合計	20,199	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	9,250	45.8%
その他	10,900	54.0%
一般財源	49	0.2%
合計	20,199	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (10,900 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	7,317	指名競争入札	カルスト森林組合

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	山地治山総合対策事業 和田地区防災林造成工事 (森林整備工事)
契約期間	令和元年 9 月 28 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	機能の低下した保安林内において改植等を実施
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	カルスト森林組合
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①以下参加資格者 ・主たる営業所を山口県内に有すること ・森林整備工事の等級が A 等級又は B 等級であること

	②指名停止期間中でないこと ③経営状況が著しく悪化していると認められないこと ④主たる営業所の所在地が長門農林水産事務所管内及び隣接する下関農林事務所、美祢農林水産事務所、萩農林水産事務所管内であること ⑤施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不相当であると認められないこと。 ⑥電子入札システムに対応していること
予定価格（円）	7,288,600円（税込）
予定価格積算根拠	治山林道必携、森林整備工事設計積算基準等に基づき、各種単価に設計数量を乗じて算出
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	5,968,000円（税抜）
落札率（％）	90.1％
最低制限価格（円）	5,918,000円（税抜）
調査基準価格（円）	5,918,000円（税抜）
入札参加者数	2者入札/5者指名
請負契約金額（円）	（当初）6,564,800円（税込） （変更後）7,317,200円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	1,184	指名競争入札	(株)西日本建設技術

（8）令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	山地治山総合対策事業 和田地区防災林造成工事 測量業務
契約期間	令和元年6月21日～令和元年7月30日
業務内容	森林整備工事に係る周囲測量等を実施
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	(株)西日本建設技術
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>①長門農林水産事務所管内に営業所、萩農林水産事務所管内又は美祢農林水産事務所管内（美祢地域・美東地域・秋芳地域）に主たる営業所を有し、測量業の等級がA、B等級業者</li> <li>②指名停止期間中でないこと</li> <li>③経営状況が著しく悪化していると認められないこと</li> <li>④同種業務の業務実績を有すること</li> <li>⑤電子入札システムに対応していること</li> </ul>
予定価格（円）	691,200円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	12者入札/12者指名
落札率（％）	92.2％
委託金額（円）	（当初）637,200円（税込） （変更後）1,183,680円（税込）

（9）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県森林土木設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・最低制限価格の決定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・工事請負契約の内容を確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・業務委託契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> <li>・工事成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県森林土木設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・競争入札審査資料</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・工事成績の評定結果について</li> <li>・山口県業務委託成績評定要領</li> <li>・業務委託成績評定</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・業務委託の成績結果について確認するとともに内容について質問した。	表
有効性	・事業背景、事業内容などについて質問をするとともに、工事内容について確認した。 ・事業効果について質問した。	
経済性・効率性	・変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。	・工事請負変更契約書 ・業務委託変更契約書 ・変更理由書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】業務委託契約の変更について（合规性）

本件の当初業務委託契約では委託金額は 637,200 円（税込）であったが、その後契約が変更され、変更後委託金額は 1,183,680 円（税込）と 85.8%増加することとなった。変更理由は「森林整備工事に係る周囲測量範囲が当初 530m から 1,218m へ延長されたため」とのことである。

ここで工事請負契約では「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン 2 設計・契約変更の基本事項、(3) 契約変更の留意事項」にて「ア) 変更見込み金額が請負代金の 30% を超える工事は、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、原則として別途契約することとしています。」との規定があり、変更金額の増加割合が一定を超えるものは原則として別途契約する必要がある旨の規定がある。しかし業務委託契約に関して「業務委託契約に係る設計・契約変更ガイドライン」にはこのような規定はない。

業務委託契約と工事請負契約では当然契約の性質が異なる部分があるため、全ての規定等を画一的に定めるべきではない。しかし、業務委託と工事請負の契約金額変更に関しては性質が特段異なることはないと考えられ、業務委託金額の変更につき変更金額の増加割合によっては別途契約する必要がある等の規定がないことに合理性は見当たらない。

業務委託であっても、やむを得ない理由により金額変更を行うことは当然にあるものと考えられる。しかし上記のような規定がないことにより、規則上は当初委託金額を制限なく変更することが可能となっており、結果として業務委託金額は当初の金額から大きく乖離する可能性がある。そのような状況では当初入札金額は形骸化され、公正な競争入札が害される恐れがあり、業務委託においても金額の変更契約に関する制限規定を適切に整備することが望ましいと考えられる。



【意見】委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

## 7. 農林水産部 森林整備課 水土保持山事業

### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
水土保持山事業（下松市孕岩地区）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>山腹崩壊地や荒廃した溪流などの荒廃山地において、治山ダム等の施設を整備することにより、森林の維持造成を通じて、山地災害を未然に防止する。</p> <p>治山ダム等の整備地区数 1,471地区（平成30年度）→1,551地区（令和4年度）</p> <p>令和元年度までに40地区整備</p> <p>（事業の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の多発する自然災害に備えた防災・減災機能の強化</li> <li>・平成30年7月の豪雨災害により山腹の崩壊の復旧工事</li> </ul>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20地区整備完了</li> <li>・山地災害から県民の生命・財産の保全が図られた。</li> </ul>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	荒廃した山地	山地災害の事前防止
関連する県の計画・施策等		
・やまぐち維新プラン <sup>⑩</sup> 、重点施策54		



<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち農林水産業成長産業化行動計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 7-4</li> </ul>
目的達成のための指標（KPI）等
令和4年度までに治山ダム等の整備地区数1,551地区を目標
遵守すべき（規制を受ける）法令等
森林法第25条第1項第1号～第7号
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	12,787	40,593	227,314
補正予算額（増減）	54,162	111,019	△30,573
継続費繰越額	11,024	30,251	72,164
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	77,973	181,863	268,905
決算額	47,722	109,699	165,589
翌年度繰越額	30,251	72,164	103,276
不用額	0	0	40

予算額及び決算額の著増減事項

繰越額が影響し年々執行予算額は増加している。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	133,563	治山ダム工事
委託費	18,446	測量設計業務
用地補償費	86	用地補償
その他	13,494	事務費
合計	165,589	

## (4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	76,046	45.9%
その他	89,582	54.1%
一般財源	△39	△0.0%
合計	165,589	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (89,582 千円) によるものである。

## (5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	50,225	一般競争入札及び指名競争入札	サン・ロード(株) 外1者

## (6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	治山事業 孕岩地区 平成 31 年度 林地荒廃防止工事
契約期間	令和元年 6 月 25 日～令和 2 年 1 月 31 日
工事請負内容	山腹工
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	サン・ロード (株)
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	16,229,400 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の設計積算資料 (森林土木関係) 等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	13,147,000 円 (税抜)
落札率 (%)	89.1%
最低制限価格 (円)	13,147,000 円 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	16 者入札/20 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 14,461,700 円 (税込)

	(変更後) 17,448,200 円 (税込)
--	-------------------------

(6) - 2

契約名	治山事業 孕岩地区 令和元年度 林地荒廃防止工事 第2工区
契約期間	令和2年3月27日～令和2年8月31日
工事請負内容	山腹工
契約方法	一般競争入札 (地方自治法第234条)
工事請負業者名	(株) 高松土木
業者選定理由	一般競争入札のため公募
予定価格 (円)	32,432,400 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の設計積算資料 (森林土木関係) 等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	26,540,000 円 (税抜)
落札率 (%)	90.0%
最低制限価格 (円)	該当なし
調査基準価格 (円)	26,540,000 円 (税抜)
入札参加者数	13 者入札
請負契約金額 (円)	(当初) 29,194,000 円 (税込) (変更後) 32,776,700 円 (税込)

(7) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位: 千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	3,890	指名競争入札	(株) ケイズラブ

(8) 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	治山事業 孕岩地区 平成31年度林地荒廃防止工事 測量設計業務
契約期間	令和元年5月23日～令和元年6月28日
業務内容	山腹工 測量設計
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第167条第1項)
委託業者名	(株) ケイズラブ
業者選定理由	指名競争入札参加者選定理由のとおり (5要件)

予定価格（円）	3,851,280円（税込）
積算方法	山口県の設計積算資料（森林土木関係）等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	18者入札/18者指名
落札率（％）	98.1％
委託金額（円）	（当初）3,780,000円（税込） （変更後）3,890,160円（税込）

（9）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山工事について令和2年9月現在の治山工事状況を質問した。</li> <li>・ 治山工事内容を確認するために工事請負契約書を閲覧した。</li> <li>・ 積算が規定された算定方法によって計算されていることを確かめるために標準単価×設計数量を請負工事費内訳表により再計算した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 請負工事費内訳表</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元住民からの要望にどのように応えているかについて質問した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負変更契約書</li> </ul>

（10）監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

8. 農林水産部 森林整備課 流木災害防止緊急対策事業

（1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
流木災害防止緊急対策事業（岩国地区・周防大島地区・平生地区）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>平成29年7月の九州北部豪雨災害を受けた国の流木被害対策に対応し、人工林が多く分布する溪流等の危険度調査を実施する。</p>

(事業概要) 流木被害危険度調査を業務委託により実施した。		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
(取り組み及び成果) 県内 180 地域の調査を目標として実施した。		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	治山施設及び流木被害が想定される溪流	流木災害の危険度の調査を行い、今後の施設等の整備に役立てる。
関連する県の計画・施策等		
やまぐち農林水産業成長産業化行動計画		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
流木被害危険度調査地区数 540 地点を平成 30 年度から令和 2 年度にかけて実施する (令和元年度で 360 地区調査済みである)。		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法</li> <li>・ 地すべり等防止法</li> </ul>		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	0	36,500	36,500
補正予算額 (増減)	0	△1	△1,549
継続費繰越額	0	0	0
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	0	36,499	34,951
決算額	0	36,499	34,951
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	0	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託費	34,951	溪流調査
合計	34,951	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	17,475	50.0%
その他	0	0.0%
一般財源	17,476	50.0%
合計	34,951	100.0%

(5) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	7,849	指名競争入札	(株)坂本建設コンサルタント 外2者

(6) - 1 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	流木災害防止緊急対策事業 岩国地区 令和元年度 溪流調査・治山施設点検等調査業務
契約期間	令和元年 10 月 16 日～令和 2 年 3 月 27 日
業務内容	溪流調査及び治山施設点検の実施
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
委託業者名	(株)坂本建設コンサルタント
業者選定理由	岩国農林水産事務所の業者選定方針に基づき、設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格 (円)	3,193,300 円 (税込)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	該当なし
入札参加者数	19 者入札/19 者指名

落札率 (%)	70.3%
委託金額 (円)	(当初) 2,244,000 円 (税込) (変更後) 2,289,100 円 (税込)

(6) - 2

契約名	流木災害防止緊急対策事業 周防大島地区 令和元年度 溪流調査・治山施設点検等調査業務
契約期間	令和元年 10 月 16 日～令和 2 年 2 月 21 日
業務内容	溪流調査及び治山施設点検の実施
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
委託業者名	(有)朝日コンサルタント
業者選定理由	岩国農林水産事務所の業者選定方針に基づき、設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格 (円)	3,026,100 円 (税込)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	該当なし
入札参加者数	19 者入札/19 者指名
落札率 (%)	89.1%
委託金額 (円)	(当初) 2,695,000 円 (税込) (変更後) 2,813,800 円 (税込)

(6) - 3

契約名	流木災害防止緊急対策事業 平生地区 令和元年度 溪流調査・治山施設点検等調査業務
契約期間	令和元年 12 月 25 日～令和 2 年 3 月 31 日
業務内容	溪流調査及び治山施設点検の実施
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
委託業者名	(有)泉土木コンサルタント
業者選定理由	岩国農林水産事務所の業者選定方針に基づき、設計金額や地理的条件に応じて選定
予定価格 (円)	3,026,100 円 (税込)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	該当なし
入札参加者数	19 者入札/19 者指名
落札率 (%)	86.9%

委託金額（円）	（当初）2,629,000円（税込） （変更後）2,745,600円（税込）
---------	---

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・起工設計、入札、契約及び支払手続まで、県の規定に従って決裁がなされているかどうかについて検討を行った。	・起案書他
有効性	当事業の調査報告書を閲覧し、県が委託した範囲について調査報告がなされているかどうかについて確認した。	・検査調書 ・報告書
経済性・効率性	起工設計について、経済性等に配慮し、適切な県内部の手続等がなされているかどうかについて、決裁文書を確認した。	・設計審査書

（8）監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

9. 農林水産部 農村整備課 県営老朽ため池整備事業

（1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
県営老朽ため池整備事業（洗川地区）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>本県のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>（事業の概要）</p> <p>集中豪雨等による災害の未然防止等の総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安定の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池の整備箇所 1,583（平成29年度末）→1,683（令和4年度末）</li> <li>・平成29年度末から令和元年度末までに48箇所整備済み。</li> </ul>
令和元年度の主な取り組み及び成果
（取り組み及び成果）



63 箇所のため池改修（又は廃止）に向けた整備を実施。そのうち、25 箇所は令和元年度をもって整備が完了した。その他地区は次年度(R2 年度)以降も引き続き事業を実施している。

誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
農業受益者	危険ため池の整備	集中豪雨等による災害の未然防止

関連する県の計画・施策等

- ・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54
- ・山口県地域防災計画
- ・山口県国土強靱化地域計画 1-4、5-5、7-3

目的達成のための指標（KPI）等

ため池の整備箇所として平成 29 年度末から令和 4 年度末までに 1,583 箇所から 1,683 箇所（100 箇所）整備する計画

遵守すべき（規制を受ける）法令等

土地改良法第 2 条第 2 項の 1

事業区分（継続事業又は新規事業）

継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,799,329	1,862,797	2,679,750
補正予算額（増減）	743,696	449,309	33,862
継続費繰越額	1,082,977	1,522,051	1,419,781
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	3,626,002	3,834,157	4,133,393
決算額	2,103,878	2,413,715	2,345,583
翌年度繰越額	1,522,051	1,419,781	1,787,076
不用額	73	661	734

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	1,481,346	ため池改修工事

節	決算額	主な内容
委託費	716,367	実施計画等調査業務
用地補償費	32,746	用地買収
その他	115,124	事務的経費
合計	2,345,583	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,417,131	60.4%
その他	928,808	39.6%
一般財源	△356	△0.0%
合計	2,345,583	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行(757,700千円)及び土地改良法等に基づき地元市町が負担する市町負担金(154,291千円)並びに土地改良法等に基づき地元組織が負担する地元分担金(16,817千円)である。

(5) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	38,822	指名競争入札	(株)宇部建設コンサルタント

(6) 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)洗川地区実施設計業務
契約期間	令和元年6月28日～令和2年3月31日
業務内容	実施設計業務一式
契約方法	指名競争入札(地方自治法施行令第167条第1項)
委託業者名	(株)宇部建設コンサルタント
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格(円)	31,562,300円(税込)
積算方法	農林水産省 土地改良工事積算基準等による(山口県版標準積算)

	システム使用)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	22,867,000 円 (税抜)
入札参加者数	10 者入札/10 者指名
落札率 (%)	94.8%
委託金額 (円)	(当初) 29,920,000 円 (税込) (変更後) 38,822,300 円 (税込)

#### (7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営老朽ため池整備事業について事業の状況を質問した。</li> <li>・ 業務委託契約の金額及び契約期間を確認するために契約書を閲覧した。</li> <li>・ 積算方法が規定された算定方法によって計算されていることを確かめるために再計算した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託契約書</li> <li>・ 山口県版標準積算システム</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池ハザードマップが作成されているかについて質問した。</li> <li>・ 地元住民からの要望にどのように応えているかについて質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険ため池一覧表。</li> <li>・ 業務報告、復命書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託変更契約書</li> </ul>

#### (8) 監査の結果 (指摘事項) または意見

【指摘事項】 建設工事に係る業務委託契約の入札制度について (有効性、経済性・効率性)

県では、建設工事に係る業務委託 (設計・調査・測量業務等) について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである (同令第 167 条第 1 項第 1 号)。

一方で、地方自治法第 234 条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年 10 月 18 日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」(以下、「品確法基本方針」という) によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質 (技術的能力) が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されてい

る（品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる）。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、（条件付）一般競争入札（総合評価方式含む）を導入しているケースも見受けられる（その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している）。

以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものであり、本件事業の個別契約案件に対するものではないことを念のため申し添える。

**【意見】業務委託契約における評価事項について（有効性）**

県が委託業者と業務委託契約を締結する場合、委託業者の選定基準として以下のような項目が示されている。

「指名選定項目」

1. 山口県競争入札参加資格者名簿、2. 不誠実な行為の有無、3. 当該業務の技術的適正、4. 電子入札システムへの対応、5. 指名業者数の調整

「評価事項」

1. ①土木関係建設コンサルタント業務の等級が、A等級であること、②宇部市、山陽小野田市、美祢市、山口市及び萩市に主たる営業所又は受任営業所を有すること、2. 指名停止期間中でないこと、3. ①同種業務に精通していること、②専門技術力、管理技術力があると認められること、4. 電子入札システムに対応していること

そして、上記のように概ね項目が定型化された評価シートを用いて、「評価事項」を全てクリアした委託業者を指名競争入札参加者として選定している。

ここで委託業者の選定は県の評価項目雛型を元に各出先機関等事業所ごとに「評価事項」を追加してもよいとされている。従って、今後は定型項目のみならず、各出先機関独自の「評価事項」を設けて、より一層地域性を捉えた業者選定をすることも望まれる。

**【意見】委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）**

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領

の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

## 10. 農林水産部 農村整備課 団体営農地防災事業

### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
団体営農地防災事業（大蔵東地区）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>本県は、その地形条件とあいまって、特に毛利藩時代に推進された開墾・干拓地の用水源として数多くのため池が造られ、全国有数のため池保有県となっている。これらのため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、一方、そのほとんどが造られてから100年以上を経て老朽化が進んでおり、危険度は年々高まっている。</p> <p>（事業概要）</p> <p>築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合、または人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の改修を実施する。</p> <p>【大蔵東地区の事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性</li> </ul> <p>本ため池の貯水量は1.5千tを有し、来巻地区の2.3haの水田を灌漑する重要な用水源となっている。</p> <p>現況の洪水吐工は設計洪水量に対して、0.348 m<sup>3</sup>/sの断面不足となっており豪雨時には洪水が堤体を越水する危険もある。このため、台風や梅雨の時期には、堤体決壊の危険性が高く、万が一堤体が決壊した場合には、堤体下流の農地・施設・農作物に甚大な被害が予想されることから、早急な整備が必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容</li> </ul> <p>堤体は前刃金工法にて改修し、漏水量を100m当たり1.000/s以下とすることで堤体の安定を図ると共に、堤体上流法面部には前法面保護を施工し浸食を防止する。</p> <p>洪水吐は水路流入式コンクリート三面張にて改修し、流下能力を確保することで台風・梅雨時期の集中豪雨における住民及び農地等の安全を確保する。</p> <p>取水施設は取水のために必要な流下能力を有した整備を行い、地震発生直後等の緊急</p>

時にも所定の水位低下機能を併せ持つ施設とする。また、本ため池を含む周辺地域は、下松市田園環境整備マスタープランにおいて環境創造区域に位置付けられていることから、地域住民・有職者の意見を踏まえ、事業実施期間中の汚濁水防止に努め、自然生態系に対する負荷を最小限に抑える対策を行う。

・主要工事

堤体工	堤高及び延長	: H=3.8m、L=80.0m
	型式	: 前刃金工法
	法面保護	: 前法面保護、張芝
洪水吐工	型式	: 水路流入式
	構造	: コンクリート三面張、L=15.1m
取水施設工	斜樋工	: コンクリート全巻φ400、L=7.6m
	底樋工	: コンクリート全巻φ800、L=17.1m

令和元年度の主な取り組み及び成果

(取り組み)

集中豪雨等による災害の未然防止策として、平成29年度末時点で1,583箇所完了しているため池整備について、令和4年度末までに1,683箇所完了させることを目的として実施している。

(成果)

63箇所のため池改修に向けた整備を実施。そのうち、25箇所は令和元年度をもって整備が完了した。その他地区は次年度(令和2年度)以降も引き続き事業を実施している。

誰のための事業か(受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
大蔵東地区 住宅 12戸 市道 110m	危険ため池の整備	ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、老朽化のみられるものもある。ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と国土保全の上から極めて重要である。 このため、老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係

		機関との連携による的確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県地域防災計画</li> <li>山口県国土強靱化計画 1-4、5-5、7-3</li> <li>国土強靱化のための3か年緊急対策</li> </ul> <p>非常時にも機能や安全性を確保するために必要な緊急対策として、「ため池整備事業」が本対策の対象事業として位置づけられている。(全国で1,000箇所のため池が対象)</p>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
上記の関連する県の計画・施策等に記載した山口県国土強靱化地域計画における脆弱性評価 (1-4、5-5、7-3)		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良法第2条第2項の1に準ずる</li> <li>農地防災事業等補助金交付要綱</li> <li>山口県土地改良関係補助金等事務取扱要領</li> <li>農地防災事業等補助金交付要綱</li> <li>農村地域防災減災事業実施要綱</li> <li>農村地域防災減災事業実施要領</li> <li>山口県補助金等交付規則</li> </ul>		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	167,004	130,895	232,198
補正予算額 (増減)	△20,338	△20,827	△14,679
継続費繰越額	28,440	24,312	46,117
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	175,106	134,380	263,636
決算額	150,675	88,263	167,645
翌年度繰越額	24,312	46,117	95,991
不用額	119	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	0	
委託費	0	
用地補償費	200	事務的経費
その他	167,445	
合計	167,645	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	148,985	88.9%
その他	11,900	7.1%
一般財源	6,760	4.0%
合計	167,645	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (11,900 千円) によるものである。

(5) 補助金・負担金等の過年度推移 (大蔵東地区)

(単位：千円)

	決算額	補助金等名称	交付先名称
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	4,698	山口県農地防災事業等補助金	下松市
令和元年度	32,595	山口県農地防災事業等補助金	下松市

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金関係書類一式を閲覧した。</li> <li>中国財務局への繰越確認申請書を閲覧し、事業費の繰越手続の適正性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31 年度割当内示について</li> <li>補助金交付申請書</li> <li>補助金交付決定について</li> <li>補助金等の交付事務に係るチェックシ</li> </ul>



監査要点	実施手続	証憑書類等
		ート ・変更承認申請書 ・変更理由書 ・繰越承認申請書
有効性	・大蔵地区採択の有効性を確認するため、チェックリスト及びその基となる事業計画書、地区概要表、被害想定図等を閲覧した。	・大蔵東地区事業計画書 ・環境配慮調書 ・多段階評価判定理由表 ・新規採択地区（ため池整備事業）チェックリスト
経済性・効率性	・被害防止効果の対象資産の効果及び所得額を評価指標から算出された一覧表により確認した。	・計画概要書の災害防止効果表 ・多段階評価判定理由表

(7) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

## 11. 農林水産部 農村整備課 地すべり対策事業

### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
地すべり対策事業（中須北2期地区）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
（事業実施の背景） 農地・農業用施設の保全や人家・人命の保護など、県土の保全や県民生活の安定を図ることを目的として地すべり防止対策を行う。 （事業概要） 上記目的を達成するために、地下水排除などの抑制工や構造物設置などの抑止工を主体に地すべり防止対策を進める。
令和元年度の主な取り組み及び成果
（取り組み） 農村整備課所管の地すべり防止区域のうち、8地区において地すべり防止施設の整備

<p>を実施した。</p> <p>(成果)</p> <p>上記整備を実施したうち、1箇所は令和元年度をもって整備が完了した。その他地区は次年度（令和2年度）以降も引き続き事業を実施している。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
地すべり地域住民及び農業受益者	地すべり防止施設	農地・農業用施設の保全や人家・人命の保護など、県土の保全や県民生活の安定を図ることを目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県地域防災計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-4、5-5</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
令和4年までに28地区にて地すべり防止施設の整備を実施予定。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
地すべり等防止法第7条に準ずる。		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	144,308	149,602	240,405
補正予算額（増減）	221,506	△23,186	△42,442
継続費繰越額	379,666	300,804	77,212
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	745,480	427,220	275,175
決算額	444,456	350,008	185,239
翌年度繰越額	300,804	77,212	89,936
不用額	220	0	0

予算額及び決算額の著増減事項

平成30年度、令和元年度補正予算額のマイナスは、地すべり災害が発生した際の対策費を予算計上していたが、当該年度に該当となる災害の発生がなかったため、減額補正したものである。

不用額の内容

平成 29 年度の不用額（220 千円）は公共事業発注のための事務的経費について、実績が見込を下回ったものであり、主たるものは出張旅費（126 千円）である。

（3）令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	100,329	地すべり防止工事
委託費	74,425	実施計画等調査業務
用地補償費	373	用地買収
その他	10,112	事務的経費
合計	185,239	

（4）財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	85,944	46.4%
その他	99,100	53.5%
一般財源	195	0.1%
合計	185,239	100.0%

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（99,100 千円）によるものである。

（5）工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	53,400	一般競争入札及び指名競争入札	(有)松永組 外 2 者
平成 30 年度	24,160	指名競争入札	(株)マキノグリーン
令和元年度	23,813	指名競争入札	協栄地下工業(株)

（6）令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	中須北 2 期地区 令和元年度 地すべり防止工事 6 号
契約期間	令和元年 7 月 10 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	地すべり対策工（水抜きボーリング工他）

契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	協栄地下工業（株）
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①県内に主たる営業所を有するA、B等級業者のうち同種工事の工事实績を有する者 ②指名停止期間中でないこと ③経営状況が著しく悪化していると認められないこと ④当該工事にかかる設計業務等の受託者でないこと ⑤電子入札システムに対応していること
予定価格（円）	21,844,900円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の土地改良工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	19,266,000円（税抜）
落札率（%）	97.0%
最低制限価格（円）	17,915,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	9者入札/11者指名
請負契約金額（円）	（当初）21,192,600円（税込） （変更後）23,812,800円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	15,800	指名競争入札及び随意契約	宇部興産コンサルタント（株） 外1者
平成30年度	10,473	指名競争入札及び随意契約	宇部興産コンサルタント（株） 外1者
令和元年度	18,471	指名競争入札及び随意契約	宇部興産コンサルタント（株） 外1者

（8）-1 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	中須北2期地区 令和元年度 測量設計業務3号
契約期間	令和元年6月28日～令和2年3月31日
業務内容	測量設計業務

契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
委託業者名	宇部興産コンサルタント（株）
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①本店、支店又は営業所（契約締結権限を有する）を山口県内に有すること ②土木関係建設コンサルタント業務の等級が A 等級であり、かつ、測量の等級が A 又は B 等級であること ③指名停止期間中でないこと ④地すべり対策調査に関する技術的適正が高く、業務の特殊性に対応できること ⑤電子入札システムに対応していること
予定価格（円）	6,971,800 円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	10 者入札/10 者指名
落札率（%）	94.7%
委託金額（円）	（当初）6,600,000 円（税込） （変更後）7,415,100 円（税込）

(8) - 2

契約名	中須北 2 期地区 令和元年度 用地測量業務 4 号
契約期間	令和元年 7 月 23 日～令和元年 12 月 27 日
業務内容	用地測量業務
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）
委託業者名	（公社）山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
業者選定理由	当該業務は、土地改良事業の実施に必要な事業用地の取得を目的として、不動産登記（表示登記）に要する土地の調査・測量であり、業務の実施に当たっては、土地家屋調査士法の定めにより、土地家屋調査士のみが業務の有資格者となるため、契約の相手方が限定される。このため、有資格者である土地家屋調査士を会員として構成、公益法人としての公平中立が確保され、当該業務に対する確かつ迅速な対応ができる体制を整えており、これまでも受注実績のある公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を選定した。
予定価格（円）	1,017,500 円（税込）
予定価格の公表	事後公表

最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	該当なし
落札率（％）	99.5%
委託金額（円）	（当初）1,012,000円（税込） （変更後）1,054,900円（税込）

（9）用地補償費の過年度推移（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	補償事業	補償先
平成29年度	1,700	地すべり防止対策事業 中須北2期	個人4件
平成30年度	151	地すべり防止対策事業 中須北2期	個人4件
令和元年度	17	地すべり防止対策事業 中須北2期	個人1件

（10）用地補償費の概要

補償対象事業名	中須北2期地区
起業者	山口県周南農林水産事務所
土地建物等の所有者	個人S
補償理由	工事実施のための立木（果樹）補償
補償契約締結日	令和2年3月16日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当無し
補償の内容	果樹
補償額（円）	17,573円
補償額積算根拠	収穫樹伐採補償標準単価表に基づく算定

（11）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県版標準積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・最低制限価格の決定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県版標準積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>を質問した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約における選定過程を質問した。</li> <li>・ 入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・ 工事請負契約の内容を確認した。</li> <li>・ 工事請負契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・ 業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・ 業務委託契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・ 検査状況及び成果品を確認した。</li> <li>・ 工事成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> <li>・ 委託業務成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・ 随意契約理由</li> <li>・ 競争入札審査資料</li> <li>・ 入札経緯及び入札結果表</li> <li>・ 落札者決定通知書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 業務委託契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> <li>・ 工事成績の評定結果について</li> <li>・ 山口県業務委託成績評定要領</li> <li>・ 業務委託成績評定表</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業背景、事業内容などについて質問をするとともに、工事内容について確認した。</li> <li>・ 事業効果について質問した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事進捗について質問した。</li> <li>・ 変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事履行報告書</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>・ 業務委託変更契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> </ul>

(12) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに

技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

## 12. 農林水産部 農村整備課 県営海岸保全施設整備事業

### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
県営海岸保全施設整備事業（黒崎開作地区）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>山口県南沿岸は、九州に上陸する台風の通過コース上に位置することから、過去において度重なる台風による高潮被害が度々発生している。特に瀬戸内海は干満の差が大きく、沿岸域は南側に面していることから高潮が発生しやすく、一旦被害が生じるとその影響は低地に沿って広範囲に広がる傾向にある。</p> <p>（事業概要）</p> <p>過去繰り返し甚大な被害が発生した高潮に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備を推進する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>本県農村整備課所管の海岸のうち、3地区において、高潮対策として海岸保全整備（堤防補強工）を実施している。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
対象海岸地域住民及び農業受益者	海岸保全施設	過去繰り返し甚大な被害が発生した高潮に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備を目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県地域防災計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-2、1-3、3-3、5-1、5-2、5-4、6-3、7-2、7-3、8-5</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		



令和4年までに3地区にて海岸保全施設の整備を実施予定。
遵守すべき（規制を受ける）法令等
海岸法第5条第1項に準ずる
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	95,247	64,129	283,910
補正予算額（増減）	△371	66,350	△43,667
継続費繰越額	72,000	70,622	95,181
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	166,876	201,101	335,424
決算額	96,254	105,920	201,736
翌年度繰越額	70,622	95,181	133,688
不用額	0	0	0

予算額及び決算額の著増減事項

平成30年度と比べて令和元年度の予算額は4倍以上となっているが、これは「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」により、予算を重点配分させたためである。また令和元年度補正予算額がマイナスであるのは、老朽化が進行したため池の整備を優先して行うため、予算を一部振り替えたためである。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	188,125	堤防工事
委託費	2,672	付帯設計業務
用地補償費	3,318	土地使用に伴う賃借料
その他	7,621	事務的経費
合計	201,736	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	96,256	47.7%
その他	111,459	55.2%
一般財源	△5,979	△3.0%
合計	201,736	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (86,100 千円) 及び市町負担金 (25,359 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	41,301	指名競争入札	タツミ運輸 (株) 外 2 者
平成 30 年度	31,701	指名競争入札	太陽産業 (株) 外 2 者
令和元年度	123,626	指名競争入札	(有)井上組 外 5 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	海岸保全施設整備事業 (高潮対策) 黒崎開作地区令和元年度堤防工事 1 号
契約期間	令和元年 9 月 20 日～令和 2 年 2 月 28 日
工事請負内容	堤防工事
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	(有)井上組
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①土木一式工事の等級が、A、B、C 等級であること ②美祢農林水産事務所管内の小野田地域、山陽地域に主たる営業所を有すること ③指名停止期間中でないこと ④同種工事の施工実績等を有すること ⑤施工管理、安全管理等、施工体制及び施工能力があると認められること ⑥経営状況が著しく悪化していると認められないこと ⑦電子入札システムに対応していること
予定価格 (円)	18,780,300 円 (税込)

予定価格積算根拠	農林水産省 土地改良工事積算基準等による（山口県版標準積算システム使用）
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	15,479,000円（税抜）
落札率（％）	90.7％
最低制限価格（円）	15,479,000円（税抜）
入札参加者数	25者入札/28者指名
請負契約金額（円）	（当初）17,026,900円（税込） （変更後）18,976,100円（税込）

（6）-2

契約名	海岸保全施設整備事業（高潮対策）黒崎開作地区令和元年度堤防工事2号
契約期間	令和元年9月20日～令和2年2月28日
工事請負内容	堤防工事
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	（株）松村組
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①土木一式工事の等級が、A、B、C等級であること ②美祢農林水産事務所管内の小野田地域、山陽地域に主たる営業所を有すること ③指名停止期間中でないこと ④同種工事の施工実績等を有すること ⑤施工管理、安全管理等、施工体制及び施工能力があると認められること ⑥経営状況が著しく悪化していると認められないこと ⑦電子入札システムに対応していること
予定価格（円）	25,621,200円（税込）
予定価格積算根拠	農林水産省 土地改良工事積算基準等による（山口県版標準積算システム使用）
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	21,178,000円（税抜）
落札率（％）	90.9％
最低制限価格（円）	21,178,000円（税抜）
入札参加者数	25者入札/28者指名

請負契約金額（円）	（当初）23,295,800円（税込） （変更後）25,732,300円（税込）
-----------	---

（6）- 3

契約名	海岸保全施設整備事業（高潮対策）黒崎開作地区令和元年度堤防工事3号
契約期間	令和元年9月20日～令和2年2月28日
工事請負内容	堤防工事
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	かわさき（株）
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①土木一式工事の等級が、A、B、C等級であること ②美祢農林水産事務所管内の小野田地域、山陽地域に主たる営業所を有すること ③指名停止期間中でないこと ④同種工事の施工実績等を有すること ⑤施工管理、安全管理等、施工体制及び施工能力があると認められること ⑥経営状況が著しく悪化していると認められないこと ⑦電子入札システムに対応していること
予定価格（円）	23,357,400円（税込）
予定価格積算根拠	農林水産省 土地改良工事積算基準等による（山口県版標準積算システム使用）
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	19,293,000円（税抜）
落札率（%）	90.9%
最低制限価格（円）	19,293,000円（税抜）
入札参加者数	25者入札/28者指名
請負契約金額（円）	（当初）21,222,300円（税込） （変更後）21,740,400円（税込）

（6）- 4

契約名	海岸保全施設整備事業（高潮対策）黒崎開作地区令和元年度堤防工事4号
契約期間	令和2年2月19日～令和2年9月30日

工事請負内容	堤防工事
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	（有）井上組
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①土木一式工事の等級が、A、B、C等級であること ②美祢農林水産事務所管内の小野田地域、山陽地域に主たる営業所を有すること ③指名停止期間中でないこと ④同種工事の施工実績等を有すること ⑤施工管理、安全管理等、施工体制及び施工能力があると認められること ⑥経営状況が著しく悪化していると認められないこと ⑦電子入札システムに対応していること
予定価格（円）	16,956,500円（税込）
予定価格積算根拠	農林水産省 土地改良工事積算基準等による（山口県版標準積算システム使用）
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	13,958,000円（税抜）
落札率（%）	90.5%
最低制限価格（円）	13,958,000円（税抜）
入札参加者数	23者入札/28者指名
請負契約金額（円）	（当初）15,353,800円（税込） （変更後）18,766,000円（税込）

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県版標準積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を開覧した。</li> <li>・最低制限価格の決定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を開覧した。</li> <li>・工事請負契約の内容を確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更の有無を確認するとと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県版標準積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・競争入札審査資料</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>もに変更があった場合には変更の手続を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査状況及び成果品を確認した。</li> <li>・ 工事成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札者決定通知書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> <li>・ 工事成績の評定結果について</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業背景、事業内容などについて質問をするとともに、工事内容について確認した。</li> <li>・ 事業効果について質問した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事進捗について質問した。</li> <li>・ 変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事履行報告書</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】工期延長の適正性について（合規性）

上記海岸保全施設整備事業（高潮対策）黒崎開作地区令和元年度堤防工事4号の工期について、当初は着手期日（令和2年2月19日）完成期日（令和2年3月31日）であったが、その後工期が延長され変更後は完成期日が令和2年9月30日となり、当該変更申請時の出来形は5%であった。また延長を必要とする理由は現地測量の結果、施工目地の設置について、既設堤防の目的位置と合わせるため、スパン割及び施工延長を変更する為（施工延長27.80mから33.80mに変更）とのことである。

工期については当然やむを得ない理由により変更を行うことはあると考えられる。しかし、本件工事においては変更後工期全体で225日間を要する工事を当初は42日間で完成させる予定で、また変更申請時出来形が5%というものであり、当初工期により完成が可能と判断できたかは疑問であり、変更ありきと見られかねない。また、変更理由も工事着手前に相当程度想定されておくべきものと考えられ、やむを得ない理由であるかも疑問である。

この点、会計年度独立の原則から、繰越工事と見込まれるものの一旦年度内工期を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に本来必要な工期変更の手続きを採ったものと考えられる。このことは、設計（変更設計）において適正な工期を設定するという原則を曖昧なものにしていると言わざるを得ない。当初より繰越工事と見込まれるものであるならば当該事実を適切に認識し、当初より適正な工期及びそれに基づく予定価格等を設定し、受注業者が工事の品質確保（防災上施工不良等が生じないこと）に十分対応し得るように事務手続を検討するべきである。

### 13. 農林水産部 農村整備課 湛水防除事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
湛水防除事業（清末地区）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。</p> <p>（事業概要）</p> <p>排水機場の移転新設にあたり、排水機場に接続する既設の遊水池や排水路内に堆積した土砂及び繁茂した葦により、流水断面が阻害されている状況を改善し、排水機場の能力を十分に発揮するため、浚渫を実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>平成 29 年度から令和元年末までに 4 箇所整備済み。</p> <p>6 地区において、排水機場の改修を実施。そのうち、2 箇所は令和元年度をもって整備が完了した。その他地区は令和 2 年度以降も引き続き事業を実施している。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
農業受益者及び周辺住民等	排水機場及び水路の復旧	昭和 51 年度に湛水防除事業によって整備された排水施設の老朽化による機能低下及び、地区内の開発に伴う降雨流出量の増大によって、再び湛水被害を生ずる恐れがある地域となっている。これを防止し、農用地、農業用施設の保全を図り、農業の生産性の向上を目指すものである。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県地域防災計画（営農災害予防計画）</li> <li>・山口県国土強靱化計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
排水機場の改修 平成 29 年（基準）46 箇所 令和 4 年（目標）54 箇所		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
土地改良法第 2 条第 2 項の 1 に準ずる。		

事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	10,810	56,612	1,081
補正予算額（増減）	44,216	10,009	15,500
継続費繰越額	98,470	46,305	51,490
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	153,496	112,926	68,071
決算額	107,191	61,435	53,551
翌年度繰越額	46,305	51,490	14,520
不用額	0	1	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	47,449	排水機場付帯工事
委託費	2,763	発注者支援業務
用地補償費	1,958	土地使用に伴う賃借料
その他	1,381	事務的経費
合計	53,551	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	28,116	52.5%
その他	24,840	46.4%
一般財源	595	1.1%
合計	53,551	100.0%

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（21,200千円）及び市町負担金（3,640千円）である。



(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	92,609	一般競争入札及び指名競争入札	(株)室田組 外3者
平成 30 年度	54,090	一般競争入札及び指名競争入札	(有)西川建設 外2者
令和元年度	47,521	一般競争入札	(株)サン山口

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）清末地区排水機場付帯工事 12 号
契約期間	令和元年 8 月 22 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	排水路工（浚渫、柵工）L=470m
契約方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条）
工事請負業者名	(株)サン山口
業者選定理由	該当なし
予定価格（円）	45,810,600 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	41,000,000 円（税抜）
落札率（%）	98.4%
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	37,864,000 円（税抜）
入札参加者数	2 者入札
請負契約金額（円）	（当初）45,100,000 円（税込） （変更後）47,521,100 円（税込）

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	7,332	指名競争入札	(株)チェリーコンサルタント 外1者
平成 30 年度	2,311	指名競争入札	復建調査設計 (株)
令和元年度	1,760	指名競争入札	復建調査設計 (株)

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	農業農村整備事業下関地区発注者支援業務
契約期間	令和元年7月1日～令和元年10月31日
業務内容	発注者支援業務 1式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	復建調査設計（株）
業者選定理由	A等級土木関係建設コンサルタントでかつ、契約の行える営業所が、下関・山口・美祢・長門農林管内にあること。
予定価格（円）	5,602,300円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	10者入札/10者指名
落札率（%）	94.2%
委託金額（円）	5,280,000円（内清末 1,760,000円）（税込）

(9) 用地補償費の過年度推移

（単位：千円）

	決算額	補償事業	補償先
平成29年度	1,560	清末地区	個人3件
平成30年度	1,560	清末地区	個人3件
令和元年度	1,841	清末地区	個人4件

(10) - 1 用地補償費の概要

補償対象事業名	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）清末地区
起業者	下関農林事務所
土地建物等の所有者	個人A
補償理由	土地賃貸借料
補償契約締結日	平成31年4月1日～令和2年3月31日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当なし
補償の内容	借地料
補償額（円）	494,768円
補償額積算根拠	単価272円/㎡ 山口県比準地評価

## (10) - 2

補償対象事業名	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）清末地区
起業者	下関農林事務所
土地建物等の所有者	個人B
補償理由	土地賃貸借料
補償契約締結日	平成31年4月1日～令和2年3月31日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当なし
補償の内容	借地料
補償額（円）	411,264円
補償額積算根拠	単価272円/㎡ 山口県比準地評価

## (10) - 3

補償対象事業名	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）清末地区
起業者	下関農林事務所
土地建物等の所有者	個人C
補償理由	土地賃貸借料
補償契約締結日	平成31年4月1日～令和2年3月31日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当なし
補償の内容	借地料
補償額（円）	654,672円
補償額積算根拠	単価276円/㎡ 山口県比準地評価

## (10) - 4

補償対象事業名	農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）清末地区
起業者	下関農林事務所
土地建物等の所有者	個人D
補償理由	土地賃貸借料
補償契約締結日	令和1年10月1日～令和2年3月31日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当なし
補償の内容	借地料
補償額（円）	280,340円
補償額積算根拠	単価262円/㎡ 第57号様式の1 山口県比準地評価による

(11) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・入札状況について、業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・請負工事契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償額協議についての稟議書及び添付書類一式</li> <li>・土地賃貸借台帳</li> <li>・県営清末地区湛水防除事業変更手続きにかかる稟議書及び添付書類一式</li> <li>・競争入札審査資料</li> <li>・工事請負契約書</li> </ul>
有効性	<p>農林水産省算定基準マニュアルに従って計算していることを確認した。</p> <p>国が 55%負担する事業のため中四国農政局と協議済であることをもって、有効性に一定の根拠があることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間効果額及び年増加所得額計算表</li> <li>・総費用総便益及び所得償還率計算表</li> </ul>
経済性・効率性	<p>海洋産業への影響を考慮し、工事期間に制限があるものの、工事請負業者の確保と工程を上手く調整し、経済的かつ効率的に事業が完工されたことを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格決定通知書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・工事変更契約</li> </ul>

(12) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

14. 土木建築部 砂防課 住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
住民参加型土砂災害ハザードマップ作成支援事業
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨を教訓に、住民の自主的な避難行動につながるよう、自治会等地域単位の土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害に関する住民の意識啓発を図る。</p> <p>（事業概要）</p>

自治会等地域単位の土砂災害ハザードマップの作成を支援する。		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
(取り組み及び成果) 防府市右田地域の3自治会をモデル地区として、全3回の住民懇談会を開催し、土砂災害ハザードマップを完了させるとともに、住民懇談会で得られた成果を基に「住民参加型土砂災害ハザードマップ作成の手引き(案)」を作成した。		
誰のための事業か(受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
住民(自治会単位の土砂災害ハザードマップ範囲に居住する住民)	同左	自治会単位の土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害に関する住民の防災意識醸成(意識啓発)を図る。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画1-4</li> </ul>		
目的達成のための指標(KPI)等		
令和3年度にかけて県内4地区(北部・西部・中部・東部)で住民懇談会を実施し、県域での水平展開を図る。		
遵守すべき(規制を受ける)法令等		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
事業区分(継続事業又は新規事業)		
新規事業		

(2) 予算額と決算額の推移(事業単位)

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	0	0	10,840
補正予算額(増減)	0	0	0
継続費繰越額	0	0	0
予備費充当額	0	0	0
流用額(増減)	0	0	0
執行予算額	0	0	10,840
決算額	0	0	10,840
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	0	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	10,688	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成等
その他	152	
合計	10,840	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	5,344	49.3%
その他	0	0.0%
一般財源	5,496	50.7%
合計	10,840	100.0%

(5) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	10,840	指名競争入札	(株)宇部建設コンサルタント

(6) 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平成 31 年度「住民参加型土砂災害ハザードマップ作成の手引き」作成等業務委託
契約期間	平成 31 年 4 月 19 日～令和 2 年 3 月 31 日
業務内容	住民参加型土砂災害ハザードマップ作成及び住民参加型土砂災害ハザードマップ作成の手引き (案) 等
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
委託業者名	(株)宇部建設コンサルタント
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	13,276,440 円 (税込)
予定価格の公表	事後公表

調査基準価格（円）	9,780,000円（税抜）
入札参加者数	8者入札/8者指名
落札率（%）	92.7%
委託金額（円）	（当初）12,312,000円（税込） （変更後）15,970,900円（税込）

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・業務委託契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書（見積集計表）</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会資料</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・引渡証</li> <li>・報告書他成果品</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業において事業目的達成のために指名業者の選定が十分か否か確認した。</li> <li>・実行可能性（防災力）のあるハザードマップが作成されるか質問した。</li> <li>・居住者の閲覧頻度や配布状況について質問した。</li> <li>・ハザードマップ作成の手引きについて各市町への配布状況（予定）を質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札審査会資料</li> <li>・土砂災害ハザードマップ（住民懇談会成果）</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民懇談会に不参加の住民に対する意識啓発をどう図るかについて質問した。</li> <li>・外国人居住者や視覚障害者へ配慮した表記の必要性について質問した。</li> <li>・プライバシーに配慮しつつ避難困窮者（独居老人等）の居住情報を収集する方法について質問した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>・ハザードマップの更新頻度（予定）について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> </ul>

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】改正消費税率に伴う契約変更等の適時化について（合規性）

本件の当初業務委託契約は平成 31 年 4 月 18 日付けで締結されており、委託期間は「平成 31 年 4 月 19 日から平成 32 年 3 月 31 日」と明記され、委託料の消費税及び地方消費税率（以下、「消費税率」という）は 8% で計算されている。また、業務委託変更契約が令和 2 年 3 月 16 日付けで締結され、当該変更契約では消費税率は 10% で計算されている。ここで、成果品の引渡し令和元年 10 月 1 日以降になる契約（当初契約）については改正後の消費税率 10% にて締結することが原則である。一方で、技術管理課より、「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う工事請負契約等の取扱いについて（通知）」が平成 31 年 4 月 19 日付けで通知されている。そのうち、当該通知「3（２）当初契約日が 4 月 1 日以降のもの」において、「既に公告済みのものについては旧税率で当初契約を行うこととなるが、新税率により変更契約を行うこと。」と規定されている。本来であれば通知後速やかに変更契約を締結するか、業務打合せ簿により協議する必要があった。この点、担当課からは「事務上の負担等を考慮し、増額変更に合わせて新税率への変更に対応した」との回答を得た。しかし、上記のとおり変更契約は令和 2 年 3 月になってなされており、また、業務打合せ簿による協議も行われていないため、改正税率での変更契約を失念していたと見られかねない。確かに税率変更のみを対象として変更契約を締結することに事務負担は生じるが、事務負担の発生を考慮してもなお、平成 31 年 4 月 19 日付けの上記通知が出た時点で、適時に税率変更による業務委託変更契約書等を締結するべきであったと考える。

【意見】指名業者選定基準について（合規性、有効性）

上記（６）の委託契約の概要のとおり、当該委託契約においての入札は 8 者指名（8 者入札）となっている。ここで山口県では選定する指名業者数は原則として 10 人以上とし、地



域の実情等により下限を5人とすることができる旨規定している（山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準第6項）。本件の指名業者数は8者であり原則的な取り扱いからは外れており、例外規定の中での対応とされている。しかし、選定理由書によると「土木コンサル総合点数が一定点数以上である者」を要件としており、新規事業であり最初の選定であるにも関わらず当該点数の設定根拠としては、透明性に欠けるものと言わざるを得ない。当該事業が新規事業であり適応可能な業者選定への配慮という事務手続きを考慮しても指名業者の選定基準としては不明瞭である。

以上より、対外的に説明可能な合理的かつ客観性のある指名基準の設定が求められる。

**【意見】 住民懇談会不参加住民への防災意識啓発について（有効性）**

住民参加型土砂災害ハザードマップの作成に至る過程に住民懇談会の実施がある。住民懇談会では土砂災害の危険性を洗い出し、図上に住民意見として過去の災害履歴や前兆現象の有無等を集約し、防災意識の共有化が図られる。そして、手引きによると住民懇談会参加者の選定として、住民懇談会に適した人数（10名程度）で選定に際しては自主防災組織や自治会役員、防災士など防災に関心の高いメンバー構成により、かつ、年齢構成や男女のバランスを考慮するよう求めている。

ここで、住民懇談会参加者が約10名程度とすると、自治会単位で見ても不参加住民の方が圧倒的に多い状況であると言える。住民参加型の土砂災害ハザードマップを作成することはコミュニティ防災としての自助・共助を考える上で重要なツールになることは間違いないと考えられる。しかし、不参加住民に対して自助・共助としての防災意識を醸成させるためには作成されたマップを配布する、またはマップの存在を周知するだけでは現実的には不十分であり、今後の展開として市町が行う自治会単位（全住民）での自助・共助の防災意識向上に対して県による助言等が望まれる。

**15. 土木建築部 砂防課 通常砂防事業（54）**

**（1）事業の概要**

事業名（箇所名または細事業名）
通常砂防事業（須通東川）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>本県は、県土の88%が山地や丘陵地で占められ、非常に多くの土砂災害警戒区域が存在する。また花崗岩などの脆弱な地質が広く分布していることから、ひとたび大雨が降れば、県内どこでも土砂災害が発生するおそれがある。</p> <p>平成21年に県央部で発生した大規模な土石流災害（防府市では、特別養護老人ホームの入所者12名など、計19名が犠牲）をはじめ、平成25年7月の県北部や、平成26年</p>

8月の県東部（1名が犠牲）、平成30年7月の県東部（3名が犠牲）など、近年、県内各地で土砂災害による甚大な被害に見舞われている。

このため、これまでも、ハード対策として、土石流対策工事を推進してきたところである。

一方、平成31年度末の整備状況（人家5戸以上の危険箇所における土砂災害防止施設）は、土石流危険渓流17%と全国の平均程度とはいえ、未だ低い水準にある。

このため、重点項目として、近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から、重点的・計画的に事業を実施する必要がある。

（事業概要）

土砂災害防止施設の整備

令和元年度の主な取り組み及び成果

（目標指標）

・土砂災害から保全される人家戸数が平成30年3月末時点で385戸であるものを、令和4年度末までに2,320戸とする。

・土砂災害から保全される要配慮者利用施設数が平成30年3月末時点で4施設であるものを、令和4年度末までに21施設とする。

・山口県国土強靱化地域計画については、事前に備えるべき目標の「人命の保護」、起きてはならない最悪の事態の「大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態」に該当する。

（取り組み）

令和元年度において、人家保全戸数について54戸増加させ、要配慮者利用施設については、1施設増加させた。

（成果）

令和元年度末現在、人家保全戸数592戸、要配慮者利用施設10施設

誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
土砂災害警戒区域周辺の住民、周辺の道路等インフラ利用者	左記のとおり	土砂災害防止施設の整備

関連する県の計画・施策等

- ・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54
- ・山口県国土強靱化地域計画1-4

目的達成のための指標（KPI）等

令和元年度の主な取り組み及び成果に記載のとおり

遵守すべき（規制を受ける）法令等

砂防法

事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,736,420	2,780,097	3,107,900
補正予算額（増減）	68,064	493,771	742,773
継続費繰越額	1,430,302	1,129,584	1,342,391
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	4,234,786	4,403,452	5,193,064
決算額	3,105,156	2,641,051	2,833,061
翌年度繰越額	1,129,584	1,342,391	2,359,962
不用額	46	420,010	41

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	2,147,488	砂防堰堤設置工事
委託費	456,874	井戸調査
その他	228,699	
合計	2,833,061	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	1,330,035	46.9%
その他	1,453,200	51.3%
一般財源	49,826	1.8%
合計	2,833,061	100.0%

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（1,453,200千円）によるものである。

## (5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	43,926	一般競争入札及び指名競争入札	西山建設(株) 外 2 者
平成 30 年度	53,283	指名競争入札	(株)大西組
令和元年度	56,508	一般競争入札	西山建設(株) 外 1 者

## (6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平成 31 年度 須通東川 防安・通常砂防工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 6 月 13 日～令和 2 年 10 月 30 日
工事請負内容	堰堤部分 施行延長 L = 9 m コンクリート工 1,188 m <sup>3</sup>
契約方法	一般競争入札 (地方自治法第 234 条)
工事請負業者名	西山建設(株)
業者選定理由	山口県建設工事条件付一般競争入札参加条件基準により選定
予定価格 (円)	58,142,880 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	52,780,000 円 (税抜)
落札率 (%)	98.0%
最低制限価格 (円)	該当なし
調査基準価格 (円)	48,905,000 円 (税抜)
入札参加者数	3 者入札
請負契約金額 (円)	57,002,400 円 (税込)

## (6) - 2

契約名	平成 31 年度 須通東川 事業間連携・砂防工事 第 2 工区
契約期間	令和元年 12 月 9 日～令和 2 年 10 月 30 日
工事請負内容	道路部分 施行延長 L = 175m 掘削工 7,600 m <sup>3</sup> コンクリート工 317 m <sup>3</sup>
契約方法	一般競争入札 (地方自治法第 234 条)
工事請負業者名	(株)中村組
業者選定理由	山口県建設工事条件付一般競争入札参加条件基準により選定

予定価格（円）	56,856,800円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	50,572,331円（税抜）
落札率（％）	97.8％
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	47,402,000円（税抜）
入札参加者数	2者入札
請負契約金額（円）	55,629,564円（税込）

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	8,703	指名競争入札	中国水工（株）
平成30年度	31,985	指名競争入札	中国水工（株） 外1者
令和元年度	9,223	指名競争入札	中国水工（株）

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	平成31年度 須通東川 防安・通常砂防工事に伴う 井戸調査業務委託 第1工区
契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
業務内容	井戸調査業務 目記水位観測 12回 簡易用水量試験 42回 電気伝導度・pH・濁度測定 233回
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	中国水工（株）
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	9,325,800円（税込）
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	7,305,000円（税抜）
入札参加者数	13者入札/13者指名
落札率（％）	95.0％
委託金額（円）	（当初）8,856,000円（税込） （変更後）9,222,400円（税込）

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札参加者選定理由を閲覧し、入札参加者が適切に選定されていることを確かめた。</li> <li>・入札状況登録を閲覧し、適切に入札手続が行われていることを確かめた。</li> <li>・繰越手続の適切性を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・入札状況登録</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者への質問、工事の図面等の閲覧の結果、有効性に問題となる事項は発見されなかった。</li> </ul>	工事の図面
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者への質問の結果、経済性・効率性に問題となる事項は発見されなかった。</li> </ul>	

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

16. 土木建築部 砂防課 地すべり対策事業（54）

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
地すべり対策事業（54）（川上地区）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建設、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除去し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p>（事業概要）</p> <p>地すべり防止地区等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を施工する。</p>
令和元年度の主な取り組み及び成果
<p>（取り組み）</p> <p>事業実施箇所において、土砂災害から保全される人家戸数が平成 30 年 3 月末時点で 385 戸であるものを令和 4 年までに 1,935 戸とする。</p> <p>事業実施箇所において、土砂災害から保全される要配慮者利用施設が平成 30 年 3 月末時点で 4 施設であるものを令和 4 年までに 17 施設とする。</p>

(成果) ・土砂災害保全人家戸数 令和元年3月末時点で207戸 ・土砂災害保全要配慮者利用施設 令和元年3月末時点で6施設 (令和元年度の主な取組及び成果) ・土砂災害保全人家戸数54戸 ・土砂災害保全要配慮者利用施設1施設		
誰のための事業か(受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
地すべり対策地域の住民及び要配慮者利用施設	地すべり	地すべり防止により、人家、公共建設物、河川、道路等の公共施設その他の施設の保全に努めることをもって国土の保全に資する。
関連する県の計画・施策等 ・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54		
目的達成のための指標(KPI)等 ・事業実施箇所において、土砂災害から保全される人家戸数が平成30年3月末時点で385戸であるものを令和4年までに1,935戸とする。 ・事業実施箇所において、土砂災害から保全される要配慮者利用施設が平成30年3月末時点で4施設であるものを令和4年までに17施設とする。		
遵守すべき(規制を受ける)法令等 地すべり等防止法		
事業区分(継続事業又は新規事業) 継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移(事業単位)

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	603,801	582,330	708,750
補正予算額(増減)	△5,451	△26,247	△18,905
継続費繰越額	296,982	222,034	314,676
予備費充当額	0	0	0
流用額(増減)	0	0	0
執行予算額	895,332	778,117	1,004,521
決算額	673,293	463,436	602,039
翌年度繰越額	222,034	314,676	402,473

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不用額	5	5	9

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	357,403	地すべり対策工事
委託費	213,225	調査業務
その他	31,411	
合計	602,039	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	284,745	47.3%
その他	288,800	48.0%
一般財源	28,494	4.7%
合計	602,039	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (288,800 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	22,435	指名競争入札	サンヨーコンサルタント (株) 外 1 者
平成 30 年度	11,999	指名競争入札	(株) 西日本産業
令和元年度	24,256	指名競争入札	(株) 西日本産業 外 1 者

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	川上地区防安地すべり対策工事第 2 工区
契約期間	令和元年 9 月 13 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	地すべり対策工事一式、横ボーリング工 437m
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	(株) 西日本産業



業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇部土木建築事務所競争入札参加者審査取扱い方針に従い、県内に主たる営業所を有するA等級の業者のうち、過去15年間に同種工事の施工実績を有する者。</li> <li>・施工管理、安全管理等、施工体制及び施工能力があると認められる者。</li> <li>・令和元年5月29日の指名審査会において決定された見積業者のうち、見積提出のあった者。</li> <li>・電子入札の利用者登録を行っていること。</li> </ul>
予定価格（円）	25,923,700円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	23,180,000円（税抜）
落札率（％）	98.4％
最低制限価格（円）	21,145,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	8者入札/11者指名
請負契約金額（円）	（当初）25,498,000円（税込） （変更後）24,256,100円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	9,162	指名競争入札	日本工営（株）
平成30年度	13,199	指名競争入札	（株）荒谷建設コンサルタント
令和元年度	12,903	指名競争入札	（株）荒谷建設コンサルタント

（8）令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	川上地区防安心すべり対策工事に伴う調査解析業務委託第1工区
契約期間	平成31年4月11日～令和2年1月31日
業務内容	孔内傾斜計観測・資料整理一式、伸縮計設置・観測・資料整理一式、自記水位計設置・観測一式、安定解析一業務
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	（株）荒谷建設コンサルタント
業者選定理由	・県内に営業所を有するA等級業者のうち、土木コンサルタント

	<p>等級がA等級であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務の実績を有すること。</li> <li>・技術士（河川・砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、応用地学/地質）、RCCM（河川・砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、地質）の有資格者を有すること。</li> <li>・電子入札の利用登録を行っていること。</li> </ul>
予定価格（円）	16,332,840円（税込）
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	12,380,000円（税抜）
入札参加者数	18者入札/19者指名
落札率（%）	81.9%
委託金額（円）	<p>（当初）13,370,400円（税込）</p> <p>（変更後）13,718,160円（税込）</p> <p>（変更後）12,903,000円（税込）</p>

（9）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p><b>【工事請負契約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算し、積算基準のない単価については、業者見積りを取って算出していることを確認した。指名競争入札における業者指名の選定過程を資料の閲覧にて確認した。</li> </ul> <p><b>【調査解析委託契約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、県の標準単価で積算されていることを積算資料の閲覧によって確認した。</li> <li>・業務委託契約の入札条件及び応札状況について資料を閲覧し確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容及び変更契約の手続について関係資料の閲覧及び質問によって確認した。</li> </ul>	<p><b>【工事請負契約】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県建設工事積算基準</li> <li>・見積書の提出について</li> <li>・入札参加者指名等について</li> <li>・予定価格の決定について</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> <li>・工事請負契約の締結について</li> <li>・工事請負変更契約の締結について</li> <li>・工事関係書類綴</li> <li>・工事概要書</li> <li>・請負代金請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<b>【調査解析委託契約】</b> ・積算資料 ・入札参加者指名等について ・業務委託契約の締結について ・業務委託変更契約の締結について ・委託業務支払請求書 ・引取証
有効性	<b>【工事請負契約】</b> ・施工管理の状況について資料の閲覧及び担当者への質問を行った。 ・工事の完了状況について、評定結果の閲覧及び完了報告書において現場状況を確認した。 <b>【調査解析委託契約】</b> ・業務委託検査調書を閲覧し業務の実施状況を確認した。 ・成果状況を質問し、業務の完成状況を確認した。	・施工管理資料 ・報告書 ・工事成績の評定結果について（通知） ・工事完了通知書 ・業務委託検査調書 ・成果品引渡書
経済性・効率性	・工事成績の評定結果を閲覧し、工事が効率的に実施されたかを質問した。 ・業務打合せ簿を閲覧し、事業が効率的に実施されたかを閲覧し確認した。	・工事成績の評定結果について（通知） ・工事完成通知書 ・工事検査調書 ・工事引渡書 ・業務打合せ簿

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

**【指摘事項】** 起案書の決裁日の漏れについて（合規性）

当該事業に係る起案書において、閲覧した全ての文書の決裁日記載が漏れていた。決裁とは、審議及び合議を終了した起案文書に対して決定する権限のある者（決裁権者）が承認、決定、裁定等を与えることによってその起案を確定し最終的な意思を決定することをいう。県の事務処理は、そのほとんどが文書を通して行われている。起案文書については、決

裁者及び決裁日において責任の所在を明確にし、その後の事業の遂行について合理性を付与するものである。このように、決裁年月日は重要な意味を持つものであるから、その都度漏れのないよう正確に記載し適切に文書を完成させる必要がある。

【指摘事項】 起案書の起案日の漏れについて（合規性）

起案書「予定価格の決定について」において、決裁日と起案日の記載が漏れていた。起案とは、県の意思を決定するため、その基礎となる案文を作成することをいう。したがって、文書事務において、起案は最も基本的かつ重要な意味を持つものであり、正確に起案の日付を記載することで適正に執行する必要がある。

17. 土木建築部 砂防課 急傾斜地崩壊対策事業（54）

（1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
急傾斜地崩壊対策事業（時宗 下松市生野屋）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から国民（県民）の生命を保護し、もって民生の安定と国土（県土）の保全とに資する。</p> <p>（事業概要）</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行う。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>令和元年3月末時点で保全人家数 207 戸、保全施設数6施設という状況である（令和元年度で54戸、1施設増加）。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
急傾斜地崩壊危険区域の住民	急傾斜地崩壊危険区域	人家及び要配慮者利用施設を土砂災害から保全すること。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・山口県地域防災計画（第2編第4章第1節第2項）</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害から保全される人家戸数が平成30年3月末時点で385戸であるものを令和4年までに1,935戸とする。</li> <li>・土砂災害から保全される要配慮者利用施設が平成30年3月末時点で4施設であるもの</li> </ul>		

を令和4年までに17施設とする。
遵守すべき（規制を受ける）法令等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	1,799,700	1,641,309	2,322,662
補正予算額（増減）	△154,992	26,195	112,642
継続費繰越額	745,082	695,464	895,287
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	2,389,790	2,362,968	3,330,591
決算額	1,694,317	1,467,672	1,988,210
翌年度繰越額	695,464	895,287	1,342,361
不用額	9	9	20

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	1,605,054	時宗地区 防安・急傾斜工事第1工区外
委託料	263,980	時宗地区 防安・急傾斜工事に伴う用地測量業務委託外
その他	119,176	事務費 104,450 千円、補償補填賠償金 12,094 千円、役務 1,686 千円外
合計	1,988,210	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（%）
国庫	845,741	42.6%
その他	1,136,231	57.1%

財源	金額	比率 (%)
一般財源	6,238	0.3%
合計	1,988,210	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行(906,600千円)及び市町負担金(229,631千円)である。

(5) 工事請負契約執行状況(公共工事は選定箇所単位)

(単位:千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	77,000	一般競争入札	(株)ミカド交設

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要(公共工事は選定箇所単位)

契約名	令和元年度時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区
契約期間	令和元年10月10日～令和3年3月31日
工事請負内容	L=49.9m 吹付法砕工 825m アンカー工 24本 鉄筋挿入工 78本 仮設工一式
契約方法	一般競争入札(地方自治法第234条)
工事請負業者名	(株)ミカド交設
予定価格(円)	78,599,400円(税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格(円)	65,110,000円(税抜)
落札率(%)	91.1%
最低制限価格(円)	該当なし
調査基準価格(円)	64,651,000円(税抜)
入札参加者数	7者入札
請負契約金額(円)	71,621,000円(税込)

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	1,239	指名競争入札	宮崎測量(株)

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	平成 31 年度時宗地区 防安・急傾斜工事に伴う用地測量業務委託 第 1 工区
契約期間	令和元年 7 月 31 日～令和 2 年 5 月 29 日
業務内容	用地測量一式 作業計画一業務 用地測量等一式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
委託業者名	宮崎測量(株)
業者選定理由	周南土木建築事務所競争入札方針に基づき、管内の測量業者のうち、土地家屋調査士を有する 6 者（A-2、B-4）を選定
予定価格（円）	1,348,600 円（税込）
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	6 者入札/6 者指名
落札率（%）	93.0%
委託金額（円）	（当初）1,254,000 円（税込） （変更後）1,239,700 円（税込）

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私有地の提供を受けて崩壊対策することから私有地の寄付について確認した。</li> <li>・一般競争入札の入札公告内容を確認した。</li> <li>・入札公告を行うに際しての入札審査会資料を確認した。</li> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価につ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付申込書</li> <li>・登記簿謄本</li> <li>・一般競争入札公告</li> <li>・競争入札審査会資料</li> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・見積書</li> <li>・予定価格決定調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>いては業者見積を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札調査基準価格の算出過程を確認した。</li> <li>・工事請負契約書の内容を閲覧した。</li> <li>・受注業者からの契約変更（工期延長）申請書を確認した。</li> <li>・約款に基づく前払金請求書を確認した。</li> <li>・業務委託契約における指名競争入札参加者選定基準について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格算定調書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・延長申請書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・前払金請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地として事業採択する前提としての崩壊対策要望書（自治会から市町、市町から県）を確認した。</li> <li>・工期変更申請の当該申請内容がやむを得ない事情によるものか否か検討した。</li> <li>・工期延長に伴い、適正な工事品質確保のために請負金額を変更する必要がなかったか否か変更設計書を確認した。</li> <li>・業務委託の成果について評価結果を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望書（地域住民自治会）</li> <li>・工期延長申請書</li> <li>・工期の延長の承認について</li> <li>・山口県土木工事設計積算システム（変更設計分）</li> <li>・業務委託成績評価表</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の競争性が確保されていることを検討するために参加資格条件を確認した。</li> <li>・工事の延長申請による工期変更の妥当性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札公告</li> <li>・競争入札審査会資料</li> <li>・条件付一般競争入札参加資格要件（技術管理課作成内部資料）</li> <li>・工期延長申請書</li> <li>・工期の延長の承認について</li> <li>・工事請負変更契約書</li> </ul>



(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 工期延長の適正性について（合規性、有効性）

本件、「令和元年度時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区」は下表の時系列に沿って工期が延長された。

年月日	項目	理由等
令和元年 7月 12日	入札公告	
令和元年 9月 24日	開札執行	
令和元年 10月 10日	（当初）工事請負契約	
令和元年 10月 31日	請負工事の一時中止（92日間）	隣接工事と進入口・作業場が重複し作業困難であるため
令和2年 3月 13日	工期延長申請	先行工区との調整のため
令和2年 3月 13日	工期の延長の承認（令和3年3月31日まで365日延長）	上記事情はやむを得ないものと認められるため工期の延長の承認伺を起案・承認

ここで、先行工区の工事も県が管理しており、先行工事の進捗状況等を把握し、本件工区の工事作業に影響が生じる可能性は予見できたものと考えられる。当該状況下で、入札公告を起案し、工事請負契約を締結後に20日程度で当該工事を一時中止し、さらに、当該年度末に翌年度末まで工期を延伸していることは客観的には当初から繰越ありきで契約を締結したと見られかねない。また、本来、会計年度独立の原則が適用される場所、年度内に終わる見込みがない請負工事については例外的に明許繰越等に基づく翌年度使用が認められているが、その適用は「やむを得ない理由」が相当程度にあることが求められる場合であり、上記の理由からはその相当性を客観的に認めることは困難である。さらに、繰越自体が予算の固定化にも影響するため、適切な工期変更であるとするならば、やはり合理的な説明が要求され、かつ疎明資料として記録保存されるべきである。

【指摘事項】 見積書の不備（有効期限）について（合規性）

本件、「令和元年度時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区」について、土木工事設計積算システムに搭載されていない規格について業者見積（3者）により設計単価としている。それ自体は規定に従った事務手続であるが、入手した見積書（サンプルとして伐採費）を閲覧したところ、業者から提出された見積書には見積有効期限の記載がないものが見受けられた。当該見積書は予定価格の設計において用いられる情報であり、その時点での市場を踏まえて有効な見積価格を提示してもらって初めて入札に付す設計価格として意味をなすものであることからすると単に金額情報だけ収集出来ればよいとされるものではない。

今後は契約事務手続の一環として業者から見積書を入手する際には契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。

【意見】 委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

## 18. 土木建築部 砂防課 災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業

### （1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
災害関連緊急地域防災がけ崩れ対策事業
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
（事業実施の背景） がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生、もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全確保に万全を期するためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする。
（事業概要） 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）による市町村地域防災計画に危険箇所として登載され、又は登載されることが確実であるがけ地のうち、その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸（公共的建物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事である。
令和元年度の主な取り組み及び成果
（取り組み及び成果） 平成30年7月豪雨による災害箇所2箇所を完成させた。

誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	がけ崩れが生じた崖	がけ崩れ防止工事を行い時期降雨等に再度災害を防止する。
関連する県の計画・施策等		
該当なし		
目的達成のための指標（KPI）等		
平成30年7月の豪雨による当事業における対象箇所を3か年以内に完了させる。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
地方財政法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

（2）予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	37,989	30,000	93,691
補正予算額（増減）	△37,989	330,955	△18,504
継続費繰越額	45,267	0	359,080
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	45,267	360,955	434,267
決算額	43,391	1,875	330,090
翌年度繰越額	0	359,080	58,034
不用額	1,876	0	46,143

予算額及び決算額の著増減事項

がけ崩れ防止工事の進捗と完成により増加している。

（3）令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
補助金	330,090	下関市、岩国市に対する補助金
合計	330,090	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	220,409	66.8%
その他	0	0.0%
一般財源	109,681	33.2%
合計	330,090	100.0%

(5) 補助金・負担金等の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	補助金等名称	交付先名称
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	16,950	山口県災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業補助金	下関市、岩国市

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	・市町に対する補助金の交付手続が県所定の手続きに従っているかどうかについて、起案書を閲覧した。	・補助金の決定、交付等に関する起案書
有効性	・国の補助事業であることから国が定めた要件に従って対象地点のがけ崩れ防止工事を市町が実施することを確認した。	
経済性・効率性	・事業実施主体は市町であることから、県としては経済性及び効率性は確保されているものとして、対象事業への補助金支出を行っていることを確認した。	

(7) 監査の結果 (指摘事項) または意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

## 19. 土木建築部 砂防課 通常砂防事業 (55)

### (1) 事業の概要

事業名 (箇所名または細事業名)		
通常砂防事業 (55) (二宮溪流)		
事業実施の背景 (必要性) 及び概要 (内容)		
<p>(事業実施の背景)</p> <p>本県は、県土の 88%が山地や丘陵地で占められ、非常に多くの土砂災害警戒区域が存在する。また、花崗岩などの脆弱な地質が広く分布していることから、ひとたび大雨が降れば、県内どこでも土砂災害が発生するおそれがある。</p> <p>平成 21 年に県央部で発生した大規模な土石流災害 (防府市では、特別養護老人ホームの入所者 12 名など、計 19 名が犠牲) をはじめ、平成 25 年 7 月の県北部や、平成 26 年 8 月の県東部 (1 名が犠牲)、平成 30 年 7 月の県東部 (3 名が犠牲) など、近年、県内各地で土砂災害による甚大な被害に見舞われている。このため、これまでも、ハード対策として、土石流対策工事を推進してきたところである。</p> <p>一方、平成 31 年度末の整備状況 (人家 5 戸以上の危険箇所における土砂災害防止施設) は、土石流危険溪流 17%と全国の平均程度とはいえ、未だ低い水準にある。</p> <p>このため、重点項目として、近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から、重点的・計画的に事業を実施する必要がある。</p> <p>(事業の概要)</p> <p>既設堰堤の補強工事</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>(取り組み及び成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害保全の人家戸数 54 戸 (令和元年度末現在 592 戸)</li> <li>・土砂災害保全の要配慮者利用施設数 1 施設 (令和元年度末現在 10 施設)</li> </ul> <p>(目標指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害から保全される人家戸数が平成 30 年 3 月末時点で 385 戸であるものを、令和 4 年度末までに 2,320 戸とする。</li> <li>・土砂災害から保全される要配慮者利用施設数が平成 30 年 3 月末時点で 4 施設であるものを、令和 4 年度末までに 21 施設とする。</li> </ul>		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者施設	同左	土砂災害を防止し、人命保護を図る。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県地域防災計画</li> </ul>		

・山口県国土強靱化地域計画 1-4
目的達成のための指標 (KPI) 等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害から保全される人家戸数について、平成 30 年 3 月末時点で 385 戸を令和 4 年度末までに 2,320 戸とする。</li> <li>・土砂災害から保全される要配慮者施設数について、平成 30 年 3 月末時点で 4 施設を令和 4 年度末までに 21 施設とする。</li> </ul>
遵守すべき (規制を受ける) 法令等
砂防法
事業区分 (継続事業又は新規事業)
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,736,420	2,780,097	3,107,900
補正予算額 (増減)	68,064	493,771	742,773
継続費繰越額	1,430,302	1,129,584	1,342,391
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	4,234,786	4,403,452	5,193,064
決算額	3,105,156	2,641,051	2,833,061
翌年度繰越額	1,129,584	1,342,391	2,359,962
不用額	46	420,010	41

予算額及び決算額の著増減事項

大規模建物の改修の有無等で工期が変更され繰越手続きを経ることとなり執行予算額と決算額に乖離が生じている。

不用額の内容

平成 30 年度の不用額が多額となっているが、国からの補正予算による内示の時期が遅く、2 月補正予算に反映できなかったことによる。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	2,147,488	砂防堰堤設置工事

節	決算額	主な内容
委託費	456,874	
その他	228,699	
合計	2,833,061	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,330,035	46.9%
その他	1,453,200	51.3%
一般財源	49,826	1.8%
合計	2,833,061	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (1,453,200 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	17,999	指名競争入札	(有)藤永土建
令和元年度	19,793	指名競争入札	(有)藤永土建

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	二宮溪流 総流防・砂防 (緊急改築) 工事 第1工区
契約期間	令和元年6月28日～令和2年3月31日
工事請負内容	コンクリート堰堤工 297 m <sup>3</sup> 、ブロック積工 27 m <sup>2</sup>
契約方法	地域活力型指名競争入札 (地域活力型指名競争入札実施要領)
工事請負業者名	(有)藤永土建
業者選定理由	高度な技術を要しない地域に密着した工事であり、地域維持の観点から山口徳地地域の建設業者とする。
予定価格 (円)	17,153,400 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県設計標準歩掛表に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	14,770,000 円 (税抜)

落札率 (%)	94.7%
最低制限価格 (円)	13,907,000 円(税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	6 者入札/6 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 16,247,000 円 (税込) (変更後) 19,793,400 円 (税込)

(7) 用地補償費の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位: 千円)

	決算額	補償事業	補償先
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	206	砂防事業	個人 3 件

(8) 用地補償費の概要

補償対象事業名	砂防事業
起業者	山口県土木建築部防府土木建築事務所など
土地建物等の所有者	個人 A、個人 B、個人 C
補償理由	土地取得のため
補償契約締結日	令和元年 12 月 23 日、令和元年 12 月 24 日、令和 2 年 1 月 7 日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当なし
補償の内容	工事のための土地取得
補償額 (円)	205,767 円
補償額積算根拠	山林の評価額

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防工事について令和 2 年 8 月現在の砂防工事状況を質問した。</li> <li>請負工事金額及び工期の妥当性を確認するために工事請負契約書及び工程表を閲覧した。</li> <li>補償額の算定にあたり、土地売買契約書を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事請負契約書</li> <li>工程表</li> <li>土地売買契約書</li> </ul>
有効性	砂防工事計画予定表の作成の有無を質問した。	



監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	業務委託変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。	・工事請負変更契約書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】前払金支払請求書の日付について（有効性）

本件の(有)藤永土建との「二宮溪流 総流防・砂防（緊急改築）工事 第1工区」の工事請負契約において請負代金 16,247,000 円のうち、前払金 6,400,000 円を支払う契約となっている。ここで前払金支払請求書の様式によると日付を記載する欄が設けられている。

しかし、当該請求書には受注業者による請求日付が記載されていない。この点、受注業者から提出のあった請求書に日付の記載がない場合は、財務会計マニュアルに沿って発注者（県）側の受領印で日付を併せて押印して明示しているとのことである。しかしながら、請求日付は支払期限にも繋がる期間帰属の観点で重要な要素であり、また、前払金支払いという支出負担行為の根拠となるものである点、その作成に瑕疵があってはならない。受注業者からの前払金請求書が郵送された場合等、日付の不備を以って返送することは実務上の便宜を著しく欠くため上記のような財務会計マニュアルに沿った処理も採り得るが、一義的には受注業者による記入漏れが起きないように指導・周知の徹底を図る必要がある。

## 20. 土木建築部 砂防課 地すべり対策事業（55）

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
地すべり対策事業（佐波川圏域 坂根地区）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>既設の地すべり防止施設について、緊急改築（老朽化対策）を行うことで既存の施設を有効利用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（事業概要）</p> <p>設置後概ね 10 年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設において、新たに集排水ボーリング等の老朽化対策を行う事業である。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>令和元年度に老朽化対策が完了した箇所数を 5 箇所増加させた。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりが想定されている周辺の住民</li> <li>・地すべりが想定されている周辺の道路等インフラを利用する者</li> </ul>	地すべり防止施設	既設の地すべり防止施設について、緊急改築（老朽化対策）を行うことで既存の施設を有効利用することにより、地域における安全の向上を図る。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑩、重点施策 55</li> <li>・山口県地域防災計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
老朽化対策が完了した箇所数を令和2年度末までに6箇所増加させる。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
地すべり等防止法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	603,801	582,330	708,750
補正予算額（増減）	△5,451	△26,247	△18,905
継続費繰越額	296,982	222,034	314,676
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	895,332	778,117	1,004,521
決算額	673,293	463,436	602,039
翌年度繰越額	222,034	314,676	402,473
不用額	5	5	9

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	357,403	地すべり対策工事
委託費	213,225	地すべり対策工事に関する調査等
その他	31,411	
合計	602,039	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	284,745	47.3%
その他	288,800	48.0%
一般財源	28,494	4.7%
合計	602,039	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (288,800 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	14,899	指名競争入札	協栄地下工業(株)
令和元年度	24,999	指名競争入札	(株)熊毛ボーリング

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	令和元年度 下畑・坂根地区 総流防・地すべり (重点) 工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 5 月 29 日
工事請負内容	地すべり対策工 横ボーリング 8 本
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	(株)熊毛ボーリング
業者選定理由	周南土木建築事務所競争入札方針に基づき、①県内に主たる営業所を有する②とび・土工・コンクリート工事として発注した公共工事で、主として集水井 (集排水ボーリング工を含む) 又は横ボーリング工を行い、請負代金の額が 500 万円以上である工事の施工実績を有する③見積の提出があった、という 3 つの要件を満たすものを選定。
予定価格 (円)	24,436,500 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表

落札価格（円）	21,200,000円（税抜）
落札率（％）	95.4％
最低制限価格（円）	19,832,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	9者入札/12者指名
請負契約金額（円）	（当初）23,320,000円（税込） （変更後）24,999,700円（税込）

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者に入札の方法を質問するとともに、指名競争入札参加選定理由を閲覧し、業者の選定過程を確かめた。</li> <li>・入札状況登録を閲覧し、入札の過程を確かめた。</li> <li>・繰越手続の適切性を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札参加選定理由</li> <li>・入札状況登録</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者に質問するとともに、工事写真を閲覧し有効性について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事写真</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者に質問し、経済性・効率性について検討した。</li> </ul>	

（8）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 契約変更内容について（経済性・効率性）

本件、「地すべり対策工 横ボーリング8本」の工事について、当初契約金額（契約日：令和元年11月1日）は23,320,000円（税込）であったが、途中で契約変更（契約変更日：令和2年4月24日）がなされ24,999,700円（税込）と金額が増額となっている。この契約変更の理由は当初契約時にはなかった孔内洗浄工を追加したことによるものである。しかし、孔内洗浄工の必要性自体は当初契約日の令和元年11月1日より以前の平成25年の調査時点で既に判明していたものである。

したがって、本件工事の発注時に、孔内洗浄工の仕様も精査したうえで発注しておけば、契約変更手続に要する時間や労力といった事務コストを削減できたはずであり、そもそも調査業務委託が活かされておらず、事務手続の改善が必要である。

## 21. 土木建築部 砂防課 急傾斜地崩壊対策事業 (55)

### (1) 事業の概要

事業名 (箇所名または細事業名)		
急傾斜地崩壊対策事業 (藤ヶ浴(1))		
事業実施の背景 (必要性) 及び概要 (内容)		
<p>(事業実施の背景)</p> <p>既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築 (老朽化対策) を行うことで既存の施設を有効利用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業概要)</p> <p>地盤条件の変化等により明らかに施設の災害防止機能が不足している既設の急傾斜地崩壊防止施設について、擁壁及び排水施設等の老朽化対策を行う事業である。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>(取り組み及び成果)</p> <p>事業進捗に努め、完了箇所を 5 箇所増加させた。</p>		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
急傾斜地崩壊防止施設周辺 住民	既設の急傾斜地崩壊防止 施設	既設の急傾斜地崩壊防止施設 について、緊急改築 (老朽化対 策) を行うことで既存の施設を 有効利用することにより、地域 における安全の向上を図るこ とを目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 55</li> <li>・山口県地域防災計画</li> <li>・防災・安全交付金の社会資本整備計画</li> </ul>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
老朽化対策が完了した箇所数を令和 2 年度末までに 6 箇所増加させる予定である。		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	1,799,700	1,641,309	2,322,662
補正予算額 (増減)	△154,992	26,195	112,642
継続費繰越額	745,082	695,464	895,287
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	2,389,790	2,362,968	3,330,591
決算額	1,694,317	1,467,672	1,988,210
翌年度繰越額	695,464	895,287	1,342,361
不用額	9	9	20

予算額及び決算額の著増減事項

令和元年度の予算が増加した要因は主に新規で国の「経済対策」として予算が増加したこと、及び継続している通常事業の予算が増加したことによるものである。

流用増減額の内容

繰越額算定上の計算端数である。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	1,605,054	急傾工事
委託料	263,980	波瀬の崎工事外
その他	119,176	補償補填及び賠償金、使用料及び賃借料、備品購入費外
合計	1,988,210	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	845,741	42.5%
その他	1,142,469	57.5%
合計	1,988,210	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、主に負担金 (229,631 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	10,200	指名競争入札	(有)ジェイ・ロード
令和元年度	45,826	一般競争入札	山口道路興業(株)

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	藤ヶ浴 (1) 地区総流防・急傾 (重点) 工事第 1 工区
契約期間	令和元年 12 月 27 日～令和 3 年 1 月 29 日
工事請負内容	急傾斜地崩壊防止施設改修補強工事
契約方法	一般競争入札 (地方自治法第 234 条)
工事請負業者名	山口道路興業 (株)
業者選定理由	該当なし
予定価格 (円)	77,776,600 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	64,543,000 円 (税抜)
落札率 (%)	91.3%
調査基準価格 (円)	64,005,000 円 (税抜)
入札参加者数	6 者入札
請負契約金額 (円)	70,997,300 円 (税込)

(7) 用地補償費の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	補償事業	補償先
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	71,640	藤ヶ浴	個人 1 件
令和元年度	609,501	藤ヶ浴	個人 1 件、法人 2 件

(8) - 1 用地補償費の概要

補償対象事業名	藤ヶ浴
起業者	山口県土木建築部 宇部土木建築事務所

土地建物等の所有者	個人 I
補償理由	工事実施のための立木（果樹）補償
補償契約締結日	令和元年 6 月 17 日
事業認定告示日	無
収用委員会決裁日	無
補償の内容	果樹
補償額（円）	32,460 円
補償額積算根拠	収穫樹伐採補償標準単価表に基づく算定

(8) - 2

補償対象事業名	藤ヶ浴
起業者	山口県土木建築部 宇部土木建築事務所
土地建物等の所有者	N T T
補償理由	工事実施のための電柱の支障移転
補償契約締結日	令和元年 6 月 17 日
事業認定告示日	無
収用委員会決裁日	無
補償の内容	工事実施のための電柱の支障移転のための補償
補償額（円）	362,352 円
補償額積算根拠	N T T からの支障電気通信設備移転工事調書に基づき算定 (N T T の移設数量の増減や単価の妥当性について確認する方法はない)

(8) - 3

補償対象事業名	藤ヶ浴
起業者	山口県土木建築部 宇部土木建築事務所
土地建物等の所有者	中国電力
補償理由	工事実施のための配電設備の移設
補償契約締結日	令和元年 6 月 17 日
事業認定告示日	無
収用委員会決裁日	無
補償の内容	工事実施のための配電設備の移設の補償
補償額（円）	214,689 円
補償額積算根拠	中国電力からの工事補償金見積書に基づき算定 (中国電力の移設数量の増減や単価の妥当性について確認する方



法はない)

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・ 最低制限価格の決定方法を確認した。</li> <li>・ 一般競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・ 入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・ 工事請負契約の内容を確認した。</li> <li>・ 工事請負契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・ 用地補償費について内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 最低制限価格算出調書</li> <li>・ 一般競争入札に係る入札参加者の資格審査資料</li> <li>・ 入札公告</li> <li>・ 入札経緯及び入札結果表</li> <li>・ 落札者決定通知書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> <li>・ 土地等の取得等に伴う補償について</li> <li>・ 工事補償金請求書</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業背景、事業内容などについて質問をするとともに、工事内容について確認した。</li> <li>・ 事業効果について質問した。</li> </ul>	
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事進捗について質問した。</li> <li>・ 変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>・ 用地補償費について補償金の算定方法について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事履行報告書</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> <li>・ 土地等の取得等に伴う補償について</li> <li>・ 工事補償金請求書</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 工期延長の適正性について（合規性）

上記藤ヶ谷（1）地区総流防・急傾（重点）工事第1工区の工期について、当初は着手期日（令和2年1月6日）完成期日（令和2年3月31日）であったが、その後工期が延長さ

れ変更後は完成期日が令和3年1月29日となり、当該変更申請時の出来形は5%であった。また延長を必要とする理由は「地元調整及び埋設物支障物件移設並びに梅雨期等を避けて施工するといったに不測の期間を要した為」とのことである。

工期については当然やむを得ない理由により変更を行うことはあると考えられる。しかし本件工事においては、当初は86日間で完成させる予定であったが、結果的に390日間で要しており、当初工期により完成が可能と判断できたかは疑問であり、変更ありきとも見られかねない。また、変更理由も工事着手前に相当程度想定しておくべきものと考えられ、やむを得ない理由であるかも疑問である。

この点、会計年度独立の原則から、繰越工事と見込まれるものの一旦年度内工期を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に本来必要な工期変更の手続きを採ったものと考えられる。このことは、設計（変更設計）において適正な工期を設定するという原則を曖昧なものにしていると言わざるを得ない。当初より繰越工事と見込まれるものであるならば当該事実を適切に認識し、当初より適正な工期及びそれに基づく予定価格等を設定するように事務手続を検討すべきである。

**【意見】中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について（経済性・効率性）**

本件工事区間内にある電柱の支線及び引込線の移設に関する中国電力(株)（以下、「中電」という）への工事補償金について、中電より送付される工事補償金請求書金額に対して違算等の有無や工事打合せ協議結果の確認は行っているものの、金額積算に直結する移設数量の増減や単価の妥当性については確認し得ないのが現状である（いわゆる企業秘密に基づき中電側から十分な情報開示が為されない）。

ここで、本件の電柱の支線及び引込線の移設は補償金の受領者と工事を実施する者が同一（中電）であり、当該補償金が工事代金であることに違和感はない。しかしながら、いわば一方通行的に請求される金額に対して、多くは県民の税金で賄われる県費を支出することには一定程度の検証が求められるべきであるとも考えられる。

そこで、具体的な個別積算情報（単価や数量根拠）を得られないまでも、精算時に見積書に記載の項目別に工事実績金額等の報告を求め、見積時点と工事実績の比較分析等を可能とするよう中電側と交渉し、県として経済性を担保していくことが必要である。

**【意見】西日本電信電話(株)への工事補償金の金額の妥当性について（経済性・効率性）**

本件工事区間内にある電気通信線路設備の移転に関する西日本電信電話(株)（以下、「NTT」という）への工事補償金について、NTTより送付される工事補償金請求書金額に対して違算等の有無や工事打合せ協議結果の確認は行っているものの、金額積算に直結する移設数量の増減や単価の妥当性については確認し得ないのが現状である（いわゆる企業秘密に基づきNTT側から十分な情報開示が為されない）。

ここで、本件の電気通信線路設備の移転は補償金の受領者と工事を実施する者が同一（N

TT)であり、当該補償金が工事代金であることに違和感はない。しかしながら、いわば一方通行的に請求される金額に対して、多くは県民の税金で賄われる県費を支出することには一定程度の検証が求められるべきであるとも考えられる。

そこで、具体的な個別積算情報(単価や数量根拠)を得られないまでも、精算時に見積書に記載の項目別に工事实績金額等の報告を求め、見積時点と工事实績の比較分析等を可能とするようNTT側と交渉し、県として経済性を担保していくことが必要である。

## 22. 土木建築部 建築指導課・住宅課 民間建築物耐震改修等推進事業

### (1) 事業の概要

事業名(箇所名または細事業名)		
民間建築物耐震改修等推進事業		
事業実施の背景(必要性)及び概要(内容)		
(事業実施の背景) 大規模地震による建築物の倒壊被害から県民を守るため、昭和56年5月以前に建築された民間建築物の耐震診断や耐震改修に係る費用に対して補助を行い、耐震化を促進する。		
(事業の概要) 耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震化		
(進捗状況) <耐震化率> 住宅74%(平成25年度末)、多数利用建築物82%(平成27年度末)		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
(取り組み及び成果) 民間事業者又は所有者による耐震診断・耐震改修の費用に対し市町が補助した費用の一部を県が助成。 令和2年度に行う山口県耐震改修促進計画の見直しにおいて、最新の耐震化率を把握することとしている。		
誰のための事業か(受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	民間建築物の耐震化	民間建築物耐震改修等
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県地域防災計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画</li> <li>・山口県耐震改修促進計画</li> </ul>		
目的達成のための指標(KPI)等		
この事業ではKPI等の設定はされていない。		
遵守すべき(規制を受ける)法令等		

建築物の耐震改修の促進に関する法律
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

（２）予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	57,841	83,882	55,629
補正予算額（増減）	△21,552	△47,672	△26,169
継続費繰越額	1,673	27,926	5,270
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	37,962	64,136	34,730
決算額	9,870	58,427	11,275
翌年度繰越額	27,926	5,270	22,344
不用額	166	439	1,111

予算額及び決算額の著増減事項

執行予算額と決算額で次のように差異が発生している（平成 29 年度は 28,092 千円、平成 30 年度は 5,709 千円、令和元年度は 23,455 千円）。差異が生じる理由は主に大規模建築物の改修の有無、工事途中で地中に前回工事の基礎部分が埋まっている場合等である。また、工期変更に伴い、予算も繰越している。なお、繰越手続については、改修工事の延期により翌年度に予算を繰越す必要があったものである。

不用額の内容

例年 10 月～12 月に市町との打ち合わせにより抑制に努めているが、令和元年度は 1,111 千円の不用額となった。

（３）令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	10,596	耐震改修に対する補助金
旅費	445	講師旅費、職員旅費
その他	234	
合計	11,275	

## (4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	228	2.0%
その他	0	0.0%
一般財源	11,047	98.0%
合計	11,275	100.0%

## (5) 補助金・負担金等の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	補助金等名称	交付先名称
平成 29 年度	9,870	民間建築物耐震改修等推進事業費補助金	下関市外 11 者
平成 30 年度	58,427	民間建築物耐震改修等推進事業費補助金	下関市外 15 者
令和元年度	11,275	民間建築物耐震改修等推進事業費補助金	下関市外 16 者

## (6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算額と決算額の差異について担当者に差異理由を質問した。事業未完了報告書を閲覧した。</li> <li>・ 予算の翌年度繰越額について繰越手続の可否を確かめた。</li> <li>・ 補助金の執行状況を確認するために県の補助金額確定通知書を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業未完了 (遂行困難) 報告書</li> <li>・ 補助金額確定通知書</li> <li>・ 山口県耐震改修促進計画</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震改修促進計画が計画通り遂行されているか確認するために山口県耐震改修促進計画を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県耐震改修促進計画</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記 (2) 予算額と決算額の推移にあるとおり令和元年度の不用額について内容を確認した。</li> </ul>	

## (7) 監査の結果 (指摘事項) または意見

## 【意見】 山口県事務決裁規程の適用について (合規性)

本件、「多数利用建築物」に係る決裁を閲覧した結果、山口県事務決裁規程と相違する決

裁があった。

山口県事務決裁規程では補助金交付の決裁は補助金交付額が 3,000 千円未満であれば課長決裁で足りる。しかし、平成 30 年度山口県民間建築物耐震改修等推進事業費補助金 1,516 千円の交付について部長決裁がなされていた（平成 30 年度民間建築物耐震改修等推進事業費補助金 文書番号：平 31 建築指導第 99 号）。本来は課長決裁である案件について部長決裁までなされていること自体は上位決裁のため実質的に容認できるが、山口県事務決裁規程に従うと課長決裁で可能とされており、敢えて規程で課長とした趣旨を踏まえ規程遵守の徹底が望まれる。なお、そもそも規程の在り方として部長決裁を要求するべきと考えられるのであれば当該規程の改訂を視野に入れることも望まれる。

### 23. 土木建築部 建築指導課 応急危険度判定体制整備事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）	
応急危険度判定体制整備事業	
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）	
（事業実施の背景）	
大地震が発生し応急危険度判定が必要となった場合は、県内外を問わず被災地の災害対策本部の要請により、応急危険度判定士を招集し派遣する必要がある。	
【関係協議会の設立状況及び主な活動状況】	
《建物》	
平成 7 年 10 月	山口県建築物震後対策推進協議会設立
平成 8 年 1 月	「山口県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」制定
平成 8 年 3 月	判定士の養成・登録を開始
平成 8 年 4 月	全国被災建築物応急危険度判定協議会設立
平成 8 年 11 月	「山口県地震被災建築物応急危険度判定制度要綱」制定
平成 9 年 11 月	中国・四国被災建築物応急危険度判定協議会設立
平成 11 年 8 月	山口県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
平成 17 年 1 月	山口県被災建築物等危険度判定協議会へ名称変更、協議会に被災建築物部会及び被災宅地部会を置く
平成 23 年 12 月	山口県応急危険度判定協議会へ名称変更
平成 25 年 4 月	「山口県地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター登録要綱」制定
《宅地》	
平成 9 年 5 月	全国被災宅地危険度判定連絡協議会設立 判定士の養成・登録を開始

平成 11 年 7 月 中国・四国被災宅地危険度判定連絡協議会設立

【具体的内容】

- ・ 応急危険度判定は建築物と宅地の 2 種類がある。
- ・ 被災建築物応急危険度判定は、大規模な地震が発生した後、余震等による二次災害を未然に防止するため、地震により被災した建築物の被害の状況を応急で調査し、その結果を表示するもの。判定を行うのは、各都道府県で登録された被災建築物応急危険度判定士である。
- ・ 被災宅地危険度判定は、大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止するため、被災状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定するもの。判定を行うのは、各都道府県で登録された被災宅地危険度判定士である。
- ・ 建築物・宅地ともに、被災地の市町村又は県の要請により判定士を派遣する仕組みで、万が一、山口県内で大地震が発生し、応急危険度判定が必要となった場合は、市町の災害対策本部の要請により県内又は県外から応急危険度判定士を招集し応急危険度判定を実施することとなる。
- ・ 平成 28 年熊本県及び鳥取県で発生した地震時の経験を踏まえ、県下の判定体制の整備及び強化を図ることを目的に、平成 29 年度から令和元年度の 3 か年で事業を実施。
- ・ 実地訓練や判定士養成講習の実施、判定で使用する資機材（ゼンリン地図）の調達を行った。

(事業概要)

応急危険度判定活動に要する判定士講習会の開催等を実施

令和元年度の主な取り組み及び成果

(取り組み及び成果)

大規模な地震が発生した後の余震等による二次災害防止のための体制づくりとして、全国、中四国協議会への出席による情報提供、県内市町を含む連絡訓練の実施により有事の迅速性を担保することとしている。

被災建築物応急危険度判定制度においては、令和元年度までの累計受講者数は、コーディネーター養成講習 111 名、地震被災建築物応急危険度判定士養成講習を受講して判定士に新規登録した人数は 1,110 名となっている。また、実際の被害を想定した模擬訓練や講習会の開催による判定員の技術力維持に努め、建築物、宅地ともに応急危険度判定員や判定資機材の確保は出来ている。

誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
全県民	大規模地震二次災害防止	命と暮らしを守る体制づくり

関連する県の計画・施策等

- ・ やまぐち維新プラン⑩、重点施策 54
- ・ 山口県地域防災計画（「判定制度を確立」）

<p>目的達成のための指標（KPI）等</p> <p>被災建築物応急危険度判定士の目標人数 1,140 人</p> <p>【目標値の根拠】</p> <p>県の地域防災計画において、「震前マニュアル」に基づき県内で最大規模の建築被害（津波が原因による被害を除く）が発生することを仮定した場合の必要判定士数に基づいて決定している。</p> <p>被災宅地危険度判定士の目標人数 500 人</p> <p>【目標値の根拠】</p> <p>国土交通省「広域支援マニュアル」により、南海トラフ地震を想定した判定が必要な宅地の最大値から算出している。</p>
<p>遵守すべき（規制を受ける）法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定要綱（全国被災建築物応急危険度判定協議会）</li> <li>・山口県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱</li> <li>・山口県地震被災建築物応急危険度判定制度要綱</li> <li>・山口県地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター登録要綱</li> <li>・被災宅地危険度判定実施要綱（被災宅地危険度判定連絡協議会）</li> <li>・山口県被災宅地危険度判定士登録要綱</li> </ul>
<p>事業区分（継続事業又は新規事業）</p>
<p>継続事業</p>

（２）予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	949	628	587
補正予算額（増減）	△88	△62	△42
継続費繰越額	0	0	0
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	861	566	545
決算額	849	506	429
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	12	60	116



(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
一般需用費	282	判定資機材等 (ゼンリン地図、ラベルシール)
旅費	77	講師旅費等
報償費	52	講師謝礼
使用料・賃借料	18	会場使用料
合計	429	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	0	0.0%
その他	0	0.0%
一般財源	429	100.0%
合計	429	100.0%

(5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・決算額の執行状況を確認した。	・予算書 ・購入伺い ・納品書 ・請求書
有効性	・被災地での活動実績やコーディネーターの登録者数を確認した。 ・購入したステッカー及びラベルシールの活用方法について資料を閲覧し確認した。	・応急危険度判定士の確保に向けた広報に係るアンケート調査結果報告書 (令和2年1月実施) ・山口県被災宅地危険度判定士及び判定業務調整員の推移 ・山口県応急危険度判定士の属性
経済性・効率性	・決算額の各節について内容を確認した。	・予算書 ・購入伺い ・納品書

監査要点	実施手続	証憑書類等
		・請求書

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】請求書等日付について（合規性）

令和元年度（平成31年度）一般需用費の支出処理に係る証憑書類である「請求書」及び「納品書」の日付が空欄となっており、納入業者が実際に納品・請求した日付が客観的に確認できなかった。県側での購入・検収・受付・支払いにおける一連の手続は問題なく適正に実行されていた。しかし、「不正」とは日常にその「機会」があることによって、発生が可能となる。予算執行との兼ね合いから、日付が空欄の請求書については、期間の恣意的な変更が可能となる。「不正」の未然防止の観点からも、請求書等の日付が空欄となっている場合、取引業者に記入を指導し、適切な証憑書類等として要件を具備する必要がある。なお、証憑書類は、県民への説明責任を果たす前提となる基本的事項である。

#### 24. 土木建築部 建築指導課 土砂災害対策総合支援事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
土砂災害対策総合支援事業		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>土砂災害対策としては急傾斜地崩壊対策事業や治山事業等が中心とはなるが、これらの公共事業には保全人家10戸以上等の要件があるため、本事業は要件を満たさない小規模な区域にも適用できる点や、住民側からの自発的な取組を支援できる手法として必要性が高い。</p> <p>（事業概要）</p> <p>国の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく「がけ地近接等危険住宅移転事業」及び「建築物の土砂災害対策改修に関する事業」を活用し、市町が土砂災害特別警戒区域内等の危険住宅の移転や建築物の改修に対する補助を行い、その補助した市町に対して国、県が補助を行う。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>土砂災害特別警戒区域内の危険住宅（1件）の移転に係る補助を実施</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
山口県建築基準条例第7条に規定する擁壁を設けな	建物除却費用、建物建築助成費用（利子相当額の	市町が行う危険住宅の移転の促進に資する事業及び土砂

ればならない区域及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に住んでいる住民	み)、土砂災害対策改修費用	災害特別警戒区域内の建築物の土砂災害対策改修の促進に資する事業を推進し、危険住宅及び建築物の被害防止を図ることにより、がけ地の崩壊等から県民の安心・安全を確保することを目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑩、重点施策 54</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画（脆弱性評価に関連無し）</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
山口県国土強靱化地域計画該当事業でないことから KPI の設定なし		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第 3 条第 2 項・第 3 項、同法施行令第 80 条の 3</li> <li>・山口県建築基準条例第 7 条</li> </ul>		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,096	1,497	2,321
補正予算額（増減）	△1,907	724	△2,082
継続費繰越額	0	0	0
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	189	2,221	239
決算額	0	2,221	239
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	189	0	0

予算額及び決算額の著増減事項

令和元年度においては補助金の助成額が低い建物除却費が 1 件しか発生しなかったことから、予算と比較し実績が低くなっている。

直近 3 年の実績件数は平成 29 年度：0 件、平成 30 年度：2 件、令和元年度：1 件と、平均して年 1 件ほどで推移している。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	239	移転事業に係る市への補助金
合計	239	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	0	0.0%
その他	0	0.0%
一般財源	239	100.0%
合計	239	100.0%

(5) 補助金・負担金等の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	補助金等名称	交付先名称
平成 29 年度	0	山口県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	該当なし
平成 30 年度	2,221	同上	柳井市、平生町
令和元年度	239	同上	下関市

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>・ 閲覧及び担当者への質問を通して、補助金交付の事務手続及び支払手続が県の定める規則等に基づいて行われているかどうかの確認を行った。</p>	<p>・ 下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助事業に係る事業計画について (2019年8月22日)</p> <p>・ 令和元年度山口県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書 別記第1号様式 (添付資料として、事業計画書、収支予算書、がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳、位置図、見積書) (2019年8月22日)</p> <p>・ 令和元年度山口県がけ地近接等</p>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<p>危険住宅移転事業費補助金交付決定について(下関市)(決裁日 2019年 8 月 28 日)(添付資料として、補助金交付決定通知書 別記第 2 号様式、伺、補助金等の交付事務に係るチェックシート、山口県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 交付申請等審査用チェックシート、社会資本整備総合交付金交付決定通知書)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度山口県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の額の確定について(下関市)(決裁日 2020 年 3 月 23 日)(添付資料として、補助金交付額決定通知書 別記第 7 号様式、補助金等の交付事務に係るチェックシート、山口県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 交付申請等審査用チェックシート、検査調書、令和元年度山口県がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書、成果報告書、収支決算書)</li> <li>・令和元年度山口県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書 別記第 8 号様式(2020 年 3 月 26 日)</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧及び担当者への質問を通して事業の実施状況を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧及び担当者への質問を通して補助金交付の予算額と決算額の推移とその支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ

(7) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 補助制度の周知・浸透の徹底について（有効性）

当事業は国・市町が主導している事業であるものの、実際に補助制度を利用できる市町は県内に13市町しかない状況であり、山口県として当該制度を必要とする県民全員に直接的に当事業の活用を勧めることができない。しかし、土砂災害特別警戒区域に住む全住民（約35,000戸）は高齢化が進んだ地域も多く、ウェブ等を活用して適時に情報収集を自らの手で行うことには困難を伴う。すなわち、行政のホームページ（以下、「HP」という）上での情報収集が困難となっている可能性も高いことから、県作成のパンフレットのHP上の公表や市町の役所への関連資料の配布だけではなく、市町との連携を強化して、土砂災害特別警戒区域の各世帯に対し、よりの確な制度の周知を図るべきである。

25. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業（ハード事業）(54)

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
海岸防災事業（徳山下松港 周南市大島・杵島）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
（事業実施の背景） 高潮、津波、高波等からの人命・財産を防護、また、海岸侵食の脅威から国土を保全するため、「山口県海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を計画的に推進し、民生の安定を図る。		
（事業概要） ・堤防、護岸、津波防波堤等の新設及び改良を行う。 ・離岸堤、突堤、護岸等の新設及び改良を行う。		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
（取り組み及び成果） ・13港18地区において、「海岸保全基本計画」に基づく護岸、堤防等の整備を実施した。 ・国の示す想定最大規模の台風による、高潮浸水想定区域図作成について実施した。		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
高潮浸水想定区域に居住する住民	海岸保全施設	高潮、津波、高波等から人命、財産を防護し、海岸侵食の脅威から国土を保全すること。
関連する県の計画・施策等		
・やまぐち維新プラン <sup>⑩</sup> 、重点施策54 ・山口県海岸保全基本計画 ・山口県国土強靱化地域計画1-2、1-3、3-3、5-1、5-2、5-4、6-3、7-2、		

7-3、8-5
目的達成のための指標（KPI）等
浸水想定区域の指定の推進を図り、令和4年度までに瀬戸内海側の15市町について高潮浸水想定区域の指定を行うこととする。
遵守すべき（規制を受ける）法令等
・海岸法 ・水防法
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	711,270	717,570	774,900
補正予算額（増減）	31,500	0	△9,871
継続費繰越額	262,220	182,546	183,914
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	1,004,990	900,116	948,943
決算額	822,444	716,201	635,674
翌年度繰越額	182,546	183,914	313,267
不用額	0	1	2

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	527,976	小野田港（本港・大浜地区）護岸 三田尻中関港 防災ステーション
委託料	73,511	宇部港 高潮浸水想定 小野田港（本港・大浜地区）護岸
補償補填及び賠償金	0	
その他	34,187	事務費
合計	635,674	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	300,873	47.3%
その他	336,744	53.0%
一般財源	△1,943	△0.3%
合計	635,674	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (279,100 千円) 及び市町負担金 (57,644 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	58,922	指名競争入札	時盛建設 (株) 外
平成 30 年度	82,481	指名競争入札	チューケン (株) 外
令和元年度	43,876	地域活力型指名競争入札	時盛建設 (株)

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	徳山下松港 海岸高潮対策 (杓島江ノ尻) 工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 7 月 8 日～令和元年 12 月 20 日
工事請負内容	離岸堤消波ブロック製作 67 個・据付 120 個
契約方法	地域活力型指名競争入札 (地域活力型指名競争入札実施要領)
工事請負業者名	時盛建設 (株)
業者選定理由	同種工事の実績を有する管内の土木一式工事 A 等級業者
予定価格 (円)	48,303,200 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県設計標準歩掛表に基づき、歩掛に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	39,606,000 円 (税抜)
落札率 (%)	90.2%
最低制限価格 (円)	39,606,000 円 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	6 者入札 / 7 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 43,566,600 円 (税込) (変更後) 43,875,700 円 (税込)



(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

委託料については、事業 No. 26（海岸防災事業-ソフト事業）を参照

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

委託料については、事業 No. 26（海岸防災事業-ソフト事業）を参照

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・ 最低制限価格の設定方法を確認した。</li> <li>・ 指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・ 地域活力型指名競争入札実施要領を閲覧した。</li> <li>・ 入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・ 落札者（くじ結果）の決定過程を閲覧した。</li> <li>・ 工事請負契約書の内容を閲覧した。</li> <li>・ 工事の検査状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 最低制限価格決定調書</li> <li>・ 地域活力型指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・ 競争入札審査会</li> <li>・ 地域活力型指名競争入札実施要領</li> <li>・ 海岸工事業業者一覧</li> <li>・ 入札参加者指名調書</li> <li>・ 落札者決定通知書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> <li>・ 工事検査調書</li> <li>・ 工事成績評定表</li> <li>・ 段階確認書</li> <li>・ 立会写真</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事が設計どおりに施工されているか確認した。</li> <li>・ 事業再評価の結果及び費用・便益の算定過程を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年 10 月設計業務報告書</li> <li>・ 立会写真</li> <li>・ 再評価項目調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		・費用・便益算定資料
経済性・効率性	・事業再評価の費用対効果分析結果を確認した。	・再評価項目調書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】海岸防災事業期間について（有効性）

徳山下松港海岸対策は、昭和61年度から事業を開始しており、平成11年の台風18号による浸水被害を受けて防護水準を見直し、令和元年度も引き続き事業が継続されている。

山口県が5年に1度行う事業再評価によると事業終了年度は令和9年度（平成39年度）とされており、平成25年に行われた前回再評価時点では令和4年度（平成34年度）を予定していた。ここで当該徳山下松港は周南コンビナートを形成しており国際拠点港湾でもある中で護岸背後には住民及び重要な社会インフラを擁している。人命保護の公平性に鑑みると、規模の大小等で他の防災箇所との間に優先順位を安易に付け得るものではないが、いつ発災するか予測困難な中で、また想定を超える災害が生じやすい昨今において、重要拠点である本箇所でのこれ以上の期間延長は望ましくない。従って、可能な限り早期の事業完了を目指し、生命・財産の防護に資することが望ましく、県費の配分として一層重点的な投入の検討が必要であると考え。参考までに、徳山下松港における残事業に対して、令和元年度の投下資源に基づく残年数試算をしたところ（下表）、当該投下水準を維持した場合は令和9年度より前倒しでの事業完了が理論上は可能と試算される。

（参考：平成30年再評価項目調書より抜粋）

単位：百万円

総事業費 ①	既投資額 ②	残事業費 ③ (①-②)	年間事業費 ④ ※	残年数試算 ⑤ (③/④)
16,442	14,699	1,743	230	7.5年

※ 上表の年間事業費は令和元年度に投下した徳山下松港全体の事業費である。

## 26. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業（ソフト事業）(54)

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
海岸防災事業（宇部港（県内一円・高潮浸水想定））
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
（事業実施の背景） 高潮、津波、高波等からの人命・財産を防護、また、海岸侵食の脅威から国土を保全す

<p>るため、「山口県海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を計画的に推進し、民生の安定を図る。</p> <p>(事業概要)</p> <p>山口県沿岸の高潮浸水想定区域図を作成する。</p>		
<p>令和元年度の主な取り組み及び成果</p> <p>(取り組み及び成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13 港 18 地区において、「海岸保全基本計画」に基づく護岸、堤防等の整備を実施した。</li> <li>・国の示す想定最大規模の台風による、高潮浸水想定区域図作成について実施した。</li> </ul>		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
海岸付近の住民、海岸付近のインフラ (道路等) を使用する県民等	同左	高潮、津波、高波等からの人命・財産を防護、また、海岸侵食の脅威から国土を保全するため、「山口県海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を計画的に推進し、民生の安定を図る。
<p>関連する県の計画・施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑩、重点施策 54</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1 - 3</li> </ul>		
<p>目的達成のための指標 (KPI) 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設の整備については、令和元年度末時点の全体進捗として、山口県が管理する港湾海岸の整備済延長は 306km のうち 198km、整備率として約 65%となっている。</li> <li>・高潮浸水想定区域の指定については、作成した 15 市町の高潮浸水想定区域図に基づき、高潮特別警戒水位の設定に向けた作業に取り掛かっている。</li> </ul>		
<p>遵守すべき (規制を受ける) 法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸法</li> <li>・水防法</li> </ul>		
<p>事業区分 (継続事業又は新規事業)</p> <p>継続事業</p>		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	711, 270	717, 570	774, 900
補正予算額 (増減)	31, 500	0	△9, 871
継続費繰越額	262, 220	182, 546	183, 914

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	1,004,990	900,116	948,943
決算額	822,444	716,201	635,674
翌年度繰越額	182,546	183,914	313,267
不用額	0	1	2

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	527,976	小野田港（本港・大浜地区）護岸 三田尻中関港 防災ステーション
委託料	73,511	宇部港 高潮浸水想定 小野田港（本港・大浜地区）護岸
補償補填及び賠償金	0	
その他	34,187	事務費
合計	635,674	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	300,873	47.3%
その他	336,744	53.0%
一般財源	△1,943	△0.3%
合計	635,674	100.0%

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（279,100千円）及び市町負担金（57,644千円）である。

(5) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	21,998	指名競争入札	(株)オリエンタルコンサル ルタンツ

	決算額	契約方法	委託業者名
令和元年度	5,034	指名競争入札	(株)オリエンタルコンサルタンツ

(6) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	県内一円 津波・高潮危機管理対策緊急工事に伴う高潮浸水想定区域図作成業務委託 第1工区
契約期間	平成30年7月25日～令和2年3月31日
業務内容	高潮浸水想定区域図作成
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	(株)オリエンタルコンサルタンツ
業者選定理由	同種業務の実績を有する者を選定
予定価格（円）	44,816,760円（税込）※消費税及び地方消費税8%
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	12者入札/12者指名
落札率（%）	79.5%
委託金額（円）	（当初）35,650,800円（税込）※消費税及び地方消費税8% （変更後）46,033,660円（税込）

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査基準価格算出調書を読覧し、調査基準価格の算出過程を確かめた。</li> <li>業務委託契約書を読覧し、契約の過程を確かめた。</li> <li>指名競争入札の選定理由を質問し、業者の選定過程を確かめた。</li> </ul> 繰越手続の適切性を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査基準価格算出調書</li> <li>業務委託契約書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者に有効性に関する質問を行った。</li> <li>高潮浸水想定区域図を読覧した結果、問題と認められる事項は認識されなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮浸水想定区域図</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者に経済性・効率性に関する質問を行った。</li> </ul>	

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】建設工事に係る業務委託契約の入札制度について(有効性、経済性・効率性)

県では、建設工事に係る業務委託(設計・調査・測量業務等)について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている(地方自治法施行令第167条第1項)。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである(同令第167条第1項第1号)。

一方で、地方自治法第234条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年10月18日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」(以下、「品確法基本方針」という)によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質(技術的能力)が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている(品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる)。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、(条件付)一般競争入札(総合評価方式含む)を導入しているケースも見受けられる(その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している)。

以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討(運用指針となる実施要領等の整備を含む)が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものであり、本件事業の個別契約案件に対するものではないことを念のため申し添える。

## 27. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業 (55)

### (1) 事業の概要

事業名(箇所名または細事業名)
海岸防災事業(徳山下松港)
事業実施の背景(必要性)及び概要(内容)
(事業実施の背景) 老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸保全施設の効果的な補修、更新を計画的に推進し、国土の保全と民生の安定を図る。
(事業概要) 平成29年3月に策定した「山口県海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、国土交通省港湾局所管の海岸において、海岸堤防や排水施設等の効果的な補修、更新を計画的に推進

する。		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>(取り組み)</p> <p>9 港 10 地区において、「山口県海岸保全施設長寿命化計画」に基づく点検結果により、護岸、堤防、排水機場の老朽化対策について実施した。</p> <p>(成果)</p> <p>令和元年度海岸防災事業決算額は以下のとおりである。(単位：千円)</p> <p>由宇港：工事請負費 68,991</p> <p>岩国港：工事請負費 23,626、委託費 1,840</p> <p>三田尻中開港：工事請負費 35,350、用地補償費 2,390</p> <p>徳山下松港（2 地区）：工事請負費 42,612、委託費 2,000</p> <p>宇部港：工事請負費 44,921、委託費 1,815</p> <p>小野田港：工事請負費 35,200</p> <p>小松港：工事請負費 17,471、委託費 1,731</p> <p>油谷港：工事請負費 16,280</p> <p>山口港：全額繰越</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
海岸付近に居住する県民	海岸保全施設(海岸堤防、排水施設)	老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防や排水施設等の効果的な補修、更新を行う。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 55</li> <li>・「山口県土木建築部インフラマネジメント計画」の個別計画「山口県海岸保全施設長寿命化計画」</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-2、1-3、7-2、8-5</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
堤防、護岸等における要対策延長約 14km 中、平成 30 年度末時点の対策進捗約 1 km、進捗率約 7%		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
海岸法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	619,500	612,780	663,600
補正予算額 (増減)	△20,958	△1	0
継続費繰越額	228,354	163,362	130,423
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	826,896	776,141	794,023
決算額	663,534	645,718	444,073
翌年度繰越額	163,362	130,423	349,948
不用額	0	0	2

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	414,874	由宇港 排水施設・護岸補修 由宇港 排水施設・堤防補修
委託料	7,387	徳山下松港 排水施設・護岸補強
補償補填及び賠償金	2,390	三田尻中関港 護岸補修・移転補償
その他	19,422	事務費
合計	444,073	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	212,325	47.8%
その他	250,915	56.5%
一般財源	△19,167	△4.3%
合計	444,073	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (204,700 千円) 及び市町負担金 (46,215 千円) である。



(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	95,802	指名競争入札	(株) ムカエ
平成 30 年度	107,260	指名競争入札	(株) 高須組 外
令和元年度	53,550	指名競争入札	(株) 新笠戸ドック 外

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	徳山下松港海岸老朽化対策 (小深浦護岸) 工事第 1 工区
契約期間	令和 2 年 1 月 8 日～令和 2 年 5 月 29 日
工事請負内容	陸間補修 2 か所
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	(株) 新笠戸ドック
業者選定理由	同種工事の実績を有する県内の鋼構造物工事業者
予定価格 (円)	6,306,300 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。また、山口県の歩掛にないものは、積算に必要な歩掛を徴収し、見積徴収歩掛決定要領に従い見積を採用する。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	5,296,000 円 (税抜)
落札率 (%)	92.4%
調査基準価格 (円)	5,174,000 円 (税抜)
入札参加者数	4 者入札/4 者指名
請負契約金額 (円)	5,825,600 円 (税込)

(7) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	指名競争入札	(株) 三洋コンサルタント
平成 30 年度	13,950	指名競争入札	パシフィックコンサルタンツ (株) 外
令和元年度	2,000	指名競争入札	三井共同建設コンサルタント (株)

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	徳山下松港 海岸老朽化対策（堀川護岸）工事に伴う設計業務委託 第1工区
契約期間	令和元年8月2日～令和2年10月30日
業務内容	護岸設計一式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	三井共同建設コンサルタント（株）
業者選定理由	専門部門の登録及び技術士を有する土木関係コンサルタント業務 業者
予定価格（円）	8,618,500円（税込）
予定価格積算根拠	山口県設計標準歩掛表に基づき、歩掛に設計数量を乗じて積算し ている。
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	6,235,000円（税抜）
入札参加者数	20者入札/20者指名
落札率（%）	79.6%
委託金額（円）	（当初）6,858,500円（税込） （変更後）8,633,900円（税込）（変更契約2回後）

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・工事請負契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容及び起案手続を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書（見積集計表）</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・情報公開の状況を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための指標として、堤防、護岸等における要対策延長の内容及びその達成度合について質問した。</li> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、重点補修箇所との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>・当初予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県海岸保全施設長寿命化計画</li> <li>・管内における海岸保全施設図</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約及び業務委託契約について、仕様書、契約書、見積書、成果報告書、検査調書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>・業務委託変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】目標達成指標について（有効性）

目標達成のための指標として、堤防、護岸等における要対策延長が約14km存在していることが示されているが、周南港湾管理事務所において、点検結果に基づく要対策箇所については把握しているものの、指標となる要対策延長（距離）について把握できていない。当該指標については、本庁に確認すればすぐに分かる内容ではあるが、執行（出先）機関として常日頃から管内の老朽化対策に関する情報を共有しておくべきである。また、現場の状況は刻々と変化することもあり、出先機関から本庁へのフィードバックを含め、定期的に最新の状況を相互に把握することも望まれる。

【意見】要対策箇所の進捗について（有効性）

平成 28 年度に堤防、護岸等における要対策延長が約 14km と示されたが、平成 30 年度末時点での対策完了が約 1 km、進捗率約 7% という状況であり、数字上だけで見ると進捗度合いは低いと言える。県としても限られた予算枠において、最大限の努力のうえで困難な対策を進めている点も理解できるが、山口県国土強靱化地域計画（以下、「強靱化地域計画」という）における脆弱性評価の該当箇所として、本事業においては 4 項目列挙されている（上記（1）関連する県の計画・施策等参照）。

この点、要対策箇所において強靱化地域計画に記載される、起きてはならない最悪の事態が発生してからでは遅く防災・減災の点で効果が期待できない。要対策箇所の危険性を認識し、設計から工事完了まで数年単位の時間がかかることは過去の実績からも明白であり、やはり予算を重点的に配分することとなったとしても早急に対策を行うべきである。

また、山口県海岸保全施設長寿命化計画では、要対策箇所の完了の目標時期が明記されていない。この点についても時期を定めることが困難であることは理解できるが、計画上で目標を定めることにより上記の進捗率も向上し、目標設定があつてはじめて当該目標に向けた財源投下を検討できるはずである。したがって、変わることがあるとしても要対策箇所の完了目標時期を事業実施者として一義的には定めることが望まれる。

## 28. 土木建築部 港湾課 港湾環境整備事業

### （1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
港湾環境整備事業（防府市 新築地町 三田尻中関港）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>主には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用を確保するとともに、臨港地区就業者のための快適な就労環境・市民の憩いの場を提供する。</li> <li>・大規模地震発生時における広域輸送拠点（人・モノ）として機能する防災緑地等施設の整備を行う。</li> </ul> <p>（事業概要）</p> <p>耐震岸壁と一体的に機能する防災緑地の整備への取り組みを実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>防災緑地内の張芝工を実施した。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
地域住民及び港湾利用者	三田尻中関港	・災害発生時における防災拠点

		づくり ・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域活性化の促進
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・山口県地域防災計画第 4 章第 1 節第 4 項</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 2-1</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
令和 4 年度に防災緑地の整備を完了予定		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
港湾法 3 条の 3		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	22,050	70,350	70,980
補正予算額（増減）	8,399	△40,952	△10,080
継続費繰越額	56,999	14,365	0
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	87,448	43,763	60,900
決算額	73,082	43,763	60,899
翌年度繰越額	14,365	0	0
不用額	1	0	1

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	58,000	三田尻中関港 防災緑地
委託料	24	事務費
補償補填及び賠償金	0	
その他	2,875	事務費
合計	60,899	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	29,000	47.6%
その他	31,800	52.2%
一般財源	99	0.2%
合計	60,899	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (20,200 千円) 及び市町負担金 (11,600 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	44,633	指名競争入札	成長電機 (株) 外 2 者
平成 30 年度	42,364	指名競争入札	みどり建設 (株) 外 1 者
令和元年度	58,000	指名競争入札	大海電機 (株) 外 2 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平成 30 年度 三田尻中関港 港湾環境整備 (緑地 0 県) 工事 第 1 工区
契約期間	平成 31 年 3 月 8 日～令和元年 7 月 31 日
工事請負内容	床掘 70 m <sup>3</sup> 、配線 1,020m、配管 40m、照明灯設置 12 基
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	大海電機 (株)
業者選定理由	防府市内に主たる営業所を有し、電気工事の競争入札参加者資格を有する A 等級業者のうち、当該工事の見積依頼に対し、見積書の提出があったもの。
予定価格 (円)	18,598,680 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	16,900,000 円 (税抜)
落札率 (%)	98.1%
最低制限価格 (円)	該当なし

調査基準価格（円）	15,370,000円（税抜）
入札参加者数	6者入札/7者指名
請負契約金額（円）	18,252,000円（税込）

(6) - 2

契約名	平成30年度 三田尻中関港 港湾環境整備（緑地0県）工事 第2工区
契約期間	平成31年3月15日～令和元年8月30日
工事請負内容	排水設備工一式、パーゴラ工1基、縁石工514m、下層路盤1940m <sup>2</sup>
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	防府緑地建設（株）
業者選定理由	防府土木建築事務所管内（山口市、防府市）の造園工事の競争入札参加者を有するA等級業者のうち、当該工事の見積依頼に対し、見積書の提出があったもの。
予定価格（円）	18,307,080円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	15,126,000円（税抜）
落札率（%）	89.2%
最低制限価格（円）	15,126,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	12者入札/14者指名
請負契約金額（円）	16,336,080円（税込）

(6) - 3

契約名	平成31年度 三田尻中関港 港湾環境整備（緑地）工事 第1工区
契約期間	令和元年9月24日～令和2年1月31日
工事請負内容	透水性アスファルト舗装工2,162m <sup>2</sup>
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	榎倉産業（株）
業者選定理由	防府市内の施工実績のあるA等級業者5者、山口市徳地地域の施工実績のあるA等級業者2者の計7者

予定価格（円）	19,990,300円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	17,331,000円（税抜）
落札率（％）	95.4％
最低制限価格（円）	16,291,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	4者入札/7者指名
請負契約金額（円）	19,064,100円（税込）

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を読覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認した。</li> <li>・最低制限価格の設定方法を確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を読覧した。</li> <li>・工事請負契約書の内容を読覧した。</li> <li>・変更契約については変更理由及び変更に伴う設計価格を確認した。</li> <li>・工事の検査状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・見積書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> <li>・調査基準価格算定調書</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札結果登録</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・工事検査調書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事が設計どおりに施工されているか否か確認した。</li> <li>・当該事業の工事がどのように防災に寄与するか質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事引渡書</li> <li>・工事検査調書</li> <li>・立会写真</li> <li>・港湾環境整備施設計画（緑地計画の必要性）</li> </ul>



監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算システムに搭載のない工事単価について、3者以上の業者見積となっているか否か確認した。</li> <li>・工事変更契約について、変更や追加内容が必要性の高いものであり実施すべき追加工事であるか否か確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 見積書の不備（日付・有効期限）について（合规性）

上記(6)-2の本件「三田尻中関港港湾環境整備（緑地0県）工事第2工区」について、土木工事設計積算システムに搭載されていない規格について業者見積（3者）により設計単価としている。そのこと自体は規定に従った事務手続きであるが、入手した見積書を閲覧したところ、業者から提出された見積書には見積書提出年月日や見積有効期限が空白になっているものが散見された。当該見積書は予定価格の設計において用いられる情報であり、その時点での市場を踏まえて有効な見積価格を提示してもらって初めて入札に付す設計価格として意味を為すものであることからすると単に金額情報だけ収集出来ればよいとされるものではない。

今後は契約事務手続きの一環として業者から見積書を入手する際には契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。

## 29. 土木建築部 港湾課 港湾改修事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
港湾改修事業（徳山下松港）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>老朽化により港湾施設の機能が著しく低下しないように計画的な予防保全対策を実施することにより、適切な港湾機能を発揮させるとともに、利用者の利便性・安全性の向上を図る。</p> <p>（事業概要）</p> <p>老朽化した港湾設備の改修を行う。</p>
令和元年度の主な取り組み及び成果
<p>（取り組み）</p> <p>岸壁基礎杭の電気防食、防舷材設置及びタラップ設置を行った。</p>

(成果) 岸壁基礎杭の電気防食により、耐腐食進捗率を90%程度とした。		
誰のための事業か(受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
県民、港湾利用者	徳山下松港	老朽化
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策55</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画2-1、6-3</li> <li>・山口県港湾施設長寿命化計画</li> </ul>		
目的達成のための指標(KPI)等		
港湾改修事業は、「やまぐち維新プラン」における成果指標については設定していないが、「山口県港湾施設長寿命化計画」に基づき、対策費用のコスト縮減や平準化を図りながら対策を進めている。		
遵守すべき(規制を受ける)法令等		
港湾法		
事業区分(継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移(事業単位)

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	485,682	548,600	569,940
補正予算額(増減)	53,373	△24,787	△99,561
継続費繰越額	452,295	316,991	229,687
予備費充当額	0	0	0
流用額(増減)	0	0	0
執行予算額	991,350	840,804	700,066
決算額	674,357	611,116	571,831
翌年度繰越額	316,991	229,687	128,233
不用額	2	1	2

(3) 令和元年度決算額の主な内訳(事業単位)

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	524,864	三田尻中関港(三田尻地区)岸壁改良
委託料	24,757	徳山下松港(下松地区)臨港道路

節	決算額	主な内容
		宇部港（東見初地区）泊地
補償補填及び賠償金	0	
その他	22,210	事務費
合計	571,831	

(4) 財源の内訳（事業単位）

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	262,665	45.9％
その他	298,644	52.2％
一般財源	10,522	1.9％
合計	571,831	100.0％

（その他財源の説明）

その他財源は、県債の発行（249,700千円）及び市町負担金（48,944千円）である。

(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成29年度	73,859	指名競争入札	新吉産業（株）
平成30年度	35,095	指名競争入札	洋林建設（株） 外1者
令和元年度	79,554	一般競争入札及び指名競争入札	新吉産業（株） 外1者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	徳山下松港港湾改修（島田－7.5m岸壁）工事 第1工区
契約期間	令和1年9月5日～令和2年3月31日
工事請負内容	電気防食工49個、防舷材設置3基
契約方法	一般競争入札（地方自治法第234条）
工事請負業者名	新吉産業（株）
業者選定理由	該当なし
予定価格（円）	53,922,000円（税込）
予定価格積算根拠	山口県設計標準歩掛表に基づき、歩掛に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表

落札価格（円）	44,791,000円（税抜）
落札率（％）	91.4％
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	44,791,000円（税抜）
入札参加者数	5者入札
請負契約金額（円）	49,270,100円（税込）

(6) - 2

契約名	徳山下松港港湾改修（島田－7.5m岸壁）工事 第2工区
契約期間	令和2年3月11日～令和2年7月31日
工事請負内容	タラップ設置1基
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	光山興業（株）
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	2,171,400円（税込）
予定価格積算根拠	山口県設計標準歩掛表に基づき、歩掛に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	1,900,000円（税抜）
落札率（％）	96.3％
最低制限価格（円）	1,786,000円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	1者入札/6者指名
請負契約金額（円）	2,090,000円（税込）

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	4,048	指名競争入札	（株）ソイル・ブレーション 外1者
令和元年度	0	指名競争入札	入札手続中

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・工事の起工設計、入札、契約、工事完成までの県の起案書等を閲覧し、適切な手続のもとに業務が実施されているかどうか検討を行った。	・起案書
有効性	・該当工事による耐用年数の見込みについてヒアリングを行った結果、当初の港湾の耐用年数は50年であるが、この工事により今後50年程度の耐用年数延長が見込まれることを確認した。	
経済性・効率性	・工法を比較した資料を閲覧したところ、電気防食工事の工法の中から、費用対効果が高い工法を抽出して決定している。このため経済性及び効率性について問題はないものと判断した。なお、電気防食工以外の工法は、大規模な修繕工事となることから費用面で不利であるとの見解を得た。	

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

30. 土木建築部 港湾課 港湾既存施設有効活用促進事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
港湾既存施設有効活用促進事業（徳山下松港（下松市本浦のみ））
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>近年の災害の激甚化や公共土木施設の急速な老朽化に対応するため、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保が求められている。</p> <p>（事業概要）</p> <p>「やまぐち維新プラン」の重点施策55において、「社会インフラの老朽化対策の推進」として位置づけられており、これに基づき施設の補修、更新等を進めている。</p> <p>港湾既存施設有効活用促進事業は、国土交通省所管の防災安全確保を目的として事業を進めている。</p>
令和元年度の主な取り組み及び成果

<p>(取り組み)</p> <p>港湾既存施設有効活用促進事業では、その他老朽化対策も実施しており、施設の点検結果等を踏まえ、コスト縮減等を図りながら必要に応じて事業を実施している。</p> <p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防波堤設置 ・岸壁改修 ・防舷材改修</li> </ul> <p>当該事業である「徳山下松港 本浦防波堤」</p> <p>整備着手時可能隻数 38</p> <p>平成 30 年時点 49 (予算執行実績)</p>		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
洪水浸水想定区域住民	命と暮らしを守るインフラ再構築	生活空間の安全確保
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 55</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画</li> <li>・山口県土木建築部インフラマネジメント計画</li> <li>・山口県港湾施設長寿命化計画</li> </ul>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
<p>「やまぐち維新プラン」の重点施策 55 において、「社会インフラの老朽化対策の推進」として位置づけられており、これに基づき施設の補修、更新等を進めている。</p> <p>港湾既存施設有効活用促進事業は、国土交通省所管の防災安全確保を目的として事業を進めている。</p> <p><b>【具体的目標】</b></p> <p>小型船舶等を対象とした係留施設で、荒天時においても係留・荷役可能な船舶数を平成 30 年時点 66 隻から令和 4 年までに 100 隻とする。</p> <p>小型船係留施設の整備 (令和 4 年までの総事業費想定額)</p> <p>本浦防波堤 452,434 千円</p> <p>深浦防波堤 161,000 千円</p> <p>新港浮棧橋 90,000 千円</p> <p>当該事業である「徳山下松港 本浦防波堤」</p> <p>整備着手時可能隻数 38</p> <p>平成 30 年時点 49 (実績)</p> <p>令和 4 年 59 (予定)</p>		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾法</li> <li>・社会資本整備総合交付金交付要綱</li> </ul>		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		

継続事業
------

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	542,932	651,042	515,235
補正予算額 (増減)	19,333	△171,415	△115,241
継続費繰越額	316,834	172,289	252,717
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	879,099	651,916	652,711
決算額	706,809	399,198	491,278
翌年度繰越額	172,289	252,717	161,433
不用額	1	1	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	463,513	徳山下松港 (徳山地区) ポートビル 徳山下松港 (本浦地区) 防波堤
委託料	2,333	事務費
補償補填及び賠償金	0	
その他	25,432	事務費
合計	491,278	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	189,645	38.6%
その他	262,261	53.4%
一般財源	39,372	8.0%
合計	491,278	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (173,200 千円) 及び市町負担金 (89,061 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	142,381	一般競争入札	井森工業(株)
平成 30 年度	57,895	一般競争入札	井森工業(株)
令和元年度	100,825	一般競争入札	(株)高須組

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要

契約名	徳山下松港 港湾施設改良（笠戸島本浦防波堤 0 県）工事 第 1 工区
契約期間	平成 31 年 2 月 19 日～令和元年 8 月 9 日
工事請負内容	ケーソン進水・据付 1 函、基礎捨石 869 m <sup>3</sup>
契約方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条）
工事請負業者名	(株)高須組
業者選定理由	該当なし
予定価格（円）	71,452,800 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県設計標準簿掛表に基づき、歩掛に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	59,641,000 円（税抜）
落札率（%）	90.1%
最低制限価格（円）	59,641,000 円（税抜）
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	7 者入札
請負契約金額（円）	（当初）64,412,280 円（税込） （変更後）66,606,840 円（税込）

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・工事請負契約について、合規性を確認するために右記の資料を閲覧した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計審査書</li> <li>・入札スケジュール</li> <li>・競争入札審査会資料</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> </ul>



監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価入札方式に関する評価調書</li> <li>・「低入札価格調査」の実施について（通知）</li> <li>・総合評価入札方式に関する評価調書</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事変更設計書</li> <li>・工事検査調書</li> <li>・請負代金請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本総合整備計画 防災・安全交付金の目標を確認し、当該事業についての有効性を検討した。</li> <li>・工事完成時の「工事技術検査復命書」を閲覧し、工事が良好に実施されたことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格と落札価格の比較</li> <li>・変更計画の妥当性の検証</li> <li>・工事技術検査（完成）復命書</li> <li>・工事検査調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札時の「設計審査書」を閲覧し、「設計チェックシート」に従って設計書が作成されているかを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計書等添付資料一覧表</li> <li>・設計書チェックシート</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 工事設計時の添付書類の不備について（経済性・効率性）

工事の設計審査時に必要な審査資料は、チェックリストで確認する仕組みが出来ており、漏れの少ないよう事前防止できる統制が整備されている。本件、「徳山下松港 港湾施設改良工事」は、予定価格 71,452 千円である。港湾事務所で作成されているチェックリストによると、設計額が 50,000 千円以上の場合、建設コスト縮減計画表を作成し、添付するように定められている。設計審査書では、諸手続として、コスト削減計画表による審査が要求されている。審査書は担当者から各主任、各課長、次長そして所長の押印がされている。しかし、チェックリストの時点で、コスト縮減計画は「ノーデータ」とされており、作成されていなかった。担当者に確認したところ、前年度、前々年度と作成したが、「今回の工事内容が比較的単純であり、縮減率 0 であることが明らかであったため、作成

しなかった」とのことであった。しかし、コスト縮減計画表は作成するよう定められており、前年度及び前々年度において、作成した結果が縮減率0であったというだけで、今年度作成しなくて良いということにはならない。また、未作成ということ自体は担当者の判断ではなく、所長決裁の結果であるという回答であった。この点、審査書の表紙には当該計画表は「要」となっていることからすると、その添付のないことについて、結果的に押印（確認実施）者10人全員が何ら疑問を持たず見落としたこととなる。

公金（県民の税金）が投下され、実施する事業について、コスト縮減の評価をするのは当然の義務であり、毎年コスト意識を保持して業務に臨む必要がある。

### 31. 土木建築部 道路整備課 道路災害防除事業（54）

#### （1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
道路災害防除事業（笠戸島（下松市笠戸島））		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送を可能とするため、道路法面の防災対策の推進が必要である。また、大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、道路法面については、健全度の把握に努めるとともに、事前対策が必要となる。</p> <p>（事業の概要）</p> <p>平成30年7月5日～7日の豪雨（平成30年7月豪雨）により、下松市大字笠戸島尾泊内にある一般県道笠戸島線の背後斜面で幅35メートル、高さ20メートル、斜面長約42メートルの馬蹄型の地すべり性崩壊が発生した。本業務は、この斜面崩壊対策工の計画を行うための測量及び地質調査を行い、得られた結果を基に斜面崩壊対策の予備設計及び詳細設計のための業務である。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>県内各地において、道路の防災対策として法面保護工等を実施した。優先順位の高い箇所から随時実施している。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
一般県道笠戸島線利用者	豪雨土砂災害	豪雨災害により発生した土砂災害防止
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54</li> <li>・山口未来開拓ロードプラン</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画1-1、1-2、2-1、2-2、2-4、2-5、3-3、5-1、</li> </ul>		

5-2、5-4、5-5、6-3、8-4
目的達成のための指標（KPI）等
土砂災害の防止
遵守すべき（規制を受ける）法令等
特になし
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

（２）予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	389,701	408,777	444,412
補正予算額（増減）	472,500	976,500	444,412
継続費繰越額	771,009	580,280	374,850
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	1,633,210	1,965,557	2,119,292
決算額	1,052,930	665,527	1,072,139
翌年度繰越額	580,280	1,300,030	1,047,153
不用額	0	0	0

予算額及び決算額の著増減事項

執行予算額と決算額に差異があるが、工期変更に伴い、予算も翌年度に繰越しているためである。

（３）令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
委託料	185,756	調査・設計
工事請負費	865,826	法面工
その他	20,557	公有財産購入費・事務費
合計	1,072,139	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	531,049	49.5%
その他	541,000	50.5%
一般財源	90	0.0%
合計	1,072,139	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (541,000 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	13,500	指名競争入札	(株)東邦

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要

契約名	令和元年度 一般県道笠戸島線 道路防災 (防安交付金 修繕) 地繋工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 11 月 30 日
工事請負内容	L=35m、アンカー工 21 本、仮設工 1 式
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	(株)東邦
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定。予定価格が 3,000 万円以上なので本来一般競争入札のはずであるが、平成 30 年発災の災害復旧及び災害関連工事については、県の通達により、発注手続期間の短縮及び事務の簡素化を図るため、上限がなくなり、3,000 万円以上でも指名競争入札となっている。
予定価格 (円)	37,728,900 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	30,826,000 円 (税抜)

落札率 (%)	89.9%
最低制限価格 (円)	30,826,000 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	9者入札/15者指名
請負契約金額 (円)	33,908,600円 (税込)

(7) 用地補償費の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	補償事業	補償先
平成29年度	0	該当なし	該当なし
平成30年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	115	道路防災事業	下松市1件

(8) 用地補償費の概要

補償対象事業名	道路防災 (防交安交付金修繕)
起業者	山口県周南土木建築事務所用地課
土地建物等の所有者	下松市個人
補償理由	土地取得のため
補償契約締結日	令和元年12月5日
事業認定告示日	該当なし
収用委員会決裁日	該当なし
補償の内容	工事のための土地取得
補償額 (円)	114,640円
補償額積算根拠	山林の評価額

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を読覧した。</li> <li>・一般競争入札ではなく、指名競争入札となっている理由を質問した。</li> <li>・道路防災工事について令和2年10月現在の工事状況を質問した。</li> <li>・工事請負契約書の内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・工事請負契約書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・工事打合せ簿の内容を確認した。	・工事打合せ簿
有効性	・道路工事周辺地域住民の理解を得るための資料を閲覧した。	・工事のお知らせ
経済性・効率性	・工事請負変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。	・工事請負変更契約書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】工事打合せ簿の記載様式について（法規性、経済性・効率性）

工事請負契約に基づき請負工事を行う場合、通常工事打合せを事前に実施し、「工事打合せ簿」を作成することとなっている。そして、当該「工事打合せ簿」の上部に査閲者の押印欄があるが、総括監督員の箇所にも確認した証跡がなかった。担当者に質問したところ、「工事打合せ簿」の下部にも査閲欄があり、当該下部に総括監督員の押印がある場合は、上部にある総括監督員の押印を失念する可能性があるとのことであった。しかし、形式的であるとしても、「工事打合せ簿」作成の手続で上部に総括監督員の押印欄がある以上、押印は必要と見られ、逆に言えば、上部の総括監督員欄と下部の総括監督員欄が重複しているため、上部の総括監督員欄を削除して手続の効率化を図ることを検討することが望まれる。

また、同じく「工事打合せ簿」の記載様式で発議の内容を記載する「発議事項」の記載箇所（チェック箇所）があるが、当該請負工事に関する「工事打合せ簿」について発議事項のチェックがされていないものが3件あった。さらに、「工事打合せ簿」の記載様式で契約変更の有無を判断するために、契約変更の有無欄で「有」「無」のいずれかをチェックする手続が定められているが、当該請負工事に関する契約変更の有無について、「有」「無」のいずれかの口にチェックがされていないものが5件あった。これらは、定められた事務手続きから外れたものであり、改めて運用上は当該チェックの意味を確認し、必要であれば遺漏なく実施し、不要であるものは手続の効率化に向けた改善が望まれる。

なお、上述の確認押印漏れについては現在、国主導で行政手続きにおける押印省略化が進められていることを踏まえ、併せて県の手続の中でも検討が望まれる部分である。

## 32. 土木建築部 道路整備課 交通安全施設整備事業

### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
交通安全施設整備事業（新下関（停）稗田）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
（事業実施の背景） 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向

上、都市景観の向上等の観点から、電線類の地中化を円滑に推進する。

(事業概要)

平成 30 年度に第 7 期無電柱化推進計画が策定され、山口県では今後、当該計画に基づき電線管理者と調整・連携を図り、計画的かつ迅速に無電柱化を進めていく。

平成 30 年度は 2 事業について設計業務を実施予定である。

平成 31 年度以降も引き続き、計画に基づき電線共同溝事業を実施する。

令和元年度の主な取り組み及び成果

(取り組み)

優先順位の高い箇所から随時実施中である。

(成果)

県内各地において、電線共同溝の新設設計を実施した。

道路整備課の防災対策や道路施設の老朽化対策について、事業効果の数値的な検証はないが、電線共同溝の敷設を実施することにより、救急活動の円滑化や迂回路、避難路の確保に寄与している。

令和元年度は、一般県道新下関停車場稗田線 500 メートルの電線共同溝の整備について、予備設計及び測量成果をもとに、最適な構造・線形・施工方法の選定を行うことを目的とし、1.0 kmの詳細設計を予算計画どおり完了した。

誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	電線共同溝	電線共同溝の敷設

関連する県の計画・施策等

- ・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54
- ・やまぐち未来開拓ロードプラン
- ・山口県国土強靱化地域計画 1-1、1-2、2-1、2-2、2-4、2-5、3-3、5-1、5-2、5-4、5-5、6-3、8-4

目的達成のための指標 (KPI) 等

やまぐち維新プラン重点施策 54 防災・危機管理対策の強化に該当するが、KPI の設定はない。

遵守すべき (規制を受ける) 法令等

- ・電線共同溝の整備に関する特別措置法
- ・山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表 (平成 30 年度)
- ・国土交通省電気通信施設設計業務積算基準

事業区分 (継続事業又は新規事業)

継続事業

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	52,500	21,000	40,462
補正予算額 (増減)	0	0	27,788
継続費繰越額	42,912	0	11,580
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	95,412	21,000	79,830
決算額	95,412	9,420	30,233
翌年度繰越額	0	11,580	49,597
不用額	0	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	0	
委託料	29,468	調査・設計
その他	764	事務費
合計	30,232	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	14,881	49.2%
その他	15,273	50.5%
一般財源	78	0.3%
合計	30,232	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (13,800 千円) および負担金 (1,473 千円) である。

(5) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	2,532,816	指名競争入札	中電技術コンサルタント (株) 山口支社



	決算額	契約方法	委託業者名
平成 30 年度	9,999,720	指名競争入札	中電技術コンサルタント(株) 山口支社 外 1 者
令和元年度	12,289,200	指名競争入札	中電技術コンサルタント(株) 山口支社

(6) 令和元年度の委託契約の概要

契約名	一般県道新下関停車場稗田線 電線共同溝(防安交付金)・緊工事に伴う設計業務委託 第1工区
契約期間	令和元年5月25日～令和2年3月30日
業務内容	電線共同溝詳細設計 L=1.0km
契約方法	指名競争入札(地方自治法施行令第167条第1項)
委託業者名	中電技術コンサルタント(株) 山口支社
業者選定理由	県内において電線共同溝設計業務の実績を有している者を選定している。
予定価格(円)	12,234,200円(税込)
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格(円)	8,858,000円(税抜)
入札参加者数	12者入札/12者指名
落札率(%)	82.7%
委託金額(円)	(当初)10,115,600円(税込) (変更後)12,289,200円(税込)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	・委託業務の入札手続から、契約締結、業務完了引渡及び支払までの一連の業務について、右記証憑書類の閲覧及び担当者への質問を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場説明書</li> <li>・数量設計書</li> <li>・予定価格の決定について(起案書)</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・業務完了通知書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・成果品引渡書</li> <li>・委託料支払請求書</li> </ul>
有効性	・当該事業は、一般県道新下関(停)稗田線電	・入札情報

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>線共同溝を設置する際の、詳細設計を作成する業務である。実際の事業は、今回の事業で作成された「設計書」に従って、実行されるため、非常に重要な業務と位置づけられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者は、12 者の指名競争入札により選定されており、この12 者の選定基準は、過去15 年間に山口県内で電線共同溝の設計実績があること、必要資格の保持者が在籍していることである。従って、その条件を満たす者には、平等に受注機会が与えられることとなる。</li> <li>・また、実務で要求されるスキルは、現地調査と事業者間の調整であり、12 者の内、どの業者が落札しても成果品の品質は保証されているといえることから、当該事業は、有効に実施されていると言える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札調査資料</li> <li>・入札参加者指名調書</li> <li>・(入札) 質問書</li> <li>・管理術者及び照査技術者選任通知書</li> <li>・報告書</li> <li>・別冊資料</li> </ul>
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度事業は、一般県道新下停) 稗田線電線共同溝の工事に伴う設計業務であり、平成30 年度は、その「予備調査及び測量業務」について、9,999 千円で中電技術コンサルタント(株) に業務委託を行っている。</li> <li>・今年度の事業については、前年度の予備調査業務を段階的に進めていくべきという趣旨と、誰が落札しても品質は一定に保たれるとし、受注機会の平等性を尊重し、指名競争入札を実施している。その結果、予備調査を受託した「中電技術コンサルタント」が最低価格で落札し受注する結果となった。実質問題、「予備調査」を行った業者が受注する方が、既に予備知識があることから、業務が滞りなく、従って経済的かつ効率的に実施できると推察できることから、最低価格での落札も実現できたと考えられるため、当該事業は、経済的かつ効率的に実施されたと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札情報</li> <li>・競争入札調査資料</li> <li>・管理技術者及び照査技術者選任通知書</li> <li>・報告書</li> <li>・別冊資料</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

### 33. 土木建築部 道路整備課 道路災害防除事業（55）

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
道路災害防除事業（315号周南市杉ヶ峠）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>大規模災害における救助・救援活動や緊急物資輸送を可能とするため、トンネルの補修の推進が必要である。大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、トンネル等については、5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路寿命の長寿命化計画を策定し、計画に基づく修繕・更新の推進が必要である。</p> <p>（事業概要）</p> <p>県内各地のトンネル補修を実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>県内各地のトンネル補修を実施した。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
道路利用者	県道315号	トンネル等の補修を行い道路機能の維持を図る。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策55</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画1-1、1-2、2-2、2-4、2-5、3-3、5-1、5-2、5-4、5-5、6-3、8-4</li> <li>・やまぐち未来開拓ロードプラン</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
KPIの設定はない。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
道路法第35条の2第2項及び施行規則第4条の5の2（トンネルの点検補修）		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	862,734	889,393	1,146,240
補正予算額 (増減)	△161,901	832,122	338,821
継続費繰越額	207,749	327,382	612,374
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	908,582	2,048,897	2,097,435
決算額	581,200	930,446	1,481,098
翌年度繰越額	327,382	612,374	616,337
不用額	0	506,077	0

予算額及び決算額の著増減事項  
工事対象箇所が増加等による。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	335,432	調査・設計
工事請負費	1,100,081	道路防災工事
その他	45,585	公有財産購入費・事務費
合計	1,481,098	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	752,347	50.8%
その他	669,400	45.2%
一般財源	59,351	4.0%
合計	1,481,098	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (669,400 千円) によるものである。

## (5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	13,100	指名競争入札	山一電設 (株)

## (6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	令和元年度一般国道 315 号 (杉ヶ埜トンネル) 道路防災工事第 1 工区
契約期間	令和元年 11 月 13 日～令和 2 年 9 月 30 日
工事請負内容	トンネル照明工事 (LED) 67 台 配線配管工 1 式 道路照明 (杭外灯) 設置 2 台
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	山一電設 (株)
業者選定理由	主たる営業所を管内に有し、施工実績がある者を選定
予定価格 (円)	40,608,700 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価又は特別調査価格に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	29,980,000 円 (税抜)
落札率 (%)	81.2%
最低制限価格 (円)	該当事項なし
調査基準価格 (円)	32,932,522 円 (税抜) (低入札価格調査あり。低価格入札調査実施の結果、契約の内容に適合した履行がされると判断し、落札候補者として決定している。)
入札参加者数	4 者入札/15 者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 32,978,000 円 (税込) (変更後) 31,693,200 円 (税込)

## (7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	予定価格の決定、指名業者の選定、入札手続、	起案書等

監査要点	実施手続	証憑書類等
	低入札価格調査、契約から工事完成、支払手続が適切になされているかどうかについて、起案の閲覧、担当者への質問等を実施した。	
有効性	工事の有効性について、工事打合せ簿及び完成工事写真を閲覧して、工事の状況について確認した。	工事打合せ簿 完成工事写真
経済性・効率性	起工設計における単価設定について合理的になされているかどうかについて、起工設計書、単価設定根拠一覧表を閲覧して確認した。	起工設計書 単価設定根拠一覧

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

34. 土木建築部 道路整備課 橋りょう補修事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
橋りょう補修事業（光上関）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送を可能とするため、橋梁の耐震化の推進が必要である。</p> <p>大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については、5年に1回の頻度で定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく修繕・更新の推進が必要である。</p> <p>（事業概要）</p> <p>緊急輸送道路上に位置する橋梁や離島架橋等について、耐震補強整備を実施することにより、災害時の緊急輸送を確保する。また、山口県橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化した橋梁の点検、補修を行い、従来の事後的な修繕から予防的な修繕への政策転換を図る。</p>
令和元年度の主な取り組み及び成果
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>県内各地において橋梁の補修・補強を実施した。</p> <p>令和元年度橋りょう補修事業決算額中、工事請負は31箇所を実施され、1,535,154千</p>

<p>円、委託は 23 箇所、409,553 千円である。(継続費・繰越額除く)</p> <p>主な工事箇所は以下のとおりである。 (単位千円)</p>		
徳山下松 末武	工事請負費 285,602	委託費 21,293
山口宇部 阿知須	工事請負費 229,242	
191号 豊北町栗野	工事請負費 150,793	委託費 19,872
191号 豊北町阿川	工事請負費 124,313	委託費 30,045
角島神田 豊北町角島	工事請負費 100,000	
誰のための事業か(受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	耐震補強の必要な橋梁及び老朽化した橋梁	大規模災害時において道路の機能を発揮させるため、橋梁の耐震化、長寿命化整備を行う。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑩、重点施策 55</li> <li>・「やまぐち未来開拓ロードプラン」</li> <li>・「山口県橋梁長寿命化計画」</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-1、1-2、2-1、2-2、2-4、2-5、3-3、5-1、5-2、5-4、5-5、6-3、8-4</li> </ul>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
<p>山口県国土強靱化地域計画において、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うための重要業績評価指標 (KPI) が設定されている。</p> <p>山口県国土強靱化地域計画において設定された KPI は、</p>		
No. 35 橋梁の耐震補強実施数 (累計)	現状値 : 110 橋(平成 30 年)	目標値 : 150 橋(令和 6 年)
	令和元年度末実施数 : 118 橋	
No. 36 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	現状値 : 312 橋(平成 30 年)	目標値 : 550 橋(令和 6 年)
	令和元年度末実施数 : 370 橋	
遵守すべき(規制を受ける)法令等		
道路法第 35 条の 2 第 2 項及び施行規則第 4 条の 5 の 2		
事業区分(継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	5,957,444	6,020,104	6,590,087
補正予算額 (増減)	4	△148,205	776,831
継続費繰越額	3,203,867	2,165,292	2,171,226
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	9,161,315	8,037,191	9,538,144
決算額	6,995,992	5,865,958	5,805,656
翌年度繰越額	2,165,292	2,171,226	3,732,321
不用額	31	7	167

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	2,613,052	橋梁補修工事 外
委託料	1,715,090	設計業務 外
補償補填及び賠償金	21,882	用地費
使用料及び賃借料	9,795	用地費
公有財産購入費	1,851	用地費
その他	1,443,986	事務費
合計	5,805,656	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	3,030,951	55.6%
その他	1,958,000	33.7%
一般財源	816,705	10.7%
合計	5,805,656	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (1,958,000 千円) によるものである。



(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	48,400	一般競争入札	兼本建設(株)

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	平成 31 年度主要県道光上関線（中央橋）橋梁補修（防災・安全交付金 耐震）地方道工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 12 月 2 日～令和 2 年 10 月 30 日
工事請負内容	耐震補強 1 橋
契約方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条）
工事請負業者名	兼本建設（株）
予定価格（円）	134,839,100 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	110,062,000 円（税抜）
落札率（%）	89.8%
調査基準価格（円）	109,987,000 円（税抜）
入札参加者数	2 者入札
請負契約金額（円）	（当初）121,068,200 円（税込） （変更後）138,193,000 円（税込）（変更契約 2 回後） ※当該事業での支出は 134,999,700 円（税込）

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・ 積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか確認した。</li> <li>・ 調査基準価格の設定方法を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 業者見積書（見積集計表）</li> <li>・ 調査基準価格算出調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・工事請負契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・情報公開の状況を確認した。</li> <li>・一般競争入札における特別簡易型の選択について適用の可否を確認した。</li> <li>・工事請負変更後の契約額における予算の流用内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための指標として、耐震補強対象橋梁の整備状況、山口県橋梁長寿命化計画における橋梁点検計画一覧表の内容及びその達成度合について質問した。</li> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、重点補修箇所との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>・当初予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまぐち未来開拓ロードプラン」</li> <li>・「山口県橋梁長寿命化計画」</li> <li>・橋梁点検計画一覧表</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約について、仕様書、契約書、見積書、成果報告書、検査調書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>・工事請負変更契約について、工事変更設計書、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>・山口県橋梁長寿命化計画内の橋梁点検計画一覧表を閲覧し、管内の工事実施橋梁について点検結果の判定区分を確認し、当該工事の必要性について確認した。</li> <li>・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> <li>・橋梁点検計画一覧表</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

### 35. 土木建築部 道路建設課 道路改良事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
道路改良事業（434号周南市水越）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>救急活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備が必要である。</p> <p>（事業概要）</p> <p>大規模な自然災害等の発生に備え、災害に強い県づくりを進めるため、道路の防災対策等を進める。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>道路工事を進めることで、救急活動等の円滑化やう回路、避難路の確保に寄与している。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
地域住民、道路利用者等	一般国道434号（周南市水越）の道路整備	災害時等の救急活動や緊急物資の輸送、迅速な復旧活動を支援するため、災害時等のう回路や避難路となる生活道路の整備を進める。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54</li> <li>・山口県の道路整備計画「やまぐち未来開拓ロードプラン」</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
山口県国土強靱化地域計画 KPI：6 交通物流 37 計画期間内に整備を完了する国道・県道の延長 50 km		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
該当なし		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

## (2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	4,511,640	4,680,869	6,377,463
補正予算額 (増減)	△376,772	3,705,618	1,961,634
継続費繰越額	2,017,649	1,687,970	3,234,675
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	6,152,517	10,074,457	11,573,772
決算額	4,464,547	6,550,618	7,682,708
翌年度繰越額	1,687,970	3,234,675	3,891,055
不用額	0	289,164	9

予算額及び決算額の著増減事項

平成 30 年 7 月豪雨による災害の影響で先行工区の工事が遅れており、予算執行に影響を及ぼしている。

## (3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	6,319,883	バイパス整備等
委託料	596,273	設計業務委託等
公有財産購入費	53,918	用地取得
補償費	333,317	用地取得に係る補償
使用料及び賃借料	3,248	借地
その他 (事務費)	376,069	事務費
合計	7,682,708	

## (4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	3,881,656	50.5%
その他	3,797,500	49.4%
一般財源	3,552	0.1%
合計	7,682,708	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行（3,797,500千円）によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況（公共工事は選定箇所単位）

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	26,200	指名競争入札	(株)東和開発
平成 30 年度	109,992	指名競争入札及び随意契約	総合緑化(株) 外 2 者
令和元年度	151,184	一般競争入札、指名競争入札及び随意契約	(株)東和開発 外 3 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	令和元年度 一般国道 434 号 道路改良 (防災安全交付金・緊急) 工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 11 月 2 日～令和 3 年 1 月 29 日
工事請負内容	L=114m 掘削工 6,000 m <sup>3</sup> 防護柵工 150 m <sup>2</sup>
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	(株) 東和開発
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	48,846,600 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率 (%)	90.9%
最低制限価格 (円)	40,379,000 円 (税抜)
入札参加者数	2 者入札/15 者指名
請負契約金額 (円)	44,416,900 円 (税込)

(6) - 2

契約名	令和元年度 一般国道 434 号 道路改良 (防災安全交付金・緊急) 工事 第 2 工区
契約期間	令和元年 11 月 22 日～令和 3 年 1 月 29 日

工事請負内容	L=114m 法枠工 817m アンカー工 64本
契約方法	一般競争入札（地方自治法第234条）
工事請負業者名	（株）西日本産業
業者選定理由	該当なし
予定価格（円）	100,566,400円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率（％）	90.8％
調査基準価格（円）	83,064,000円（税抜）
入札参加者数	2者
請負契約金額（円）	91,374,800円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	6,114	指名競争入札	（株）ソイル・ブレン 外 1者
平成30年度	749	指名競争入札	谷村事務所(有)
令和元年度	0	該当なし	該当なし

（8）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【(6)-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び最低制限価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 指名競争入札が適切な手続のもで行われているか確認した</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもで行われているか確認した</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した</li> </ul> <p>【(6)-2】</p>	<p>【(6)-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 最低制限価格決定調書</li> <li>・ 入札参加者指名調書</li> <li>・ 指名通知書</li> <li>・ 特記仕様書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び調査基準価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 一般競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>【(6) -2】</li> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 特別調査単価決定書</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 調査基準価格算出調書</li> <li>・ 総合評価入札方式に関する評価調書</li> <li>・ 入札書</li> <li>・ 特記仕様書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧及び担当者への質問を通して事業の実施状況を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧及び担当者への質問を通しての予算額と決算額の推移とその支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】特記仕様書の記載項目について（有効性）

設計図書に含まれる特記仕様書の中に、契約の履行に関する重要事項よりも、一般的な注意事項の方が数多く見られた。ここで、一般的な共通仕様書の内容を補足する個別の要求事項や注意事項等を特記仕様書に示すこと自体は国土交通省（国）においても実施されているところである。

しかしながら、上記のように一般的な内容の注意事項の方が多い場合には、特記仕様書の性質としては適切性を欠くとも考えられることから、特記仕様書は主に設計図書に関わる重要事項で構成され、契約義務の履行状況の検査において運用されることが望まれる。

### 36. 土木建築部 道路建設課 防衛施設周辺整備事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
防衛施設周辺整備事業（蜂ヶ峯公園線 玖珂郡和木町）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>防衛施設の設置、運用によって周辺住民の生活に影響が及ぶ場合に、周辺住民の生活の安定を図るための道路の整備が必要である。</p> <p>（事業概要）</p> <p>大規模な自然災害等の発生に備え、災害に強い県づくりを進めるため、道路の防災対策等を進める。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>玖珂郡和木町において、道路の整備工事のうち調査業務・トンネル詳細設計業務を進めた。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
地域住民、道路利用者等	一般県道蜂ヶ峯公園線（和木町瀬田～和木）の道路整備	防衛施設に関連する事故や大規模災害時等において、蜂ヶ峯総合公園への円滑な避難や、蜂ヶ峯防災広場から県東部地域への物資等の確実な補給のため。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・山口県の道路整備計画「やまぐち未来開拓ロードプラン」</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
山口県国土強靱化地域計画 KPI：6 交通物流 37 計画期間内に整備を完了する国道・県道の延長 50 km		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
該当なし		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		



## (2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	353,582	201,853	202,594
補正予算額 (増減)	△96,095	0	2,086
継続費繰越額	97,336	20,958	64,035
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	354,823	222,811	268,715
決算額	333,865	158,776	142,341
翌年度繰越額	20,958	64,035	126,374
不用額	0	0	0

## (3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	46,167	拡幅工事等
委託料	80,335	設計業務委託等
補償費	4,243	用地取得に係る補償
その他 (事務費)	11,596	事務費
合計	142,341	

## (4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	102,125	71.7%
その他	0	0.0%
一般財源	40,216	28.3%
合計	142,341	100.0%

## (5) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	47,667	指名競争入札	アジア航測(株) 外2者
平成 30 年度	21,900	指名競争入札	(有) 泉土木コンサルタン

	決算額	契約方法	委託業者名
			ト 外3者
令和元年度	80,335	指名競争入札	(株)異設計コンサルタント ト 外1者

(6) - 1 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	平成31年度一般県道蜂ヶ峯公園線防衛道路周辺道路整備工事に伴う調査業務委託 第1工区
契約期間	令和元年7月24日～令和2年10月30日
業務内容	地質調査業務 機械ボーリング15本、標準貫入試験313回、解析等調査1業務
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	(株)異設計コンサルタント
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	36,461,700円（税込）
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	26,777,000円（税抜）
入札参加者数	12者入札/12者指名
落札率（%）	95.0%
委託金額（円）	（当初）34,650,000円（税込） （変更後）41,618,500円（税込）

(6) - 2

契約名	平成31年度一般県道蜂ヶ峯公園線防衛道路周辺道路整備工事に伴うトンネル詳細設計業務委託 第2工区
契約期間	令和元年10月3日～令和2年10月30日
業務内容	設計業務 山岳トンネル詳細設計 147m
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	大日本コンサルタント(株)
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	25,278,000円（税込）
予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	18,292,000円（税抜）
入札参加者数	21者入札/21者指名
落札率（%）	79.6%

委託金額（円）	20,121,200円（税込）
---------	-----------------

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【(6) - 1、2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び調査基準価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 指名競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した</li> <li>・ 予算の繰越が適切な手続のもと行われているか確認した</li> </ul>	<p>【(6) - 1、2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格決定調書、稟議書「予定価格の決定について及び調査基準価格」</li> <li>・ 入札参加者指名調書、稟議書「入札参加者の指名等について」</li> <li>・ 業務委託契約書、作業計画書、稟議書「業務委託契約の締結について」</li> <li>・ 稟議書「業務委託変更契約の締結について」、業務委託変更契約書、作業計画書</li> <li>・ 支出負担行為票、繰越に係る支出負担行為変更調書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧及び担当者への質問を通して事業の実施状況を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧及び担当者への質問を通して補助金交付の予算額と決算額の推移とその支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>	上記【合規性】に同じ

（8）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】委託期間延長の適正性について（合規性）

本件、「トンネル詳細設計業務委託 第2工区」の期間延長に伴う契約変更に関して、業者から提出された委託期間延長申請書には、「地元との調整に不測の日数を要したため」と記載されているのみであった。そして、当時どのような経緯で延長に至ったかについて県内部で検討された資料が残されていない状況である。この点、委託期間の延長を要する当時の状況について、口頭でのやり取りは窺えるものの、客観性に乏しく契約変更手続に疑念が残ることから、契約変更時の検討項目（工期の延長期間の妥当性の検討、打合せ簿に詳細な状況を記載する等）を明確化させるべきである。

### 37. 土木建築部 河川課 河川整備基本方針調査事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
河川整備基本方針調査事業（平田川河川整備基本方針調査）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>河川法に基づく河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）と河川整備計画（具体的な河川整備に関する事項）の策定を行い、治水、利水及び環境の総合的な整備を適正かつ計画的に推進する。</p> <p>（事業概要）</p> <p>河川整備基本方針策定において、河川の現況を把握するための基礎資料となる測量業務・調査業務を実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>平田川河川整備基本方針策定に伴う測量業務を完了した。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
県民	県内河川	河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）と河川整備計画（具体的な河川整備に関する事項）の策定を行い、治水、利水及び環境の総合的な整備を適正かつ計画的に推進することを目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・河川整備基本方針</li> <li>・河川整備計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
現在適時河川整備基本方針、河川整備計画を策定している段階であり、成果指標は設定されていない。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
河川法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

## (2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	26,775	18,743	26,720
補正予算額 (増減)	0	0	0
継続費繰越額	27,799	21,974	0
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	54,574	40,717	26,720
決算額	32,599	40,717	8,870
翌年度繰越額	21,974	0	17,149
不用額	1	0	701

不用額の内容

令和元年度は主に新型コロナウイルス感染症の影響により、山口県河川委員会による専門家等との協議 (3月開催予定分) 中止による運営費の不用分である。

## (3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
委託料	8,870	平田川河川整備基本方針調査外
合計	8,870	

## (4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	0	0.0%
その他	0	0.0%
一般財源	8,870	100.0%
合計	8,870	100.0%

## (5) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	4,800	指名競争入札	八千代エンジニアリング (株)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 30 年度	18,588	指名競争入札	(株) ヤマコン 外 1 者
令和元年度	8,211	指名競争入札	日本工営 (株) 外 1 者

(6) - 1 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平田川河川整備基本方針策定業務委託 第 1 工区
契約期間	令和 2 年 1 月 28 日～令和 2 年 3 月 31 日
業務内容	河川整備基本方針策定 平田川水系河川整備基本方針策定 1 式
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
委託業者名	日本工営 (株)
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①県内に営業所があり、土木関係建設コンサルタント業務の等級が A 等級であること ②指名停止期間中でないこと ③経営状況が著しく悪化していると認められないこと及び休業中でないこと ④以下の項目に配慮し業者を選定 ・同種業務の業務実績 ・専門の技術力 ・受注機会の平準性 ・見積書提出の有無 ⑤電子入札の利用者登録を行っていること
予定価格 (円)	23,491,600 円 (税込)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	16,993,000 円 (税抜)
入札参加者数	20 者入札/20 者指名
落札率 (%)	79.6%
委託金額 (円)	18,692,300 円 (税込)

(6) - 2

契約名	平田川河川整備基本方針策定に伴う測量業務委託 第 2 工区
契約期間	令和 2 年 1 月 28 日～令和 2 年 3 月 31 日
業務内容	測量業務 1 式 河川縦横断測量 1 km

契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	（株）ヤマコン
業者選定理由	指名競争入札参加者は以下項目に該当する者より選定している。 ①県内に主たる営業所があり、測量業務の等級がA等級であること ②指名停止期間中でないこと ③経営状況が著しく悪化していると認められないこと及び休業中でないこと ④周南土木建築事務所管内に主たる営業所を有すること ⑤以下の項目に配慮し業者を選定 ・同種業務の業務実績 ・専門の技術力 ・受注機会の平準性 ⑥電子入札の利用者登録を行っていること
予定価格（円）	2,492,600円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	5者入札/5者指名
落札率（％）	94.9％
委託金額（円）	（当初）2,365,000円（税込） （変更後）2,610,300円（税込）

（7） 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を読覧した。</li> <li>・最低制限価格の決定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を読覧した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・業務委託契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査状況及び成果品を確認した。</li> <li>・ 委託業務成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県業務委託成績評定要領</li> <li>・ 業務委託成績評定表</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業背景、事業内容などについて質問をするとともに、工事内容について確認した。</li> <li>・ 河川整備基本方針の概要及び現在の進捗について質問した。</li> <li>・ 河川整備計画の概要及び現在の進捗について質問した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事進捗について質問した。</li> <li>・ 変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事履行報告書</li> <li>・ 業務委託変更契約</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】河川整備基本方針及び河川整備計画について（経済性・効率性）

本事業は、河川整備基本方針又は河川整備計画を策定しようとする河川において河川の現状を把握するための調査事業であり、調査業務完了後適時に河川整備基本方針又は河川整備計画を策定していくこととなる。ここで、山口県管理河川における河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については平成 13 年より開始され、現在策定対象である県内 51 水系のうち調査業務が完了し河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が完了しているものは、河川整備基本方針で 39 水系、河川整備計画で 36 水系である。そして、これらのうち、整備工事に着手していない河川も存在する状況である。

河川整備は一般的に大規模工事が予定されているため、当然調査期間は長期となることは想定できる。また、その後に行われる整備工事も当然工事は長期化し、かつ、多額の予算を要する可能性が高い。そのため、現時点で計画策定が完了している工事の多くは整備対象区間の整備に要する期間が 10 年から 30 年を予定している。

河川の整備は自然災害対策として非常に重要であり、治水や利水並びに環境の総合的な整備を進める河川整備基本方針及び河川整備計画策定の重要性は理解できる。しかし、上記のような河川整備の性質を考慮すると、今後予定されている河川整備基本方針及び河川整備計画が全て策定され、その後整備工事が全て完了するためには長い期間と多額の予算が必要と考えられ、現時点で完了を明確に想像することは困難である。また、整備工事が開始されても、整備工事は限られた予算の中で基本的に個々の工期が長く、多額の予算が必要となるため、河川整備基本方針策定後も河川によっては河川整備計画が策定され工事に着手されるまでの期間が非常に長期となる可能性がある。その結果、河川環境は経年変化し、近



年調査した結果が工事開始時期においても有効かつ適切なものとして十分性を維持しているか疑問が残る。

未だ河川整備計画策定が全て完了しておらず、現時点では河川整備事業の全貌は判明されていないが、現実的に整備工事完了までに長期間を要する現在の方針及び計画はやはり計画的な事業進捗管理を要し、特に防災上の観点からも、計画の中でより緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。

**【意見】 工期延長の適正性について（合規性）**

上記平田川河川整備基本方針策定業務委託第1工区の契約期間について、当初は着手期日（令和2年1月28日）完成期日（令和2年3月31日）であったが、その後契約期間が延長され変更後は完成期日が令和3年3月31日となった。また延長を必要とする主な理由は実施する環境調査のうち、現地調査（植物）については秋に実施する必要があることから工期の延長が必要となるとのことである。

契約期間については当然やむを得ない理由により変更（延長）を行うことはあると考えられる。しかし、本件業務委託契約においては、変更後契約期間全体で440日間を要する業務を当初は75日間で完成させる予定であり、当初契約期間により完成可能であったと合理的に判断できていたかは疑問であり、当初より変更ありきであったと見られかねない。また、変更理由も作業着手前に相当程度想定しておくべきものと考えられ、やむを得ない理由であるかも疑問が残る。

この点、会計年度独立の原則から、繰越業務と見込まれるものの一旦年度内契約期間を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に本来必要な契約期間変更の手続きを採ったものと考えられる。このことは、設計（変更設計）において適正な契約期間を設定するという原則を曖昧なものにしていると言わざるを得ない。当初より繰越業務と見込まれるものであるならば当該事実を適切に認識し、当初より適正な契約期間及びそれに基づく予定価格等を設定し、受注業者が工事の品質確保（防災上施工不良等が生じないこと）に十分対応し得るように事務手続きを検討するべきである。

**【意見】 委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）**

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報と

して蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

### 38. 土木建築部 河川課 河川情報基盤緊急整備事業

#### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
河川情報基盤緊急整備事業		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>水防法において、河川管理者は、洪水により相当な損害を生じる恐れのある河川を水位周知河川等に指定した河川について、水位情報を市町や一般に周知することとされている。災害から県民の命を守るためには、行政機関が発する防災情報をもとに、県民に的確な避難行動を促すことが重要である。</p> <p>そのための県の取組として、迅速かつ的確な住民避難に資するよう、「山口県土木防災情報システム」を構築し、気象情報や雨量、河川水位、洪水予報、土砂災害情報等の提供に加え、気象庁の洪水警報の危険度分布や市町のハザードマップなどの防災情報にも容易にアクセスできるようにしている。また、住民自らがあらかじめ登録した地点の河川水位が基準値を超えたときなどに自動でメール発信する山口県防災情報メールも運用し、住民にとって身近で、より個別具体的な防災情報の提供も行っている。</p> <p>（事業概要）</p> <p>雨量局、水位局等を設置し、観測情報の充実を図るとともに、これらの情報を一元管理し、県民や防災関係者に提供を行う「山口県土木防災情報システム」の構築を行う。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>計画的に通常水位局等の整備を実施（通常水位局を 118 箇所、雨量局を 138 箇所整備済）し、防災情報の強化を図っている。</p> <p>令和元年度河川情報基盤緊急整備事業決算額は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木防災情報システム改修工事 79,480 千円（当該事業分）</li> <li>・簡易型水位計 5 基設置 10,424 千円（当該事業分）</li> <li>・無線機器更新 1 基 2,190 千円</li> <li>・水位局設置等工事 45,980 千円（令和元年度起工のみで決算額はなし）</li> </ul>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
県民、県下市町	土木防災情報システム	雨量局、水位局等を設置し、観

	水位局、雨量局	測情報の充実を図るとともに、これらの情報を一元管理し、提供を行う「山口県土木防災情報システム」の構築を行う。
関連する県の計画・施策等		
・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54		
目的達成のための指標（KPI）等		
近年、県内でも大規模な浸水被害が発生していることから、今後も市町と連携し、水位周知河川の追加指定と通常水位局の整備に加え、簡易型水位計の整備により、水位情報等を一層充実させ、県民的確な避難行動につなげる必要がある。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
水防法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	157,500	147,000	484,800
補正予算額（増減）	0	0	△180,600
継続費繰越額	169,686	113,100	2,190
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	327,186	260,100	306,390
決算額	214,086	257,909	97,690
翌年度繰越額	113,100	2,190	208,699
不用額	0	1	1

予算額及び決算額の著増減事項

補正予算における大幅な減額は、当初見込んでいた国の補助が減少したためである。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	89,904	土木防災情報システム設備更新
委託料	2,190	土木防災情報システム無線機器更新

節	決算額	主な内容
		業務委託
その他	5,596	
合計	97,690	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	91,095	93.2%
その他	6,500	6.7%
一般財源	95	0.1%
合計	97,690	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (6,500 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	89,904	一般競争入札 指名競争入札	西日本電信電話 (株) 外

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	管内一円 河川情報基盤緊急整備工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 11 月 29 日～令和 2 年 3 月 31 日
工事請負内容	土木防災情報システム改修工事
契約方法	一般競争入札 (地方自治法第 234 条)
工事請負業者名	西日本電信電話 (株)
業者選定理由	県内に事業所を有する者で同種業務の施行実績がある者
予定価格 (円)	85,616,300 円 (税込)
予定価格積算根拠	見積徴収後、決定単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	77,500,000 円 (税抜)
落札率 (%)	99.6%

調査基準価格（円）	71,576,000円（税抜）
入札参加者数	1者入札
請負契約金額（円）	85,250,000円（税込） ※当該事業での支出は79,480,280円（税込）

(6) - 2

契約名	管内一円 河川情報基盤緊急整備工事 第2工区
契約期間	令和2年2月3日～令和2年3月31日
工事請負内容	簡易型（危機管理型）水位計設置工事
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	（株）協和エクシオ
業者選定理由	県内に営業所を有する者で業務に必要な技術力を有すると認められる者の内、見積書を提出した者
予定価格（円）	10,936,200円（税込）
予定価格積算根拠	見積徴収後、決定単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	9,850,000円（税抜）
落札率（%）	99.1%
調査基準価格（円）	8,845,000円（税抜）
入札参加者数	2者入札/3者指名
請負契約金額（円）	（当初）10,835,000円（税込） （変更後）11,000,000円（税込）（変更契約1回後） ※当該事業での支出は10,424,000円（税込）

(6) - 3

契約名	管内一円 山口県土木防災情報システム水位局設置等工事 第1工区
契約期間	令和2年4月13日～令和2年9月30日
工事請負内容	水位局設置等工事
契約方法	一般競争入札（地方自治法第234条）
工事請負業者名	日本無線（株）
予定価格（円）	47,210,900円（税込）
予定価格積算根拠	見積徴収後、決定単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	41,800,000円（税抜）

落札率 (%)	97.4%
調査基準価格 (円)	38,505,000 円 (税抜)
入札参加者数	1 者入札
請負契約金額 (円)	45,980,000 円 (税込)

(7) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	152,000	随意契約・指名競争入札	西日本電信電話 (株) 外
令和元年度	2,190	随意契約	日本無線 (株) 山口営業所

(8) 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	管内一円 河川情報基盤緊急整備工事に伴う無線機器更新業務委託 第 2 工区
契約期間	令和 2 年 3 月 9 日～令和 2 年 3 月 31 日
業務内容	無線機器更新業務
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託業者名	日本無線 (株)
業者選定理由	水位雨量局の構造、無線機器の仕様・構成等を熟知し、現地での作業を安全に実施する知識・技能及び機動力が必須であることから、当業務を遂行できる者は、山口県土木防災情報システムの運用開始から水位局等の年間保守点検業務を継続かつ現在も実施中である日本無線(株)のみである。
予定価格 (円)	2,190,100 円 (税込)
予定価格積算根拠	見積徴取後、決定単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
委託金額 (円)	2,190,100 円 (税込)

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・ 積算システムに搭載されていない単価につ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 業者見積書 (見積</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>いては業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・随意契約について、理由内容を確認し、規定に適合しているか確認した。</li> <li>・工事請負契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・情報公開の状況を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<p>集計表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・随意契約理由書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木防災情報システムの稼働状況を確認し、運用状況について質問を行った。</li> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、水位局、雨量局等の整備実施状況との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>・当初予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木防災情報システム</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約及び業務委託契約について、仕様書、契約書、見積書、成果報告書、検査調書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>・工事請負変更契約について、工事変更設計書、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

**【指摘事項】 予算の流用について（合規性）**

工事請負契約において、「管内一円 河川情報基盤緊急整備工事第1工区」の請負額は85,250千円、「管内一円 河川情報基盤緊急整備工事第2工区」の変更後の請負額は11,000千円（合計96,250千円）である。また、河川情報基盤緊急整備事業における工事請負費の決算額は、各79,480千円と10,424千円（合計89,904千円）である。請負額と決算額の差額合計にあたる6,345千円は土木防災情報システム保守点検事業予算を合併している。

当該理由はこの第1工区及び第2工区工事は再編関連事業予算が充てられており、交付額が地方事務費を含めて90,000千円であり、再編交付金という特殊要因のため増額手続きが難しく、別事業の予算を合併したものである。

上記を踏まえると、決算額において、当該差額6,345千円は別事業の決算額に吸収され、実際の事業費が決算額からは不明となる。一見すると、決算上は当初予算内で当該事業が完了したようにも見えるが、実際には予算超過となっている。予算統一の原則（地方自治法第216条）に鑑み、結果を正しく把握するためにも予算の変更等の手続きを採り、正しい事業内容（執行予算に対する決算額）を開示すべきである。

**【指摘事項】 契約に係る情報の公表について（合規性）**

監査対象である委託契約「管内一円 河川情報基盤緊急整備工事に伴う無線機器更新業務委託 第2工区」は、契約の内容等の情報が公表されていなかった。

この点、公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務等について必要な事項が定められている「公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」（平成13年4月1日施行、平23技術管理第706号の1平成24年3月29日付一部改正）によれば以下のように規定されている（抜粋）。

**3 入札及び契約の過程並びに契約内容の公表**

入札及び契約の過程並びに契約内容の公表は、次のとおりとする。

**(1) 公表対象**

次に掲げる工事及び業務委託（工事関係）を対象とする。

イ 随意契約により行うもののうち、予定価格が工事にあつては250万円、業務委託（工事関係）にあつては100万円を超えるもの

**(2) 公表内容**

ケ 契約の内容

コ 随意契約の場合の相手方の選定理由

サ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更契約の内容及び変更理由

**(5) 公表時期**

イ 上記(2)のケ～サについては、契約締結後（仮契約を含む。）、速やかに公表する。



(6) 公表終期

公表した日の属する年度の翌年度末まで公表する。

当該規定によれば、本件の業務委託契約は、予定価格が2,190,100円(税込)であり公表の対象であった。なお、同様の公表漏れは他事業でも生じており、改めて情報の公表に係る事務取扱についての周知徹底を図ることが必要である。

【意見】 1者応札・1者応募の改善について(経済性・効率性)

本事業においては、1者応札・1者応募や1者のみへの随意契約が以前から多く見受けられる。山口県土木防災情報システムの運用開始からの関与事業者のみが形式上、一般競争入札への応募を行い、結果的に1者応札による契約が継続して現在に至っている。

確かに、システムの運用を安定して行うためには、当初からの事業者と継続して契約を締結することが望ましいと判断することも理解できる。しかし、平成21年3月に会計検査院が公表した「会計検査院における『1者応札・1者応募に係る改善方策』について」を参考に、長期的な視点にたって、より経済的・効率的な契約方法はないか、また、他者も応札できる業務内容に分割することの可否などを検討し、経済性を高めつつ有効に事業展開を図ることが望まれる。

### 39. 土木建築部 河川課 広域河川改修事業

(1) 事業の概要

事業名(箇所名または細事業名)

広域河川改修事業(島田川)

事業実施の背景(必要性)及び概要(内容)

(事業実施の背景)

河川整備計画に基づき、中長期的に河川改修を着実に進めるとともに、3か年緊急対策の予算も活用し、短期的に効果を発現する改修を集中的に実施することで、浸水被害を防止し、人命・財産を守る。

近年、想定を超える浸水被害が多発したことから、平成27年に水防法が改正され、浸水想定区域を「河川整備において基本となる降雨を前提とした区域」から、「想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域」に見直し、避難体制の充実・強化を図ることとされた。

(事業概要)

河川整備計画に基づき、中長期的に河川改修を行っている。

令和元年度の主な取り組み及び成果

(取り組み及び成果)

・着実な改修事業の進捗により、洪水に対する防護機能が向上している。

・市町のハザードマップ作成に寄与している。		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
島田川流域住民	洪水に対する防護機能が向上している	浸水被害の防止・軽減
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン、重点施策 54</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画</li> <li>・島田川水系河川整備計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
改修事業に関する成果指標は、改修延長が長く、事業期間も長期に渡ることから、定めていない。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法</li> <li>・水防法</li> </ul>		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	2,674,400	2,192,400	3,456,600
補正予算額（増減）	△385,379	3,227,915	1,842,564
継続費繰越額	2,132,388	865,485	3,583,813
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	4,421,409	6,285,800	8,882,977
決算額	3,555,922	2,701,978	5,514,221
翌年度繰越額	865,485	3,583,813	3,368,734
不用額	2	9	22

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	4,267,904	掘削工事、護岸工事
業務委託費	555,919	護岸設計

節	決算額	主な内容
補償補填賠償金	293,215	
その他	397,183	給与費外
合計	5,514,221	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,628,811	47.7%
その他	2,812,900	51.0%
一般財源	72,510	1.3%
合計	5,514,221	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (2,812,900 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	311,825	指名競争入札	光環境整備 (株) 外 7 者
令和元年度	1,090,685	一般競争入札及び指名競争入札	菊屋産業 (株) 外 28 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	令和元年度 島田川 広域河川改修工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 5 月 15 日
工事請負内容	掘削工事 1 式、護岸工事 1 式
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	菊屋産業 (株)
業者選定理由	周南土木建築事務所 競争入札方針より選定
予定価格 (円)	57,933,700 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率 (%)	92.1%
最低制限価格 (円)	48,492,000 円 (税抜)

入札参加者数	14 者入札/31 者指名
請負契約金額（円）	(当初) 53,341,200 円 (税込) (変更後) 56,365,100 円 (税込)

(6) - 2

契約名	令和元年度 島田川 広域河川改修工事 第2工区
契約期間	令和元年10月19日～令和2年5月29日
工事請負内容	掘削工事1式、護岸工事1式
契約方法	一般競争入札（地方自治法第234条）
工事請負業者名	光環境整備（株）
業者選定理由	周南土木建築事務所 競争入札方針より選定
予定価格（円）	106,650,500 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率（%）	93.0%
調査基準価格（円）	90,201,000 円 (税抜)
入札参加者数	3 者入札
請負契約金額（円）	(当初) 99,221,100 円 (税込) (変更後) 97,320,300 円 (税込)

(6) - 3

契約名	令和元年度 島田川 広域河川改修工事 第5工区
契約期間	令和2年4月17日～令和3年3月26日
工事請負内容	掘削工事1式、護岸工事1式
契約方法	一般競争入札（地方自治法第234条）
工事請負業者名	光環境整備（株）
業者選定理由	周南土木建築事務所 競争入札方針より選定
予定価格（円）	140,294,000 円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札率（%）	92.83%
調査基準価格（円）	118,390,000 円
入札参加者数	10 者入札

請負契約金額（円）	令和元年度は起工までのため記載省略
-----------	-------------------

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	6,114	指名競争入札	(株) ソイル・プレーン 外 1 者
平成 30 年度	749	指名競争入札	谷村事務所(有)
令和元年度	0	該当なし	該当なし

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【(6) - 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び最低制限価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 指名競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した。</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した。</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した。</li> </ul> <p>【(6) - 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び調査基準価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 一般競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した。</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した。</li> <li>・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した。</li> </ul> <p>【(6) - 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格及び調査基準価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・ 一般競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した。</li> <li>・ 契約の執行が適切な手続のもと行われてい</li> </ul>	<p>【(6) - 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 最低制限価格決定調書</li> <li>・ 入札参加者指名調書</li> <li>・ 入札状況登録</li> <li>・ 入札書、くじ結果</li> <li>・ 特記仕様書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>・ 工事変更設計書</li> </ul> <p>【(6) - 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・ 予定価格決定調書</li> <li>・ 調査基準価格算出調書</li> <li>・ 総合評価入札方式に関する評価調書</li> <li>・ 入札書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	るか確認した。 ・ 契約変更手続が適切に行われているか確認した。	・ 特記仕様書 ・ 工事請負契約書 ・ 工事請負変更契約書 【(6) - 3】 ・ 山口県土木工事設計積算システム ・ 予定価格決定調書 ・ 調査基準価格算出調書 ・ 総合評価入札方式に関する評価調書 ・ 入札書 ・ 特記仕様書 ・ 工事請負契約書 ・ 工事請負変更契約書
有効性	・ 閲覧及び担当者への質問を通して事業の実施状況を検討した。	
経済性・効率性	・ 閲覧及び担当者への質問を通しての予算額と決算額の推移とその支出内容の妥当性を検討した。	

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 工期延長の適正性について（合規性）

本件、第1工区及び第2工区の工事請負契約について、工期の変更を行っているが、その変更理由については、「関係機関との調整のため」と記載されているに過ぎない。そして、当時、関係機関との調整に必要な状況であったかどうかを裏付ける具体的な資料（打合せ簿）が残されておらず客観性に乏しい。工期の変更について、やむを得ない理由が相当程度高く要求され、適正な裏付けがなく変更契約が行われている状況は決裁の形骸化を招く事象でもある。

したがって、契約変更については、その理由の相当性及び、適正かつ客観的な裏付け事実の存在が求められ、さらにそれらが記録されるべきである。

【意見】目標達成指標について（有効性）

本件「島田川広域河川改修事業」は、島田川河川整備計画の中では対象期間として概ね30年、河川の整備区間として約12kmと計画されている。事業再評価が数年に一度行われる予定であるものの、計画期間が30年と比較的長期に及ぶことから、防災上の観点からも河川整備の進捗状況について毎年度確認し、計画性をもって進めるべきである。

40. 土木建築部 河川課 都市基盤河川改修事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
都市基盤河川改修事業（山口市油川）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>二級河川（県管理河川）を市が河川管理者に代わって施行する都市基盤河川改修事業に対する補助金</p> <p>（事業概要）</p> <p>山口市内を流れる油川（二級河川）の改修を行い（事業主体は山口市）、油川流域の浸水被害の発生可能性を低減させる。事業費用について国、山口県、山口市がそれぞれ1/3ずつ負担する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>令和元年度においては約50mの放水路の整備を実施した。放水路計画の280mのうち140mが完成。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
油川流域住民	油川	山口市内を流れる油川（二級河川）の改修を行い（事業主体は山口市）、油川流域の浸水被害の発生可能性を低減させる。
関連する県の計画・施策等		
・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54		
目的達成のための指標（KPI）等		
現在放水路計画の280mのうち140mが完成している。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
山口県都市基盤河川改修事業補助金交付要綱		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

## (2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	19,000	19,000	19,000
補正予算額 (増減)	0	0	0
継続費繰越額	9,112	6,600	1,999
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	28,112	25,600	20,999
決算額	21,512	23,601	13,053
翌年度繰越額	6,600	1,999	7,946
不用額	0	0	0

## (3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	13,053	山口県都市基盤河川改修事業補助金
合計	13,053	

## (4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	0	0.0%
その他	0	0.0%
一般財源	13,053	100.0%
合計	13,053	100.0%

## (5) 補助金・負担金等の過年度推移 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	補助金等名称	交付先名称
平成 29 年度	12,400	都市基盤河川改修事業補助金	山口市
平成 30 年度	17,001	都市基盤河川改修事業補助金	山口市



	決算額	補助金等名称	交付先名称
令和元年度	13,053	都市基盤河川改修事業補助金	山口市

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の担当者に補助金を交付する手続等を質問した。</li> <li>・ 令和元年度の翌年度繰越額 7,945,550 円について令和2年3月23日付で繰越承認手続が行われていることを確かめた。</li> <li>・ その他、右記資料を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県都市基盤河川改修事業補助金交付要綱</li> <li>・ 令和元年度山口県都市基盤河川改修事業補助金交付決定通知書</li> <li>・ 山口市と事業者との契約書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者に河川改修の必要性等を質問した。</li> <li>・ 油川の過去の浸水被害の資料等を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油川都市基盤河川改修事業について（油川の過去の浸水被害の資料）</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者に河川改修の必要性等を質問した。</li> <li>・ 油川の過去の浸水被害の資料等を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油川都市基盤河川改修事業について（油川の過去の浸水被害の資料）</li> </ul>

(7) 監査の結果（指摘事項）または意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

41. 土木建築部 河川課 河川工作物関連応急対策事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
河川工作物関連応急対策事業
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
<p>（事業実施の背景）</p> <p>山口県河川管理施設長寿命化計画に基づき、排水機場等の老朽化対策を実施し、正常な機能の維持を図る。また、これにより背後地の浸水被害を防止し、人命・財産の保全を図</p>

<p>る。</p> <p>(事業の概要)</p> <p>河川工作物関連応急対策事業は「やまぐち維新プラン」の重点施策 55「生活・社会基盤の安全対策の強化」において、社会インフラの老朽化対策の推進の一環として長寿命化計画に基づく排水機場の修繕・更新等の着実な推進として位置付けられている。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>(取り組み及び成果)</p> <p>山口県河川管理施設長寿命化計画に基づき、全 15 排水機場の老朽化対策を実施した。なお、当該事業により各排水機場の正常な機能を維持できている。</p>		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
河川の地域住民	河川の地域住民の安心安全の確保	河川氾濫による浸水被害防止
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 55</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 7-3</li> <li>・山口県河川管理施設長寿命化計画</li> </ul>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
<p>事業が長期間にわたることから、「やまぐち維新プラン」における成果指標は設定していないが、各排水機場が長期間にわたる正常な機能を維持できているかどうか为目标となる。</p>		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
河川法		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	369,600	352,800	357,000
補正予算額 (増減)	△25,627	△44,104	30,439
継続費繰越額	226,036	139,403	121,591
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	570,009	448,099	509,030
決算額	430,605	326,507	371,362

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
翌年度繰越額	139,403	121,591	137,668
不用額	1	1	0

予算額及び決算額の著増減事項

執行予算額と決算額に差異があるが、工期変更に伴い、予算も翌年度に繰越しているためである。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	286,211	排水機場 (15 箇所) の修繕工事
委託料	67,374	排水機場 (15 箇所) の点検業務委託
その他	17,777	主に職員の給与
合計	371,362	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	176,458	47.5%
その他	194,400	52.4%
一般	504	0.1%
合計	371,362	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、主に県債の発行によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	13,282	指名競争入札	誠和工機 (株) 外 1 者
平成 30 年度	5,348	指名競争入札	(有) 橋口エンジニアリングサービス
令和元年度	7,818	指名競争入札	(有) 橋口エンジニアリングサービス

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	令和元年度 玉鶴川 特定構造物改築工事 第 1 工区
契約期間	令和 2 年 2 月 15 日～令和 2 年 7 月 31 日

工事請負内容	玉鶴川排水機場 防潮ゲート・主ローラー取替 1式 防潮ゲート・ワイヤーロープ取替 1式
契約方法	地域活力型指名競争入札（地域活力型指名競争入札実施要領）
工事請負業者名	（有）橋口エンジニアリングサービス
業者選定理由	山口県指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	10,881,200円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	9,600,000円（税抜）
落札率（％）	97.0％
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	8,980,000円（税抜）
入札参加者数	6者入札/6者指名
請負契約金額（円）	（当初）10,560,000円（税込） （変更後）12,314,500円（税込）

（7）委託料執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	3,003	指名競争入札	（有）橋口エンジニアリングサービス
平成30年度	2,808	指名競争入札	（有）橋口エンジニアリングサービス
令和元年度	2,717	指名競争入札	（有）橋口エンジニアリングサービス

（8）令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	玉鶴川 特定構造物改築工事に伴う点検業務委託 第1工区
契約期間	令和元年6月13日～令和2年2月28日
業務内容	玉鶴川排水機場、排水機場年点検 1式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	（有）橋口エンジニアリングサービス
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	2,833,600円（税込）
積算方法	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。

予定価格の公表	事後公表
調査基準価格（円）	該当なし
入札参加者数	8者入札/8者指名
落札率（％）	95.9％
委託金額（円）	2,717,000円（税込）

（9）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の算定について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・成果品引渡書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水機場の運転管理について、県と市町が連携して情報を共有していることを確認した。</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画の内容を確認した。</li> <li>・山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）の内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下松市からの玉鶴川排水機場の点検報告</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画</li> <li>・山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）</li> </ul>
経済性・効率性	<p>工事請負変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</p>	<p>工事請負変更契約書</p>

（10）監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】起案書の起案日の漏れについて（合規性）

請負工事における「予定価格の決定について」承認手続きは、まず起案書を作成し、起案者及び上長の承認押印が必要である。

しかし、「令和元年度 玉鶴川特定構造物改築工事 第1工区」工事における「予定価格の決定について」の起案書については、起案の日付欄が空欄であった。また、同様に「調査基準価格の決定について」の起案書について、起案の日付欄が空欄であった。さらに、「玉鶴川 特定構造物改築工事に伴う点検業務委託 第1工区」業務委託契約における「予定価格の決定について」の起案の日付欄が空欄であった。起案とは、県の意思を決定するため、

その基礎となる案文を作成することをいう。したがって、文書事務において、起案は最も基本的かつ重要な意味を持つものであり、正確に起案の日付を記載することで適正に執行する必要がある。

**【意見】 業務委託契約における評価事項について（有効性）**

県が委託業者と業務委託契約を締結する場合、委託業者の選定基準として以下のような項目が示されている。

「指名選定項目」

1. 山口県競争入札参加資格者、2. 不誠実な行為の有無、3. 経営状況、4. 当該業務に対する地理的条件、5. その他の評価、6. 電子入札対応状況、7. その他

「評価事項」

1. 県内に主たる営業所があり、機械器具設置工事の等級がA等級、B等級又はC等級であること、2. 指名停止期間中でないこと、3. ①経営状態が著しく悪化していると認められないこと、②休業中でないこと、4. 周南土木建築事務所管内に主たる営業所を有すること、5. ①同種業務の業務実績、②専門の技術力、③受注機会の平準性、6. 電子入札の利用者登録を行っていること、7. 当該業務発注に先立ち、見積依頼を行った際に見積書を提出していること

そして、上記のように概ね項目が定型化された評価シートを用いて、「評価事項」を全てクリアした委託業者を指名競争入札参加者として選定している。

ここで委託業者の選定は県の評価項目雛型を元に各出先機関等事業所ごとに「評価事項」を追加してもよいとされている。従って、今後は定型項目のみならず、各出先機関独自の「評価事項」を設けて、より一層地域性を捉えた業者選定をすることも望まれる。

**【意見】 契約期間の変更について（合規性）**

本件「令和元年度 玉鶴川 特定構造物改築工事 第1工区」の工事請負契約で当初の契約期間が令和2年2月15日～令和2年3月31日であったが、変更後は令和2年2月15日～令和2年7月31日と契約期間が4ヶ月延長されている。理由は「防潮ゲートの開閉に必要な主ローラーが老朽化しているため取替の必要があり、見積時点では主ローラーの在庫があったが、実際に発注時点では在庫がなくなったため、当該主ローラーの制作に不測の日数を要するため及び作業員の確保が難しかったため」とされている。

しかし、工事請負契約は在庫の有無も含め、在庫がない場合には在庫入手に要する時間を含めて、契約期間に織り込むのが通常である。従って、工事請負契約書を作成する時点で当該主ローラーの在庫の有無は判明していなければならない、それを踏まえて契約手続きを行うべきであったと考える。

【意見】 山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）の見直しについて（有効性）

「山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）」は山口県土木建築部河川課によって平成22年2月に作成されており、当該計画作成から10年が経過している。そして、近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が多発し、数時間で平年1ヶ月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な災害の発生及び被害拡大が懸念される場所である。

しかし、「山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）」を閲覧した結果、計画の見直し期間について定められていない。この点、当該計画は設備の老朽化等の進行状況により見直すものであり、降雨規模に影響を受ける計画ではないとのことであるが、近年のこのような想定を大きく超える豪雨によって排水機の使用状況が高まり、時の経過以外の要因で機能面での老朽化が進むことも考えられる。以上より、当該計画の十分性が維持されているか否か見直しを検討することが望まれる。

#### 42. 土木建築部 河川課 周防高潮対策事業

##### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
周防高潮対策事業（田布施川）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>周防高潮対策事業は「やまぐち維新プラン」の重点施策54「防災・危機管理対策の強化」において、「大規模な自然災害対策の強化」の一環として、「河川改修による洪水対策の推進」及び重点施策55「生活・社会基盤の安全対策の強化」において、「生活・社会基盤の耐震化の推進」の一環として、「河川堤防の耐震化」として位置づけられている。</p> <p>（事業概要）</p> <p>河川整備計画に基づき、高潮対策を実施、また堤防の耐震化を推進し、高潮被害の軽減を図っている。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>護岸の設計、土質ボーリング調査、仮橋撤去、もたれ式擁壁の工事などにより、着実な事業進捗により、高潮に対する防護機能が向上している。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
田布施川流域住民	護岸設計、擁壁工事等	高潮による災害発生の防止
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策54及び55</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画1-2、1-3、3-3、5-1、5-4、7-2、7-3、8-5</li> <li>・田布施川水系河川整備計画</li> </ul>		

目的達成のための指標（KPI）等
周防高潮対策事業に関する成果指標は、施設延長が長く、事業期間も長期にわたることから、定めていない。
遵守すべき（規制を受ける）法令等
・河川法 ・水防法
事業区分（継続事業又は新規事業）
継続事業

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	577,500	598,500	735,000
補正予算額（増減）	13,004	15,766	281,582
継続費繰越額	347,375	252,081	266,203
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	937,879	866,347	1,282,785
決算額	685,798	600,144	714,686
翌年度繰越額	252,081	266,203	568,096
不用額	0	0	3

(3) 令和元年度決算額の主な内訳（事業単位）

（単位：千円）

節	決算額	主な内容
工事請負費	470,443	仮設橋撤去工事
委託料	123,170	周防高潮対策工事に伴う設計業務委託
補償補填賠償金	72,750	補償補填
その他	48,323	職員給与費ほか
合計	714,686	



(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	339,338	47.5%
その他	375,300	52.5%
一般財源	48	0.0%
合計	714,686	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (375,300 千円) によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	16,999	指名競争入札	(株) 公司
平成 30 年度	10,600	指名競争入札	(株) 公司
令和元年度	35,465	指名競争入札	藤永建設 (株) 外 1 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平成 31 年度 田布施川 (灸川) 周防高潮対策工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日
工事概要	L=318.5m、仮橋撤去 1 式、路体盛土 1,600 m <sup>3</sup>
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 項)
工事請負業者名	藤永建設 (株)
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	30,672,400 円 (税込)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	25,345,000 円 (税抜)
入札参加者数	11 者入札/18 者指名
落札率 (%)	90.9%
契約金額 (円)	(当初) 27,879,500 円 (税込) (変更後) 21,397,200 円 (税込)

(6) - 2

契約名	平成 31 年度 田布施川 (灸川) 周防高潮対策工事 第 2 工区
契約期間	令和元年 10 月 16 日～令和 2 年 10 月 31 日

工事概要	L=15.0m、もたれ式擁壁 21 m <sup>3</sup> 、路体盛土 134 m <sup>3</sup>
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
工事請負業者名	（有）安平興業
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	11,707,300 円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	9,579,000 円（税抜）
入札参加者数	5 者入札/10 者指名
落札率（%）	90.0%
契約金額（円）	10,536,900 円（税込）

（7）委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	9,561	指名競争入札	（株）セトウチ 外 1 者

（8）- 1 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	平成 31 年度 田布施川 周防高潮対策工事に伴う設計業務委託 第 1 工区
契約期間	令和元年 7 月 4 日～令和 2 年 2 月 28 日
業務内容	護岸詳細設計 2 式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
委託業者名	（株）セトウチ
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	4,077,700 円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	16 者入札/16 者指名
落札率（%）	94.4%
委託金額（円）	（当初）3,850,000 円（税込） （変更後）4,918,100 円（税込）

（8）- 2

契約名	平成 31 年度 田布施川 周防高潮対策工事に伴う地質調査業務委
-----	----------------------------------

	託 第2工区
契約期間	令和元年7月11日～令和元年10月31日
業務内容	土質調査ボーリング 1ヶ所、解析等調査 1式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
委託業者名	サンヨーコンサルタント（株）
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	4,055,700円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	12者入札/12者指名
落札率（%）	92.2%
委託金額（円）	（当初）3,740,000円（税込） （変更後）4,643,100円（税込）

（9）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【(6) - 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格及び最低制限価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・指名競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・契約変更手続が適切に行われているか確認した</li> </ul> <p>【(6) - 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格及び最低制限価格の積算根拠について、右記書類にて確認した。</li> <li>・指名競争入札が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・契約の執行が適切な手続のもと行われているか確認した</li> <li>・契約変更手続が適切に行われているか確認した</li> </ul> <p>【(8) - 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設</li> </ul>	<p>【(6) - 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・工事検査調書、完成検査確認通知書、工事引渡書、請負代金請求書</li> </ul> <p>【(6) - 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> </ul> <p>【(8) - 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・業務委託契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul> <p>【(8) - 2】</p> <p>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・業務委託契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業務計画書</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・成果品引渡書</li> <li>・業務完了検査調書</li> <li>・業務完了通知書</li> </ul> <p>【(8) - 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業務計画書</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・成果品引渡書</li> <li>・業務完了検査調書</li> <li>・業務完了通知書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧及び担当者への質問を通して事業の実施状況を検討した。</li> </ul>	同上
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧及び担当者への質問を通しての予算額と決算額の推移とその支出内容の妥当性を検討した。</li> </ul>	同上

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 契約義務の履行状況の検証について（合規性）

① 田布施川 周防高潮対策工事に伴う設計業務委託 第1工区

特記仕様書の中に、仮橋・仮栈橋詳細設計には「令和元年8月30日までに完了すること」とあるが、実際の完了確認が文書やチェックリスト等の記録で残されていない。

第1回業務打合せ簿（令和元年7月9日）及び業務計画書の中では、令和元年8月30日までに完了するとなっているが、実際に完了しておらず、当該事実については第4回業務打

合せ簿（令和元年12月12日）及び業務計画書に至るまで一切触れられていない。また、業務委託変更に関する稟議書の変更理由書の中には「令和元年8月6日実施の打ち合わせにて指示」と記載があるものの、第2回業務打合せ簿（令和元年8月6日）の中でも何ら触れられていなかった。

上記について担当者に確認をすると特記仕様書どおりに受注者が義務を履行したかどうかの確認は目視や口頭ベースでしか行われていないという状況であった。しかし、特記仕様書も契約の一部であり、義務の履行状況は、いわゆる債務不履行の有無を判断する際の重要な要素となり、受注者の履行状況を確認した証跡は契約当事者双方にとっても疎明資料となり得るため記録として客観的に残すことを検討するべきである。

#### ②田布施川 周防高潮対策工事に伴う地質調査業務委託 第2工区

特記仕様書の留意事項に記載のある「令和元年9月13日までに設計に必要なデータを提出すること」とあるが、実際に終わっているかどうかの確認が文書やチェックリストなどでわかる形で残されていなかった。

以上より、本件業務委託についても①と同様の対応を検討するべきである。

### 43. 土木建築部 河川課 高潮対策事業（54）

#### （1）事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
高潮対策事業（本浦海岸）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>高潮、津波、高波等から人命・財産を防護、また、海岸侵食の脅威から国土を保全するため、「山口県海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を計画的に推進し、民生の安定を図る。</p> <p>（事業概要）</p> <p>「山口県海岸保全基本計画」に基づき、高潮対策などを着実に進めるとともに、3か年緊急対策の予算も活用し、短期的に効果を発現する対策を集中的に実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>令和元年度の海岸保全施設の整備については、本浦海岸及び土井ヶ浜海岸の2地区海岸において、護岸、堤防等の整備を実施した。</p> <p>令和元年度末時点の全体進捗として、山口県が管理する水管理・国土保全局所管の海岸長499kmのうちの保全区域64km中の整備済延長は32km、整備率51%となっている。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的

海岸付近に居住する県民	海岸保全施設	高潮、津波、高波等から人命・財産を防護、また、海岸侵食の脅威から国土を保全する。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・「山口県海岸保全基本計画」</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-2、1-3、3-3、5-1、5-2、5-4、6-3、7-2、7-3、8-5</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸高潮対策事業による海岸保全施設の整備については、施設延長も長く事業が長期間に亘ることから、「やまぐち維新プラン」における成果指標については設定していない。</li> <li>・ハード対策だけでは防げない高潮なども想定されることから、ソフト対策として関係市町と連携し、県が作成した浸水想定区域図に対応するハザードマップを作成し、住民等に配布、周知を行う。</li> </ul>		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸法</li> <li>・水防法</li> </ul>		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	401,100	405,300	397,133
補正予算額（増減）	42,000	△72,268	47,132
継続費繰越額	131,972	183,941	112,509
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	575,072	516,973	556,774
決算額	391,130	401,434	268,055
翌年度繰越額	183,941	112,509	288,707
不用額	1	3,030	12

予算額及び決算額の著増減事項

補正予算における増額は、国からの新たな補助による。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	205,453	本浦海岸 高磯対策工事等
委託料	48,322	高潮浸水想定区域図作成業務等
その他	14,280	給与費等
合計	268,055	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	126,385	47.2%
その他	135,411	50.5%
一般財源	6,259	2.3%
合計	268,055	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行及び市町負担金によるものである。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	81,881	一般競争入札、指名競争入札	新吉産業 (株) 外 2 者
平成 30 年度	115,377	一般競争入札、指名競争入札	(有) 大島土木 外 2 者
令和元年度	50,200	一般競争入札、指名競争入札	共同産業 (株) 外 1 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	令和元年度 本浦海岸 海岸高潮対策工事 第 1 工区
契約期間	令和元年 10 月 18 日～令和 2 年 5 月 29 日
工事請負内容	L=152m 捨石工 351m <sup>3</sup> 、被覆石工 388m <sup>3</sup> 場所打ちコンクリート工 530m <sup>3</sup>
契約方法	一般競争入札 (地方自治法第 234 条)

工事請負業者名	共同産業（株）
予定価格（円）	83,154,500円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	68,810,000円（税抜）
落札率（％）	91.0％
調査基準価格（円）	68,810,000円（税抜）
入札参加者数	5者入札
請負契約金額（円）	（当初）75,691,000円（税込） （変更後）86,620,600円（税込）

(6) - 2

契約名	令和元年度 本浦海岸 海岸高潮対策工事 第2工区
契約期間	令和2年1月20日～令和2年7月31日
工事請負内容	スイングゲート工 2基 フラップゲート工 3基
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	ゼオン山口（株）
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	13,671,900円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	11,250,000円（税抜）
落札率（％）	90.5％
調査基準価格（円）	11,168,000円（税抜）
入札参加者数	3者入札/7者指名
請負契約金額（円）	（当初）12,375,000円（税込） （変更後）13,379,300円（税込）

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	800	指名競争入札	八千代エンジニアリング



	決算額	契約方法	委託業者名
			(株)
平成 30 年度	1,941	指名競争入札	八千代エンジニアリング (株)
令和元年度	0	該当なし	該当なし

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を読覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を読覧した。</li> <li>・工事請負契約の内容及び起案手続きを確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更について変更の手続きを確認した。</li> <li>・情報の公開状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書（見積集計表）</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設の整備状況、ハザードマップの進捗状況、今後の整備計画の内容及びその達成度合について質問した。</li> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、整備箇所との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>・当初予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・関連資料の読覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県海岸保全基本計画</li> <li>・管内における海岸保全施設図</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約について、仕様書、契約書、見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	積書、成果報告書、検査調書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。 ・工事請負変更契約について、工事変更設計書、変更内容及び変更理由を確認した。また、過去の同内容の工事請負契約と比較して今回の追加工事の必要性を確認した。 ・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。	・工事請負契約書 ・工事請負変更契約書 ・変更理由書 ・起案書、報告書他 成果品

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 変更請負対象設計額計算誤りについて（合規性）

上記、工事請負契約（6）-2「令和元年度 本浦海岸 海岸高潮対策工事 第2工区」について、令和2年7月27日付の変更契約により、水質汚濁対策のために汚濁防止フェンスの設置が追加された。

変更請負対象設計額における汚濁防止フェンス賃料は、L=60m、単価4,967円であるが、施工代価表ではL=20m、単価4,967円で計算されており、298,020円とすべきところ、99,340円で請負対象設計額が算出されている。結果、198,680円過小に算出されてしまっている。

変更後請負契約額は、誤った低い請負対象設計額を基に契約額が決められているため、過大に支出されてはいないが、本来必要なフェンスとしての適正水準の経費を賄う上で、受注業者に負担が生じ、ひいては適正な品質確保に影響しかねない問題である。

本件は数量の入力ミスから生じた単純な誤計算ではあるが、チェック体制の強化は内部統制の観点からも基本的事項であるため早急な改善が必要である。

【意見】 工事請負契約の変更について（合規性、経済性・効率性）

上記、工事請負契約（6）-1「令和元年度 本浦海岸 海岸高潮対策工事 第1工区」について、令和2年5月26日付の変更契約により、施工延長を129mから152m、コンクリート本体工を445 m<sup>3</sup>から530 m<sup>3</sup>とし、工事請負額は75,691,000円から86,620,600円と14.4%増加している。

工事契約の変更理由書によれば、変更理由は以下のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業効果の早期発現を図るため、施工延長を増としたい。（令和2年3月6日 工事打合簿）</li> <li>2. その他の数量及び金額の異同は、上記理由及び現地再調査の結果による。</li> </ol> |
|---|

一方で、昭和50年1月16日付監理第647号、「設計変更の取扱いについて」によれば、「工事の設計にあたっては、事前の調査とこれに基づく計画を慎重に行い、工期中みだりに

設計変更することのないよう配慮すべきことはいうまでもない。しかしながら、工事の性格上不確定な諸条件を前提として設計せざるを得ない場合、諸条件の変化により設計変更の必要が生ずる場合も考えられる。この場合の取扱いを、統一的、かつ、適正に処理するため、下記のとおり定めたので通知する。」とあり、設計変更の範囲については、「設計変更は、変更金額が元設計金額の30%以内の変更、又は現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとする。したがって、上記以外のものにあつては、全て別途に設計するものとする。」とある。

当初、施工延長やコンクリート量を定めて一般競争入札により行った工事契約を、事業効果の早期発現のために施工延長を伸ばして、工事の進捗を早めることは、上記、変更金額の30%以内という基準のみに当てはめたものであり、不確定な諸条件を前提とした変更契約の本質から乖離すると見られかねず、やむを得ない状況での工事量増加を除き、当該変更契約は当初予算を形骸化させかねない。

この点、住民要望（工事の早期化）を踏まえた対応という実情に一定の理解はできる。しかし、そうであるならば、予算上の制約を受ける中ではあるが、当初から全区間の工事を発注し、複数年度契約の導入などを取り入れて可及的速やかに工事の進捗を図る方が透明性の点で望ましい手続であると考えられる。

**【意見】 海岸対策担当課について（経済性・効率性）**

本件の高潮対策事業（河川課）は、山口県が管理する国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸において行われている。一方、国土交通省港湾局所管の海岸は、港湾課が事業を行い、その他、農林水産省水産庁所管、農林水産省農村振興局所管と国の所管により担当課が分かれている状況である。

国の所管に関わらず、県として海岸を全て一つの課が担当することが、一体的に海岸政策を進めることができ効果的であるとも思われる。この点、一体管理になれば、大きな海岸が事業対象として優先され、担当課が分かれているからこそ、小さな海岸でも必要な箇所に目を配り事業の実施が可能という意見もあった。

他県事例としては、一体的に管理している部署もあるとのことであり、国の所管に合わせた担当の区分による管理が良いのか、または、一つの所管課で全体管理を行う方が良いのか、経済性・効率性及び防災上の観点からの県民の安全を考慮して、長期的な観点から検討する余地がある。

#### 44. 土木建築部 河川課 高潮対策事業 (55)

##### (1) 事業の概要

事業名 (箇所名または細事業名)		
高潮対策事業 (55) (麻郷海岸 田布施町麻郷)		
事業実施の背景 (必要性) 及び概要 (内容)		
<p>(事業実施の背景)</p> <p>山口県海岸保全施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施し、高潮被害の軽減を図る。</p> <p>(事業概要)</p> <p>老朽化対策を実施する。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>(取り組み及び成果)</p> <p>5地区(麻郷、平生町、戸田、小伊保田、浦辺)海岸において、堤防等の老朽化対策を実施した。</p>		
誰のための事業か (受益者)	何を対象とした事業か	事業の目的
海岸線近隣の地域住民	海岸堤防 (老朽化対策)	高潮被害の軽減を図る。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 55</li> <li>・山口県地域防災計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-2、1-3、3-3、5-1、5-2、5-4、6-3、7-2、7-3、8-5</li> <li>・山口県海岸保全基本計画</li> <li>・山口県海岸保全施設長寿命化計画</li> </ul>		
目的達成のための指標 (KPI) 等		
事業が長期間にわたることから、「やまぐち維新プラン」における成果指標については設定していない。		
遵守すべき (規制を受ける) 法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸法</li> <li>・水防法</li> </ul>		
事業区分 (継続事業又は新規事業)		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移 (事業単位)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	401,100	405,300	397,133
補正予算額 (増減)	42,000	△72,268	47,132
継続費繰越額	131,972	183,941	112,509
予備費充当額	0	0	0
流用額 (増減)	0	0	0
執行予算額	575,072	516,973	556,774
決算額	391,130	401,434	268,055
翌年度繰越額	183,941	112,509	288,707
不用額	1	3,030	12

予算額及び決算額の著増減事項

令和元年度の決算額は平成 29 年度及び 30 年度に比べて減少しているが、これは平成 31 年 2 月に国の補正予算が交付決定されており、事業執行の期間が短く繰越となった影響である。

不用額の内容

平成 30 年度において、海岸高潮対策事業費を補正する際、予算額の一部を誤計上したことから不用額 3,030 千円が発生している。なお、本件を受け令和元年度から改善防止策として予算担当者及び技術担当者による二重チェックを行うこととしている。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	205,453	海岸堤防等老朽化対策工事
委託料	48,322	海岸堤防等老朽化対策工事に伴う設計業務
その他	14,280	給与費等
合計	268,055	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	126,385	47.1%
その他	135,411	50.5%

財源	金額	比率 (%)
一般財源	6,259	2.4%
合計	268,055	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行及び5市町による負担金である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成29年度	48,100	一般競争入札	(株)河本土木建設
平成30年度	60,600	指名競争入札	(株)東和建设
令和元年度	60,199	指名競争入札	(株)公司

(6) 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平成31年度麻郷海岸 海岸堤防等老朽化対策工事 第1工区
契約期間	令和元年10月1日～令和2年10月30日
工事請負内容	護岸工 321 m <sup>3</sup> L=115.2m
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第167条第1項)
工事請負業者名	(株)公司
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格 (円)	59,149,200円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格 (円)	49,221,000円 (税抜)
落札率 (%)	91.5%
最低制限価格 (円)	49,221,000円 (税抜)
調査基準価格 (円)	該当なし
入札参加者数	8者入札/18者指名
請負契約金額 (円)	(当初) 54,143,100円 (税込) (変更後) 58,921,500円 (税込)

(7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	0	該当なし	該当なし
平成 30 年度	0	該当なし	該当なし
令和元年度	1,078	指名競争入札	(株)ソイル・ブレーン

(8) 令和元年度の委託契約の概要（公共工事は選定箇所単位）

契約名	平成 31 年度麻郷海岸 海岸堤防等老朽化対策工事に伴う設計業務委託 第 1 工区
契約期間	令和元年 11 月 12 日～令和 2 年 2 月 28 日
業務内容	土留工詳細設計一式
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）
委託業者名	(株)ソイル・ブレーン
業者選定理由	山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定
予定価格（円）	1,412,400 円（税込）
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格（円）	該当なし
入札参加者数	16 者入札/16 者指名
落札率（%）	76.3%
委託金額（円）	1,078,000 円（税込）

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・最低制限価格の設定方法を確認した。</li> <li>・一般競争入札に該当する設計金額であるが指名競争入札としている理由及び根拠として技術管理第 669 号通知を質問した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・見積書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> <li>・平 30 技術管理第 669 号通知（早期執行通知）</li> <li>・競争入札審査資料</li> <li>・入札参加者指名調</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者（くじ結果）の決定過程を閲覧した。</li> <li>・工事請負契約書の内容を閲覧した。</li> <li>・立会状況を確認した。</li> <li>・業務完了状況を確認した。</li> <li>・繰越手続については定例議会による承認を確認した。</li> </ul>	<p>書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・工期延長申請書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・段階確認書</li> <li>・業務完了通知書</li> <li>・成果品引渡証</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・工事変更契約の内容を確認し、事業上の必要性や効果について質問した。</li> <li>・業務委託の成果について評価結果を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・変更理由書</li> <li>・委託業務成績の評価結果について（通知）及び項目別評定点</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度の不用額 3,030 千円について経緯を質問した（上記（2）予算額と決算額の推移に記載のとおり、過年度分及び既に改善措置を講じていることから事実関係の確認に止めた）。</li> <li>・工事内容の変更に伴う設計額変更積算に使用する見積書（県の積算基準に標準単価として搭載が無いもの）を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 工事変更契約の内容について（有効性、経済性・効率性）

本件、「平成 31 年度麻郷海岸 海岸堤防等老朽化対策工事第 1 工区」工事について、令和 2 年 2 月 21 日付及び令和 2 年 3 月 17 日付並びに令和 2 年 8 月 28 日付で変更契約が締結されている。変更内容の概要は以下のとおりである。

項目	令和 2 年 2 月 21 日	令和 2 年 3 月 17 日	令和 2 年 8 月 28 日
変更内容の概要	・工期延長（受注業	・護岸工、フラップ	・仮締切工に利用し



	者からの申請) 当初契約上の工期は 令和2年2月28日	ゲートを変更増 ・土留、仮締切工法 を変更 ・現地確認の結果、 使用機械を変更 ・上記に伴う工期 変更	た矢板の一部でスク ラップ発生（控除減 額） ・施工延長 ・施工延長に伴う工 期変更
工期	令和2年3月31日	令和2年9月30日	令和2年10月30日
請負契約金額（円）	変更なし	58,921,500円	変更なし

このうち、令和2年3月17日の変更契約における、「フラップゲート（排水構造物工）の増加工事」については、高潮対策として設置した堤防の機能を発揮させるためには必要不可欠な構造物であるとの説明であり、そうであるならば当初の設計時点で当然見込まれておくべき項目である。この点、そもそも平成30年度の工事で設置する予定であったが、次の工事へ引き継がれることとなり、発注者である県の事務手続きの過程で当該引継ぎに不足があり、本件工事の当初設計からも漏れてしまったとのことである。結果的にこの間に高潮の被害に見舞われることはなかったが、防災上の観点からは必要な施工が然るべきタイミングで為されない可能性があったことから現地確認の徹底や事務の引継ぎ等に関して改善策を講じる必要がある。また、同変更契約にある「現地確認の結果、使用機械の変更に伴う工期変更」についても、当初設計段階で現地確認を行えば認識できたはずであり、当初契約において受注業者に適切な工期を確保させる点でも改善が求められる。

さらに、当該フラップゲートは県の標準単価を持っておらず業者から見積書を入手して積算することとされている（積算登録単価1基227,794円を2基）。この点、変更契約の設計時において改めて見積依頼をしても工事の請負業者自体が本件の（株）会社から変わることはなく、受注機会のない工事に対して積極的に見積依頼に応じる業者は通常少ないと想定される。事実として、本件では4者に見積依頼をしたものの、2者のみからしか提示されておらず、このうち1者は現行の工事請負業者（（株）会社）であり十分な金額情報を得たうえで比較可能性が図られたとは言いきれない。このことから、変更契約で当該追加工事に対応することは価格の競争性を確保するという点でも不十分であったと言える。

**【意見】委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）**

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに

技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

#### 45. 土木建築部 河川課 侵食対策事業

##### (1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）		
侵食対策事業（松谷海岸）		
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）		
<p>（事業実施の背景）</p> <p>県内、特に山口北沿岸は冬季風浪が厳しいために波浪による侵食被害や一部の沿岸域においては高潮のために越波による浸水被害等が発生している。近年は冬季風浪による侵食被害はないものの、海岸侵食が進行し将来的に県民の人命・財産を脅かす可能性はあり、海岸保全施設の整備を計画的に推進している。</p> <p>（事業概要）</p> <p>海岸侵食の脅威から国土を保全するため、「山口県海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を計画的に推進し、民生の安定を図る。</p>		
令和元年度の主な取り組み及び成果		
<p>（取り組み及び成果）</p> <p>侵食対策事業としては、平成 30 年度に引き続き松谷海岸の海岸侵食対策工事を実施した。</p>		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
海岸保全施設周辺住民	海岸保全施設	県内における冬季風浪による越波や飛沫、台風時の潮位上昇による浸水及び海岸侵食等の災害に対し、住民の安全な暮らしを守るための海岸防護、山口県の豊かな自然環境や海岸景観等の保全及びその特性を生かした公衆の適正な利用について相互の調和を図り、長期的

		かつ広域的な視点から防護・環境・利用が調和するよう総合的な沿岸域の整備を目的とする。
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン⑰、重点施策 54</li> <li>・山口県海岸保全基本計画</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画 1-2、1-3、3-3、5-1、5-2、5-4、6-3、7-2、7-3、8-5</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
海岸侵食対策事業による海岸保全施設の整備については、施設延長も長く事業が長期間にわたることから、「やまぐち維新プラン」における成果指標については設定していない。		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸法</li> <li>・水防法</li> </ul>		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

（単位：千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	98,700	94,500	115,500
補正予算額（増減）	△42,000	75,450	76,532
継続費繰越額	45,624	42,924	96,865
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	102,324	212,874	288,897
決算額	59,400	116,008	182,708
翌年度繰越額	42,924	96,865	106,176
不用額	0	1	13

不用額の内容

繰越額算定上の計算端数である。

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	173,474	海岸侵食対策工事 (松谷海岸)
委託料	1,705	海岸侵食対策工事に伴う設計 (松谷海岸)
その他	7,529	事務経費 (給与)、借地料、他物品経費
合計	182,708	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	88,287	48.3%
その他	92,789	50.8%
一般財源	1,633	0.9%
合計	182,709	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源内訳は、県債の発行 (74,500 千円) 及び負担金 (18,289 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	32,944	指名競争入札	山和建設 (株)
平成 30 年度	159,065	指名競争入札	(株) ショウエイ 外 3 者
令和元年度	173,474	指名競争入札	芝田建設 (株) 外 1 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	松谷海岸 海岸侵食対策工事 第 4 工区
契約期間	令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 3 月 27 日
工事請負内容	作業土工、土砂撤去運搬作業
契約方法	地域活力型指名競争入札 (地域活力型指名競争入札実施要領)
工事請負業者名	芝田建設 (株)
業者選定理由	下関土木建築事務所所管区域内の豊浦地域に主たる営業所を有する者で工事に必要な技術力があると認められる者を選定してい

	る。
予定価格（円）	15,631,000円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設標準歩掛表に基づき、標準歩掛・標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	12,983,000円（税抜）
落札率（％）	91.4％
最低制限価格（円）	12,983,000円（税抜）
入札参加者数	3者入札/5者指名
請負契約金額（円）	（当初）14,281,300円（税込） （変更後）15,972,000円（税込）

(6) - 2

契約名	松谷海岸 海岸侵食対策工事 第2工区
契約期間	令和元年10月5日～令和2年5月29日
工事請負内容	ブロック据付工事
契約方法	地域活力型指名競争入札（地域活力型指名競争入札実施要領）
工事請負業者名	（株）ショウエイ
業者選定理由	下関土木建築事務所所管区域内に主たる営業所を有する者で工事に必要な技術力（海岸工事の施工実績）があると認められる者を選定している。
予定価格（円）	59,408,800円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設標準歩掛表に基づき、標準歩掛・標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	49,076,000円（税抜）
落札率（％）	90.9％
最低制限価格（円）	48,973,000円（税抜）
入札参加者数	5者入札/9者指名
請負契約金額（円）	（当初）53,983,600円（税込） （変更後）67,241,900円（税込）

(6) - 3

契約名	松谷海岸 海岸侵食対策（O県）工事 第1工区
契約期間	令和2年3月28日～令和2年9月23日

工事請負内容	被覆石均し工事
契約方法	地域活力型指名競争入札（地域活力型指名競争入札実施要領）
工事請負業者名	山和建設（株）
業者選定理由	下関土木建築事務所所管区域内に主たる営業所を有する者で工事に必要な技術力（海岸工事の施工実績）があると認められる者を選定している。
予定価格（円）	50,677,000円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設標準歩掛表に基づき、標準歩掛・標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	41,871,000円（税抜）
落札率（％）	90.9％
最低制限価格（円）	41,871,000円（税抜）
入札参加者数	6者入札/10者指名
請負契約金額（円）	46,058,100円（税込）

(6) - 4

契約名	松谷海岸 海岸侵食対策（0県）工事 第2工区
契約期間	令和元年3月28日～令和2年9月23日
工事請負内容	被覆石均し工事
契約方法	地域活力型指名競争入札（地域活力型指名競争入札実施要領）
工事請負業者名	芝田建設（株）
業者選定理由	下関土木建築事務所所管区域内に主たる営業所を有する者で工事に必要な技術力（海岸工事の施工実績）があると認められる者を選定している。
予定価格（円）	53,806,500円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設標準歩掛表に基づき、標準歩掛・標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	44,619,000円（税抜）
落札率（％）	91.2％
最低制限価格（円）	44,619,000円（税抜）
入札参加者数	6者入札/10者指名
請負契約金額（円）	49,080,900円（税込）

(7) 委託料等執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	548	随意契約	(株)栗林設計
平成 30 年度	1,512	指名競争入札	(株)新成測量設計
令和元年度	1,705	指名競争入札	(株)テイケイエンジニアリング

(8) 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	松谷海岸 海岸侵食対策工事に伴う設計業務委託 第1工区
契約期間	令和元年7月23日～令和元年10月21日
業務内容	箱型函渠設計 1箇所
契約方法	指名競争入札 (地方自治法施行令第167条第1号)
委託業者名	(株)テイケイエンジニアリング
業者選定理由	防府土木建築事務所所管区域以西に主たる営業所を有する者、または、下関土木建築事務所所管区域内に技術者を配置している営業所を有する者で業務に必要な技術力を有すると認められる者を選定している。
予定価格 (円)	1,812,800円 (税込)
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格 (円)	該当なし
入札参加者数	14者入札/14者指名
落札率 (%)	94.1%
委託金額 (円)	1,705,000円 (税込)

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・最低制限価格の決定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格算出調書</li> <li>・指名競争入札参加者選定理由</li> <li>・地域活力型指名競</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約の内容を確認した。</li> <li>・ 工事請負契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・ 業務委託契約の内容を確認した。</li> <li>・ 業務委託契約の変更の有無を確認するとともに変更があった場合には変更の手続を確認した。</li> <li>・ 検査状況及び成果品を確認した。</li> <li>・ 工事成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> <li>・ 委託業務成績結果について確認するとともに内容について質問した。</li> </ul>	争入札実施要領 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争入札審査資料</li> <li>・ 入札経緯及び入札結果表</li> <li>・ 落札者決定通知書</li> <li>・ 工事請負契約書</li> <li>・ 業務委託契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> <li>・ 工事成績の評定結果について</li> <li>・ 山口県業務委託成績評定要領</li> <li>・ 業務委託成績評定表</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業背景、事業内容などについて質問をするとともに、工事内容について確認した。</li> <li>・ 事業効果について質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全基本計画</li> <li>・ 再評価項目調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全基本計画のうち該当事業の内容について質問した。</li> <li>・ 変更契約について、変更内容及び変更理由を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸保全基本計画</li> <li>・ 工事請負変更契約書</li> <li>・ 業務委託変更契約書</li> <li>・ 変更理由書</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 海岸保全計画について（経済性・効率性）

本件侵食対策事業は海岸保全基本計画に基づき侵食対策を行っている。ここで当該計画内にて海岸保全施設を整備しようとする区域は、山口北沿岸（88 箇所）、山口南沿岸（281 箇所）の合計 369 箇所である。このうち本件侵食対策事業（水・国土局）は 31 箇所あり、現状工事が完了しているのは 1 箇所、工事が進行しているのは本件松谷海岸侵食対策工事の 1 箇所であり、まだ 29 箇所が工事着手されず残っている。

このような中、本件の個別監査対象事業である松谷海岸侵食対策工事は、平成 12 年度より開始され令和 4 年度完了予定であり、総事業費は 1,930 百万円を予定している。このように海岸侵食対策工事は一般的に工事範囲が広く、大規模工事が予定されることが多いという性質上、比較的工事が長期化し、かつ、多額の予算を要するという事は理解できる。ま



た、今後予定されている箇所での工事全てが本件と同程度の工期であり、工事に同程度の予算を要するかは未定であるものの、海岸侵食対策工事の性質上他の箇所でも工事が相当程度長期化し、かつ、相当程度多額の予算を要することが想定される。

そのような想定の下では計画されている全ての工事が完了するためには 100 年を超える期間と数百億円の予算が必要と考えられ、現時点では全ての工事完了を明確に想像することは困難である。

本計画は海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている地区海岸、現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において防災のために施設を新設する区域、既に海岸保全施設が整備されている地区海岸において高潮や侵食等の被害が依然として発生している区域、海岸保全施設の老朽化が進行している箇所などを検討し決定しており、全ての工事において必要性は認められると考える。しかし、現実的に計画完了が想像できない現在の計画内容、計画進捗はやはり適切ではなく、特に防災上の観点からも、計画の中でより緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。

【意見】委託業務成績評定結果の活用について（有効性、経済性・効率性）

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第 1 条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

#### 46. 土木建築部 河川課 総合開発事業

(1) 事業の概要

事業名（箇所名または細事業名）
総合開発事業（平瀬ダム）
事業実施の背景（必要性）及び概要（内容）
（事業実施の背景） 錦川流域では、過去、錦帯橋を流失させた昭和 25 年のキジア台風、岩国市内で浸水家

屋 7,525 戸の被害をもたらした昭和 26 年のルース台風をはじめ、近年では平成 17 年の台風 14 号による記録的な洪水に見舞われ甚大な被害を受けている。一方で、平成 6 年の渇水では厳しい取水制限が実施され、灌漑用水や都市用水の水源としても広く利用されていた錦川で渇水被害も発生している。このような治水・利水両面に寄与する必要性から昭和 48 年度から平瀬ダム建設の実施計画調査に入り、昭和 63 年度から建設事業に着手した。

(事業概要)

平瀬ダムは、二級河川錦川水系に建設する多目的ダム（治水・利水・水道・発電）であり、ダム本体の建設及び用地取得、付替道路の建設等が主な事業である。

令和元年度の主な取り組み及び成果		
(取り組み・成果)		
令和 5 年度の完成を目標に工事を進めている。		
誰のための事業か（受益者）	何を対象とした事業か	事業の目的
錦川下流域の住民等	同左	治水、利水、水道用水、発電
関連する県の計画・施策等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち維新プラン<sup>⑰</sup>、重点施策 54</li> <li>・山口県国土強靱化地域計画</li> </ul>		
目的達成のための指標（KPI）等		
該当なし		
遵守すべき（規制を受ける）法令等		
河川法		
事業区分（継続事業又は新規事業）		
継続事業		

(2) 予算額と決算額の推移（事業単位）

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	5,000,000	4,200,000	5,500,000
補正予算額（増減）	0	0	0
継続費繰越額	2,333,000	2,055,000	2,172,600
予備費充当額	0	0	0
流用額（増減）	0	0	0
執行予算額	7,333,000	6,255,000	7,672,600
決算額	5,278,000	4,082,400	4,379,522
翌年度繰越額	2,055,000	2,172,600	3,293,078

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不用額	0	0	0

(3) 令和元年度決算額の主な内訳 (事業単位)

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	4,097,343	地滑り防止工事
委託料	239,004	クラウドニングデータ開設業務委託
給与費	35,025	
その他	8,150	
合計	4,379,522	

(4) 財源の内訳 (事業単位)

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,158,381	49.3%
その他	2,225,500	50.8%
一般財源	△4,359	△0.1%
合計	4,379,522	100.0%

(その他財源の説明)

その他財源は、県債の発行 (2,203,500 千円) 及び繰入金 (16,500 千円) 並びに市町負担金 (5,500 千円) である。

(5) 工事請負契約執行状況 (公共工事は選定箇所単位)

(単位：千円)

	決算額	契約方法	工事請負業者名
平成 29 年度	4,875,160	一般競争入札及び指名競争入札	(株) 舞田興業 外 6 者
平成 30 年度	3,713,956	一般競争入札及び指名競争入札	新日本道路施設 (株) 外 13 者
令和元年度	4,097,343	一般競争入札及び指名競争入札	(株) 舞田興業 外 2 者

(6) - 1 令和元年度の工事請負契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	平瀬ダム地滑り防止工事 (第 3 工区)
-----	----------------------

契約期間	平成 31 年 4 月 4 日～令和 3 年 12 月 28 日
工事請負内容	グラウンドアンカー工 210 本
契約方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条）
工事請負業者名	ライト工業・洋林建設 J V
業者選定理由	技術的評価と入札金額による選定
予定価格（円）	471,738,600 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	406,505,000 円（税抜）
落札率（%）	93.1%
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	406,505,000 円（税抜）
入札参加者数	4 者入札
請負契約金額（円）	（当初）439,025,400 円（税込） （変更後）450,660,100 円（税込）

（6）- 2

契約名	平瀬ダム地滑り防止工事（第 4 工区）
契約期間	平成 31 年 4 月 4 日～令和 3 年 12 月 28 日
工事請負内容	グラウンドアンカー工 209 本
契約方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条）
工事請負業者名	三友・ガンシン J V
業者選定理由	技術的評価と入札金額による選定
予定価格（円）	467,211,240 円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	402,666,000 円（税抜）
落札率（%）	93.1%
最低制限価格（円）	該当なし
調査基準価格（円）	402,666,000 円（税抜）
入札参加者数	4 者入札
請負契約金額（円）	（当初）434,879,280 円（税込） （変更後）446,408,600 円（税込）

## (6) - 3

契約名	工事用道路維持修繕工事第2工区
契約期間	令和元年8月20日～令和2年3月31日
工事請負内容	施工延長 L=10km、道路パトロール31回、支障木撤去、盛土・落石撤去
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1項）
工事請負業者名	(株) 舞田興業
業者選定理由	主たる事務所を岩国土木建築事務所の所管区域内に有しており以下の要件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止期間ではないこと</li> <li>・経営状態が著しく悪化していると認められないこと</li> <li>・経営事項審査の有効期限が切れていないこと</li> <li>・主たる営業所の所在地が錦地域内にあること</li> <li>・応急対策等の臨機の対応が見込まれ、機動力が要求されることからA、B等級であること</li> <li>・電子入札システムに対応していること</li> </ul>
予定価格（円）	2,608,100円（税込）
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
予定価格の公表	事後公表
落札価格（円）	2,236,000円（税抜）
落札率（%）	94.3%
最低制限価格（円）	2,071,000円（税抜）
入札参加者数	3者入札/4者指名
請負契約金額（円）	(当初) 2,459,600円（税込） (変更後) 2,704,900円（税込）

## (7) 委託料等執行状況（公共工事は選定箇所単位）

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	354,651	随意契約及び指名競争入札	(株) 坂本建設コンサルタント 外11者
平成30年度	304,694	随意契約及び指名競争入札	(株) 建設技術研究所 外10者

	決算額	契約方法	委託業者名
令和元年度	238,026	随意契約及び指名競争入札	(一財)水源地環境センター 外5者

(8) 令和元年度の委託契約の概要 (公共工事は選定箇所単位)

契約名	環境影響評価手法等評価業務委託 第1工区
契約期間	令和元年7月8日～令和2年3月31日
業務内容	環境影響検討、貯留制限の検討
契約方法	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託業者名	(一財)水源地環境センター
業者選定理由	業者選定については、水源地の環境に関する調査研究及び技術開発並びに技術指導等を行っており、環境影響評価の指針の監修に携わるなど、全国のダム水源地や下流河川の環境影響評価や保全対策に関する高度な知見と解析手法を有している(一財)水源地環境センターを選定する。 ※国土交通省所管のダム事業で、環境アセスメント評価の実績を有しているのは、(一財)水源地環境センターのみである。
予定価格 (円)	16,637,500円 (税込)
予定価格積算根拠	山口県の建設工事積算基準等に基づき、標準単価に設計数量を乗じて積算している。
調査基準価格 (円)	12,043,000円 (税抜)
委託金額 (円)	16,577,000円 (税込)

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<p>【第1工区・第2工区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書 (見積集計表)</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・随意契約について、理由内容を確認し、規定に適合しているか確認した。</li> <li>・工事請負契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・業務委託契約の内容及び起案手続を確認した。</li> <li>・工事請負契約の変更について変更の手続を確認した。</li> <li>・情報公開の状況を確認した。</li> <li>・検査状況及び成果品を確認した。</li> </ul> <p>【第3工区・第4工区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起工設計、予定価格決定、入札、契約及び変更契約が適切になされていることを担当者への質問及び起案決裁文書にて確認した。</li> <li>・繰越手続の適切性を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・随意契約理由書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・起案書、報告書他成果品</li> </ul> <p>・起案書</p>
有効性	<p>【第1工区・第2工区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、整備実施状況との関連性、今後の方針を確認した（その他関連資料の閲覧、質問等）。</li> </ul> <p>【第3工区・第4工区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地滑り対応のための工事である。監査日時点では工事が完了していない。担当者への質問及び地滑りが生じる可能性がある個所の評価資料を閲覧したところ、事業は平瀬ダム の効用を維持するために必要なものであると判断。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地滑り個所の評価資料</li> </ul>
経済性・効率性	<p>【第1工区・第2工区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負契約及び業務委託契約について、仕様書、契約書、見積書、成果報告書、検査調書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>・工事請負変更契約について、工事変更設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>書、変更内容及び変更理由を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul> <p><b>【第3工区・第4工区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の状況に応じて工法を選択しており、第3・4工区においては、グラウンドアンカー工を採用。第1工区、第2工区が先行して工事を行っているが、鋼管杭工を採用している。グラウンドアンカー工は鋼管杭工よりも安価な工法であり工法の検討により、第3・4工区ではグラウンドアンカー工を採用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更理由書</li> <li>・起案書、報告書他 成果品</li> <li>・工法を比較検討した書類</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

**【指摘事項】** 契約に係る情報の公表について（合規性）

監査対象である業務委託契約「環境影響評価手法等評価業務委託 第1工区」は、契約の内容等の情報が公表されていなかった。

この点、公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務等について必要な事項が定められている「公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」平成13年4月1日施行、平23技術管理第706号の1平成24年3月29日付一部改正によれば、以下のように規定されている（抜粋）。

### 3 入札及び契約の過程並びに契約内容の公表

入札及び契約の過程並びに契約内容の公表は、次のとおりとする。

#### (1) 公表対象

次に掲げる工事及び業務委託（工事関係）を対象とする。

イ 随意契約により行うもののうち、予定価格が工事にあつては250万円、業務委託（工事関係）にあつては100万円を超えるもの

#### (2) 公表内容

ケ 契約の内容

コ 随意契約の場合の相手方の選定理由

サ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更契約の内容及び変更理由

#### (5) 公表時期

イ 上記(2)のケ～サについては、契約締結後（仮契約を含む。）、速やかに公表する。

#### (6) 公表終期



公表した日の属する年度の翌年度末まで公表する。

当該規定によれば、本件の業務委託契約は、予定価格が 16,637,500 円（税込）であり公表の対象であった。なお、同様の公表漏れは他事業でも生じており、改めて情報の公表に係る事務取扱についての周知徹底を図ることが必要である。

#### 47. その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

（前提）

ここでは、本年度監査対象とした各事業のうち、条件付一般競争入札によっている工事請負契約を抽出・要約し、主に入札参加資格（営業所の所在地）制限及び総合評価方式に係る落札者決定基準に着目して全体分析を実施した（個別の契約手続については各事業別の外部監査の結果及び意見の頁を参照）。

##### （1）条件付一般競争入札の工事請負契約一覧

監査対象事業のうち、条件付一般競争入札によっている工事請負契約は下表のとおりである。

（単位：千円）

No.	契約名（工種）	予定価格	総合評価型式	入札参加資格制限	入札者数
3	平前地区 令和元年度復旧 治山工事第 2 工区（土木一式）	59,604	特別簡易型	主たる営業所を玖珂又は周東地域内に有する	2 者
7	孕岩地区 令和元年度林地 荒廃防止工事第 2 工区（とび・土工・コンクリート）	32,432	特別簡易型	主たる営業所を県内に有する	13 者
13	清末地区 排水機場付帯工 事 12 号（土木一式）	45,810	特別簡易型	主たる営業所を旧下関地域内に有する	2 者
15	平成 31 年度須通東川 防安・ 通常砂防工事第 1 工区（土木一式）	58,142	特別簡易型	主たる営業所を玖珂又は周東地域内に有する	3 者
	平成 31 年度須通東川 事業 間連携・砂防工事第 2 工区 （土木一式）	56,856	特別簡易型		2 者
17	令和元年度時宗地区 防安・	78,599	特別簡易型	法第 3 条第 1	7 者

No.	契約名（工種）	予定価格	総合評価型式	入札参加資格制限	入札者数
	急傾斜工事第1工区（とび・土工・コンクリート）			項の営業所を県内に有する	
21	藤ヶ浴（1）地区 総流防・急傾（重点）工事第1工区（とび・土工・コンクリート）	77,776	特別簡易型	主たる営業所を県内に有する	6者
29	徳山下松港 港湾改修（島田-7.5m岸壁）工事 第1工区（土木一式）	53,922	特別簡易型	主たる営業所を岩国・柳井（柳井、大島、田布施、上関、平生に限る）・周南・防府又は宇部土木建築事務所管内に有する	5者
30	徳山下松港 港湾施設改良（笠戸島本浦防波堤0県）工事第1工区（土木一式）	71,452	特別簡易型	主たる営業所を岩国・柳井・周南・防府又は宇部土木建築事務所管内に有する	7者
34	平成31年度主要県道光上関線（中央橋）橋梁補修（防災・安全交付金 耐震）地方道工事第1工区（土木一式）	134,839	特別簡易型	主たる営業所を柳井土木建築事務所管内に有する	2者
35	令和元年度一般国道434号道路改良（防災安全交付金・緊急）工事 第2工区（とび・土工・コンクリート）	100,566	簡易型	法第3条第1項の営業所を県内に有する	2者
38	管内一円 河川情報基盤緊急整備工事第1工区（電気通信）	85,616	特別簡易型	事業所を県内に有する	1者
	管内一円 山口県土木防災情報システム水位局設置等工事第1工区（電気通信）	47,210	特別簡易型		1者

No.	契約名（工種）	予定価格	総合評価型式	入札参加資格制限	入札者数
39	令和元年度島田川 広域河川改修工事第2工区（土木一式）	106,650	特別簡易型	主たる営業所を周南土木建築事務所管内に有する	3者
	令和元年度島田川 広域河川改修工事第5工区（土木一式）	140,294	特別簡易型		10者
43	令和元年度本浦海岸 海岸高潮対策工事第1工区（土木一式）	83,154	特別簡易型	主たる営業所を新南陽又は徳山地域内に有する	5者
46	平瀬ダム地滑り防止工事（第3工区）（とび・土工・コンクリート）	471,738	簡易型	共同企業体の代表者は法第3条第1項の営業所を県内に有する 共同企業体の代表者以外については主たる営業所を県内に有する	4者
	平瀬ダム地滑り防止工事（第4工区）（とび・土工・コンクリート）	467,211	簡易型		4者

1. 上表のNo. 欄は監査対象とした各事業No. を示している。
2. 上表の入札参加資格制限欄は、公告日における営業所等の所在地に係る制限内容を入札公告より抜粋要約したものである。

## （2）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格を定めた地方自治法施行令第167条の5第1項及び同令第167条の5の2に照らして各条件付一般競争入札の入札参加資格を確認した。</li> <li>・落札者決定基準について総合評価項目の設定内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告</li> <li>・競争入札審査会資料</li> <li>・総合評価入札方式に関する評価調書</li> <li>・山口県建設工事総合評価競争入札実施要領</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札の機会均等が確保された手続きとなっているか否か検討した。</li> <li>・落札者決定基準の決定に際して恣意性が排除されているか否か確認した。</li> <li>・地域活力型指名競争入札の適用要件を満たす発注の有無について質問した。</li> </ul>	同上
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札における経済性（競争性）が確保された手続きとなっているか否か検討した。</li> </ul>	同上

### （３）監査の結果（指摘事項）または意見

#### 【指摘事項】 営業所等の所在地要件設定の客観化について（合規性、有効性）

上記（１）の一覧（以下、「契約一覧」という）に記載のように、入札参加資格に係る営業所等の所在地要件を設定している。ここで、営業所の所在地要件を設定すること自体は地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の趣旨を満たす限りにおいては認められており、多くの地方公共団体が採用しているところでもある。

しかし、そもそも入札参加資格要件を規定した同令の構成は第 167 条の 5 第 1 項で、「必要があるときは契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、従業員数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。また、先に述べた同令第 167 条の 5 の 2 では、「特に必要があると認めるときは、更に入札参加者の事業所の所在地または工事の経験や技術的適性の有無を定めること」を可能としている。そして、同令同条のいう、「特に必要があるとき」とは同令第 167 条の 5 第 1 項の資格要件よりも更に厳格にその必要性を要求しており、当該制限を設定する際にはより積極的な理由が必要であると考えられる。すなわち、入札参加の機会均等や価格の競争性（経済性）を犠牲にしてもなお所在地要件によって制限を受ける当該一般競争入札に積極的かつ高い効果を見出せなければならないとされる。また、「特に必要があるとき」は契約ごとにその判断過程が客観的に示される必要があると考える。

以上より、「特に必要」として営業所等の所在地要件を設定した過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

#### 【指摘事項】 入札方法決定過程の客観化について（有効性、経済性・効率性）

県では建設工事について、災害応急対策など地域社会の維持を担う建設業者の受注機会を確保し、地域の安心・安全の確保や活力の向上を図ることを目的とした指名競争入札として、地域活力型指名競争入札（以下、「地域活力型」という）を制度化している。そして、地域活力型指名競争入札実施要領（以下、「要領」という）において、対象工事の選定要件を規定している。具体的には要領第 2 条において、（i）土木一式工事、（ii）請負対象設計

金額6千万円未満、(iii) 工事内容が地域に密着した工事で高度な技術を要しないものとされている。

上記の契約一覧によれば、事業 No. 3、13、15、29 について土木一式工事で請負金額6千万円未満に該当する。そして、地域に密着した工事で高度な技術を要しないものであれば選定要件を具備することとなる。しかし、これらの事業における工事請負契約は上記 (iii) の要件に該当せず地域活力型ではなく条件付一般競争入札を適用しており、その適用に至る入札方法の決定過程が必ずしも十分に客観化されているとは言えない状況である。

一つの契約事象に対して複数の入札方法（本件で言えば条件付一般競争入札及び地域活力型）を検討し得る場合には、恣意性を排除し、契約過程の公正性や透明性が担保されなければならない。また、地方自治法第234条が求める原則的な契約方法である一般競争入札に対して特例的な制度として地域活力型を県が制定したことに鑑みると、その要件を充足する限りにおいては極力その適用が優先されるべきとも考えられる。

以上より、複数の入札方法があり、そこに判断の余地が生じ得る発注契約については、選択・決定過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

#### 【指摘事項】 総合評価審査委員会の意見聴取について（合規性、有効性）

県では建設工事に係る総合評価競争入札を実施する場合には、山口県建設工事総合評価競争入札実施要領（以下、「要領」という）に従うこととしている。そして、契約一覧によれば、監査対象事業の契約は特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用し、入札方法は条件付一般競争入札によっている。

ここで、要領第3条(1)より一般競争入札により発注する工事は当該要領の適用対象であり、また、同第4条第2項より、総合評価の型式及び落札者決定基準は競争入札審査会へ諮ることとされている。さらに、同第5条において、総合評価の実施に際しては学識経験者からなる総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）の意見を聴かなければならない旨規定している。

契約一覧の各契約について見ると、一般競争入札であり、入札参加資格及び特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用すること並びに落札者決定基準を所定の競争入札審査会に諮問していることは確認できた。一方、審査委員会の意見を聴取した証跡は確認できなかった。この点、県によれば特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式については、評価項目が定型化されており年に一度、包括的に審査委員会に当該内容を諮っているとのことであった。しかしながら、地方自治法施行令第167条の10の2では、落札者決定基準の決定時点に加えて、実際の落札者決定時点においても、改めて意見を聴く必要があるとされた場合には意見聴取をしなければならない旨規定されており、原則的には入札案件ごとに意見聴取を行うこととなっている。また、現行の要領においても審査委員会への意見聴取を一括で行う等の例外（容認）規定は明示されておらず、規定を過度に拡大解釈した運用になっていると見られかねない。なお、例外的に意見聴取の運用に大きな事務コストが生じる

場合には効率的な事務手続の方策を検討する余地はあるが、その場合でも中立性や公正性に配慮し、県民目線で客観的かつ合理的な規定として整備され運用の根拠とされなければならない。

以上より、同令及び要領第5条を踏まえ審査委員会の関わり方について事務手続の改善を図るべきである。

#### 48. その他Ⅱ 平瀬ダムに係る事業再評価について

(前提)

ここでは、事業 No. 46 総合開発事業（平瀬ダム）における事業再評価について、県による費用対効果の測定（算定過程）で使用されたパラメータの適切性（仮定の適切性）に着目し、見積りの合理性を検証した（個別の契約手続については各事業別の外部監査の結果及び意見の事業 No. 46 を参照）。

(1) 建設中の平瀬ダムの概要

河川名（河川等級）	錦川（2級河川）
管理者	山口県
ダム建設目的（※1）	治水、上水、発電
計画着手年度	昭和48年度
建設着手年度	昭和63年度
完成予定年度	令和5年度
総貯水容量（万m <sup>3</sup> ）	2,950万m <sup>3</sup>
有効貯水容量（万m <sup>3</sup> ）※2	2,750万m <sup>3</sup>
予定総事業費（百万円）	86,000百万円
予定残事業費（百万円）	6,543百万円（令和2年度以降残）
事業再評価実施の頻度	原則として5年に1度
直近の事業再評価年度	平成29年度
事業再評価実施の根拠法令・規定等	山口県土木建築部所管公共事業の再評価実施要領

※1：ダム建設目的の略語説明は以下のとおりである。

治水：洪水調節や農地防災

上水：上水道供給（利水）

発電：水力発電（利水）

※2：総貯水容量から堆砂容量を除いた貯水量

(2) 事業再評価結果（直近の事業再評価 平成29年度）

項目	結果・内容
目的・必要性	<p>(解決すべき課題・背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錦川流域の主な洪水実績  昭和 25 年 9 月：全壊 5 戸、半壊 61 戸、床上浸水 285 戸、床下浸水 1,242 戸  昭和 26 年 10 月：全壊 47 戸、半壊 30 戸、床上浸水 1,385 戸、床下浸水 6,140 戸  平成 17 年 9 月：半壊 312 戸、床上浸水 545 戸、床下浸水 169 戸</li> <li>・主な渇水実績  平成 6 年度の渇水において、特に深刻な水不足に見舞われた。</li> </ul> <p>(達成すべき目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節、水道用水の確保、流水の正常な機能の維持、発電 (政策体系上の位置づけ)</li> <li>・政策目標：水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進</li> </ul>
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩国市の人口は、平成 22 年で 14 万 3 千人であり、近年緩やかな減少傾向が続いている。</li> <li>・水道事業者である岩国市より参画内容の変更の申し出はない。</li> <li>・発電事業者である山口県企業局より参画内容の変更の申し出はない。</li> </ul>
事業の進捗状況	<p>昭和 48 年度：実施計画調査着手  昭和 63 年度：建設事業着手  平成 元年度：付替道路工事着手  平成 4 年度：補償基準妥結  平成 20 年度：錦川水系河川整備基本方針策定  平成 20 年度：錦川水系河川整備計画策定  平成 21 年度：新基準に沿った検証の対象とする事業に選定  平成 24 年度：検証の結果、補助金交付を継続する対応方針決定  平成 26 年度：平瀬ダム本体工事着手  以降、ダム本体工事等を実施中であり、平成 30 年 3 月末見込みで進捗率約 81% (事業費ベース)</p>
事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策工事、地盤改良工事等の追加により見直しが必要となったことから約 120 億円の増加及び 2 年の工期延期が必要</li> </ul>

項目	結果・内容
	<p>要となった。</p> <p>・昭和 63 年度に建設事業に着手している。平成 26 年度よりダム本体工事に着手し、平成 28 年 2 月からは堤体コンクリート打設を行っており、平成 35 年度（令和 5 年度）の完成に向けて事業を進めている。</p>
事業全体の投資効率	基準年度：平成 29 年度
	①総便益 B（億円） 2,519
	②総費用 C（億円） 1,438
	費用対効果 B/C（①/②） 1.8
残事業の投資効率	①総便益 B（億円） 1,800
	②総費用 C（億円） 152
	費用対効果 B/C（①/②） 11.9
対応方針及び理由	対応方針：継続
	<p>（対応方針理由）</p> <p>平瀬ダム錦川総合開発事業は前回の再評価時以降も事業の必要性は変わっていない。今後においても計画的な進捗が見込めること等から平成 35 年度（令和 5 年度）の事業完成に向けて引き続き事業を「継続」することが妥当と考える。</p>
第三者委員会の意見等	対応方針案どおり「継続」が妥当である。

（出典：国土交通省「平成 29 年度 水管理・国土保全局関係事業における事業評価について（その 5）-平成 30 年 3 月（平成 30 年度予算に向けた事業評価）-（参考）事業概要資料（再評価）」より抜粋し監査人が加工）

### （3）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平瀬ダムの概要について質問した。</li> <li>・費用対効果（B/C）算定方法及び算定に利用した各種パラメータについて検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省公表 平成 29 年度事業再評価結果</li> <li>・平成 17 年度「豪雨災害記録 2005」</li> <li>・山口県 平成 17 年 9 月定例会 09 月 27 日-03 号「台風 14 号の降雨の確率について」（台風 14 号の降雨確率が 200 年に一度との見解を示した発言要旨）</li> <li>・平成 17 年 4 月 治水経済調査マニュアル（案）</li> </ul>



監査要点	実施手続	証憑書類等
		・平成 29 年度 平瀬ダム費用対効果の検討
経済性・効率性	同上	同上

(4) 費用対効果の算定 (直近 3 回分)

(単位：百万円)

項目		平成 23 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
		全体事業	全体事業	全体事業	残事業
費用	建設費	74,000	72,127	83,321	15,160
	維持管理費	18,500	18,032	3,955	3,955
	費用計	92,500	90,159	87,276	19,115
	現在価値 (C)	106,456	133,756	143,814	15,181
便益	治水便益	540,235	522,255	521,570	507,339
	残存価値	257	602	715	282
	不特定容量便益	41,100	40,157	44,794	8,150
	便益計	581,592	563,014	567,079	515,771
	現在価値 (B)	213,989	253,377	251,884	179,990
B/C	費用便益比	2.0	1.9	1.8	11.9

(5) 監査の結果 (指摘事項) または意見

【意見】年平均被害軽減額 (治水便益) の合理性について (有効性)

ダム建設事業の再評価の評価項目のうち、事業の投資効果については費用対効果分析により評価することとされている。そして、費用対効果分析は、再評価において事業の方針を決定する際の重要な評価項目の一つとなっており、分析の実施にあたり、県では国土交通省が策定した「治水経済調査マニュアル (案)」を使用している。

上記、便益項目のうち、治水便益 (年平均被害軽減額) は平瀬ダムの整備によって洪水被害の軽減が期待される部分を金額換算したものである。すなわち、ダム整備事業を実施しない場合と実施した場合の想定被害額の差額によって軽減額が計算されることになる。

当該治水便益算定の基礎となる、ダム整備事業を実施しない場合の想定被害額と近年発生した洪水による被害実績とを比較すると、想定被害額が大きく算定されているように見受けられ、結果的に治水便益が過大に算定されているという疑念がある。

以上より、便益のパラメータである想定被害額について、再評価時点から遡及して比較可能な被害実績との比較分析を行う等、合理性のある数値であることを検証することが望まれる。

#### 49. その他Ⅲ 平瀬ダム建設現場の視察について

(前提)

防災におけるダム建設の質的重要性及び事業予算規模の量的重要性から、平瀬ダム（錦川総合開発事業）の建設現場を視察し、契約事務や費用対効果の監査手続を補足した。

##### (1) 平瀬ダム建設現場の視察概要

視察年月日	令和2年9月3日（木）及び令和2年10月22日（木）
所管出先機関	錦川総合開発事務所
視察者	令和2年9月3日（木）：補助者3名（実地監査の一環で視察） 令和2年10月22日（木）：包括外部監査人1名（森永晃仁）
同行者	山口県監査委員事務局1名及び錦川総合開発事務所2名
視察の概要	令和2年10月22日（木）の視察概要は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 所長より平瀬ダム事業概要の説明</li><li>・ 平瀬ダム本体（堰堤）の視察（下流域側底辺～天端、上流域側）</li><li>・ 管理事務所棟の視察（建設中）</li><li>・ 地すべり対策工事（事業費約120億円追加の主要因）の視察</li><li>・ 視察結果の報告</li></ul>
視察結果	視察において、記載すべき指摘事項及び意見はない。

##### (2) 視察状況の記録

ダム本体堰堤（上流域側からの全体像） 令和2年9月3日（木）撮影





ダム天端（堰堤上部） 令和2年9月3日（木）撮影



ダム本体堰堤（下流域側） 令和2年10月22日（木）撮影



管理事務所棟の建設 令和2年11月16日（月）撮影 ※1



地すべり対策工事 令和2年11月16日（月）撮影 ※1



※1：管理事務所棟の建設及び地すべり対策工事は、令和2年10月22日（木）悪天候につき、錦川総合開発事務所側で後日撮影した鮮明な画像を添付した。

以 上